

人口増強興亞の基

人口問題研究

第三卷 第四號

昭和十七年四月刊行

調査研究

人口のロヂスチック曲線について……………中川友長(一)

オトマール・シュパン著「私生児の状態とその運命」……………雪山慶正(二五)

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て……………兒山千秋(三五)

彙報

臨時家族手当給與令の公布——國民體力法の被管理者の範圍限定に關する勅令の公布——

—學校卒業者使用制限令施行規則中改正——健康保險法中改正法律の一部施行期日の件

公布——健康保險法施行令中改正——職員健康保險法施行令中改正——恩給法改正法律

の一部施行期日の件公布——農地開發法施行令中改正——米穀生産獎勵金交付規則中改

正——厚生省人口局に於ける健民運動實施の決定——農林省の昭和十六年米實收高の發

表——農林省の主要農産物對策要綱の發表——內閣統計局の生計費指數並に商工省の物

價及賃金指數の發表

文獻

邦文人口問題關係文獻(二三)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第三卷 第四號

調査研究

人口のロヂスチック曲線について

中川友長

ケトレーはその「人間に就いて」*Sur l'homme et le développement de ses facultés. Essai de physique sociale* に於て、人口の増加に關し次の如く述べて居る。

「マルサス氏は、人口がその増加するに際し當面する主なる障礙をすべく解剖した。氏は又、人口が大なる損害に陥ることなくしては超え得ないであらう限界をやはり見事に決定した。然しながら、このイギリスの學者及び彼に倣へる經濟學者達の研究にも拘らず、障礙の作用する様式は明かにされてゐないと認めなければならぬ。それに則つて障礙が作用するところの法則は決定されてゐない。一言にして云へば、人口の理論をそれ

人口のロヂスチック曲線について

が特に屬すべきものと思はれる數學の領域へ移す手段を人々は與へなかつたのである。(この點に就いて、私が一八二七年に科學史の公開講義の初めに述べた見解を想起するのを許されたい。『自然科學が進歩すればするほど益、數學の領域に入る傾きがあることを注意せねばならない。數學を一種の中心として自然科學は集り來るのである。一の科學が計算を以て取り扱はれる容易さの大小により、その科學がどの點まで完成されたものであるかを判斷することさへも出來るであらう。』それがために、この微妙な點に關する論議は今日までのところ完成されてゐないし、且つ等比級數的な恐るべき速度を以て進む惡に對する障礙の作用の中に十分な保證を見出さぬことによつて社會が冒す危険をは恐らく誇張したといふ結果になつてゐる。

かく重要な缺陷を充たすため私は多くの研究に従事した。然しここにその研究の詳細を述べるのは不必要であらう。そしてその問題の状態に就いての注意深い検討は、人口の理論は次の三原理に要約し得ることを私に證明した。私は、この二原理を人口の發達とそれに影響を及ぼす諸原因の分析に對し基本的な原理として以後役立つべきものと考へてゐる。即ち、人口は等比級數的に増加する傾向がある。

人口の發達に對する抵抗若くは障礙の總和は、總て他の事情にして同一ならば、人口の増加せんとする速度の二乗に比例する。

それ故に、人口増加の速度に對する障礙は、實際に環境がそれを横ぎる物體に對置せしむる抵抗の如くに作用する。この物理學の一法則が敷衍されて社會的資料に應用される場合に最もよく確められると云ふことは、多くの場合に、物質的現象を規律する法則と人間に關する法則との間に存する類似の一新らしい例を提供するものである。従つて、私が人口の數學的理論の基礎とする二つの原理の中で、一は普通總ての經濟學者によつて認容されてをり、異論の餘地が殆んどないやうに思はれる。そして他の一つは、人口の動きと繼續的に作用する障礙とを考察せねばならなかつたところの一切の適用に於て確められてゐる。

然しながら、吾々がこれらに對して有する有利な臆測にも拘らず、もしこれらを分析に附した際最も微妙な點まで進められた試験に堪へ得ぬならば、勿論これを棄てねばならないであらう。

それ故に、私は何よりも先づ理論の到達すべき歸結を檢討せねばならぬと考へた。そしてその歸結が實驗の結果と全く一致するのを見て満足した。かくて、人口が自由に障礙なく發達し得る時はそれは等比級數的に増加する。もしも人口の發達がそれを止むる傾向あり、且つ一樣に作用するあらゆる種類の障礙の中に行はれたとせば、換言すれば社會状態が變化しないなら、人口は無限には増加せずして漸次停滯的となる傾向がある。」

(平、山村兩氏譯、岩波文庫上卷 二五五—二五七頁)

かく述べて居るが、ケトレーは人口増加の數學的公式そのものについては何等與へては居らぬのである。これはケトレーと同時代で、彼の知人であつたベールルスト P. F. Verhulst がその數式化を試みて呉れた爲であつたかも知れない。ベールルストはエコール・ミリテールの數學教授であつて、此の數式化に關する論文を三つも書いて居るが、これは長し間一般の

注意する所とならなかつた。ユールはこの理由として、ベールルストが時代の非常な先驅者であつたこと及び當時利用し得る統計資料が不充分であつて、彼の見解を多少なりとも有効に檢討することが可能な状態になかつたことを擧げて居る(引用書一四頁)が恐らくさうであつたのであらう。

一九二〇年にジョン・ホプキンス大學の教授パールとリードとがベールルストの業績と獨立に、その人口増加に關する研究に於て再びベールルストと正に同じ結果に到達したのである。パールとリードによる此の再發見竝にこれに關する二人の研究に對して、ユールは「人口理論にとつて最大の重要性和興味とを有するものである」(一五頁)と云つて居る。パール自身も此の結果を極めて高く評價して次の如く述べて居る。「之は我々にとつて、控へ目に言つても、遊星が楕圓軌道を動くとするケプラーの法則によくならぬ得るものであると思はれる。併しそれは此の楕圓軌道の説明としてニュートンが附加した引力に當る説明の要素を缺いて居るのである。同様に之はクラーク・マックススウェルの分子運動説以前のボイルの法則にもならぬ得るものである。約言すれば、前章に用ひた數學又は本章に於ける其の有效なる應用に現はれた何ものも我々の得た描寫曲線(人口増加の軌道)に關する前提第五(「人口増加の各成長期又は一循環中に於ける人口増加率は時間的に一定ではない。そのかはり事件の相次ぐ經過は明かに一般的に然かも實に殆んど普遍的に生じて居る。當初人口は緩徐に増加して行くが、其の率はそれが最大値に達する所の一定點迄常に増加する。此の點は所與の土地に於ける人口と生活資料との間の最適關係點を示すものと推定することが出来やう。増加の最高率を示す此の點は人口増加曲線の彎曲點である。此の點を過ぐれば増加率は累減し、遂には曲線が問題となつて居る特定の成長期及び土地に所屬する上方漸近線に密接して殆んど

水平に伸びる迄に至るのである。」といふ前提の背後にかくされた諸原因の本質に關しては些少の暗示も與へるものではないのである。之等諸原因の發見に導く方向にこれ迄爲された一つの確實な歩みは、之等の諸原因が人類に特有な事情、例へば人間社會の經濟的又は社會的構造又は組織といふやうなものではないといふ證明がなされたことである。之はかの曲線を以て果蠅ツロソフイラ・メラノガスターの集團増加が正確に描寫されるといふ實驗上の證明を以て立證されて居る。此のことは此の探究が生物學的な、物理的な又は化學的な一層基礎的な自然的原因に向けられなければならないことを示して居る。此の分野に於ける更に進んだ研究が有効に試みらるべき方向は、人口を資料とする統計的進路に沿つてではなく、より下等な生物集團が統御された状況下で研究し得る所の實驗的進路に沿つて存在するらしく思はれる。(II五八五頁)

さてベールールストは如何にしてケトレーの人口増加に關する命題を數式化したかといふにそれは次の如くである。但し以下はユールの紹介せる所に據れるものである。(I四二―四四五頁)

tを時變量、pを人口とすれば、人口が一定率を以て自由に増加せる場合は明かに

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = m$$

として即ち瞬間増加率は一定値mに等しとして表示される。

然かるに一定の地域、一定の生活條件の下に於ては人口は何日迄もmなる増加率で増加し續けることは出來ないといふケトレーの所謂抵抗若くは障害の總和の作用は、之が人口増加と共に増大するといふ人口の函數である所から

人口のロヂスチック曲線について

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = m - f(p)$$

又は

$$dp/dt = mp - \Phi(p)$$

として表はされる。

ここで問題は此の $\Phi(p)$ なる函數の形を如何に定めるかといふことである。ケトレーは前掲した如く「人口の發達に對する抵抗若くは障害の總和は、總て他の事情にして同一ならば、人口の増加せんとする速度の二乗に比例する」と述べて居る。之から指示せらるる所は問題の $\Phi(x)$ をpの二乗値の一定數倍即ち

$$\Phi(p) = np^2$$

と定めることである。此の定め方について、ユールは之は $\Phi(p)$ に與へらるる形の中最も單純なるものであると述べて居る。(I四三頁)

かくして得られた微分方程式

$$dp/dt = mp - np^2 \dots\dots\dots(1)$$

は一應ケトレーの要件を具備したものであるといふことが出来る。

(1) 式を解けば

$$\frac{1}{p} e^{-\int -mdt} = C - \int -ne^{-\int -mdt} dt$$

$$p = \frac{e^{mt+a}}{C + n \int e^{mt+a} dt} = \frac{e^{mt+a}}{C + ne \left(\frac{1}{m} e^{mt} + A \right)}$$

C、a、Aは何れも積分常数を表示する。
今 $C/e^{at} = B$ と置けば

$$P = \frac{e^{at}}{m} \left(B + \frac{n}{m} e^{mt} + nA \right)$$

$$= \frac{mB + ne^{mt} + mnA}{m} \dots\dots\dots(2)$$

t=0のときに於けるPをP₀とすれば

$$P_0 = \frac{m(B + nA) + n}{m}$$

であるから

$$B + nA = \frac{m - mP_0}{mP_0}$$

でなければならぬ。よつて此の關係により(2)式に書き直せば

$$P = \frac{mP_0 e^{at}}{mP_0 e^{at} + m - mP_0}$$

を得る。之はベルールストの興へた人口増加式であつて、ベルールストは之を佛蘭西(一八一七年乃至一八三一年)、白耳義(一八一五年乃至一八三三年)、エセツクス州(一八一一年乃至一八三一年)の各人口に試み、極めて良好な一致をみたのである。(一四三頁)尙ベルールトは此の式のPがtの變化に伴つて描く曲線をロヂスチック曲線と命名したのである。(ロヂスチック Logistic は λογιστικονより導かれた語で計算する、勘定するの意味を持つと云ふ)

併し最近に於ては上記(1)式に於けるmをa分の一、同じくmP₀即ちΦ(p)を

P_0/aL (a及びLは共に常數)と定むる方法がとられて居る。之はベルールストのものと本質的に變つたことを行へるものではないが、之により結果をもつと簡單に表現することが出来る効果がある。即ち之により(2)式のm及びnを置換へれば、a分の一なる因子は(2)式右邊の分母子に共通に現はれるから之を消去して

$$P = \frac{e^{t/a}}{L + A/aL}$$

$$= \frac{L e^{t/a}}{L + e^{t/a} + A/a}$$

$\frac{L + A/a}{L} = e^{t/a}$ と置けば

$$P = \frac{L}{1 + e^{(\beta-t)/a}} \dots\dots\dots(3)$$

を得る。之が現在用ひられて居るロヂスチック曲線又は人口のロヂスチック規律の形式である。此の式からも無限大となるときPはLとなることが判かる。即ちLは極限人口の大きさに一致するのである。又tがβの値をとるときPは此の極限人口の大きさの丁度半分の大さとなるが、(3)式をもて二回微分したものは

$$\frac{d^2P}{dt^2} = \frac{1}{a} \left(1 - \frac{2P}{L} \right)$$

となつて、之はPがLの半値に等しいとき零となるからtがβなる點はロヂスチック曲線の變曲點となる。更にtがβ+αなる時點に於ける人口P_{α+β}は

$$P_{\beta+h} = \frac{L}{1 + e^{-h/a}} = L - \frac{L}{1 + e^{h/a}} = L - P_{\beta-h}$$

となるからロヂスチック曲線は其の彎曲點を中心として左右對稱型であることが判かる。

さて、前記(1)式に於ける m も n も共に負數ではないのであるからロヂスチック曲線は人口が動き出すや否やその増加率は漸減し始めるものとして導かれて居る。此の點はベールール自身も明かに述べて居る。即ち彼は人口が良地を見出すの困難に逢著し始めた時期を想像せよと言ひ、此の時期に於ける人口を零時點に於ける人口とし之を b で表はすのである。此の b なる大さの人口は彼によつて正常的人口と名付けられて居る。此の時期から人口増加上の障害が始まるのであつて、従つて人口増加と共に増大する此の障害の總和は之を $\mu(p-b)$ なる函數として表現される。即ち此の障害作用が始まる直前の人口瞬間増加率の大きさを l であるとすれば、障害作用の始まれる以後の人口瞬間増加率は

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = l - f(p-b)$$

と表はされるとするのである。此の f なる函數は p が b の大さであるときには零、 p が b より大なる場合には常に p が大なる程大きい正值をとるものであるとする。 p が b より小なる場合に關しては考へないのである。蓋し若し此の小なる場合についてそれは常に p が小なる程小なる負値をとるものであるとすれば、人口増加率は過去に溯る程大となることになつて l が正常的人口の大きさであることの意義が失はれることになる。ユール

人口のロヂスチック曲線について

が示して居る如く(一四四頁)若し此の f を其の最も簡單なる形として $\mu(p-b)$ であると定むれば

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = l - \mu(p-b)$$

となり、 $\mu = l + \mu_0$ と置けば

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = m - \mu p$$

となつて、(1)式と同じものになつてしまふ。詮り増加率が m なる時に戻つて、此の時の人口を正常的人口として議論を立て直さなければならぬことになつて来る。従つて f の形を p が b より小なる場合に及んで定義しやうとすればそれは常に p が小なる程大なる正值をとるとせねばならぬ。即ち例へば f は三角函數から構成されるものとせねばならぬ。此の場合常に p が小なる程大なる負値をとるものと定むることは出来ない。それはさうすれば零時點前に l よりも大きな増加率を示す時點があることになつて前提と矛盾して來ることになるからである。

パールは別に人口瞬間増加率に對して

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = f'(k-p)$$

なる形を與へて居る(二五七二頁)が、此の f' は時間變量の函數であるから之を適當に定めれば之によりかの正常的人口前の時期に迄適合することが出来る。勿論上式に於ける k は前式に於ける l と同じ意味のものではなく、之は極限人口の大きさに該當する量である。上式は

$$\frac{dp}{p(k-p)} = f'(k-p) dt$$

と出來るから、此の兩邊を積分すれば

$$\frac{1}{k} \log \frac{m_p}{k-p} = \int f(t) dt$$

$\frac{1}{k} \log m$ は積分常數である。上式の左邊は

$$-\frac{1}{k} \log \frac{k-p}{m_p}$$

に等しよから

$$F(t) = -k \int f(t) dt$$

と置けば

$$(1 + me^{F(t)})^p = k$$

$$\therefore p = \frac{k}{1 + me^{F(t)}}$$

を得る。

パールは $F(t) = a_1 t + a_2 t^2 + a_3 t^3 + \dots + a_n t^n$ とし (a_2, a_3, \dots, a_n) の盡くが

零なる場合は所謂ロヂスチック曲線式となることは説明を要せぬであらう(而して此の x^4 以上の頃の係數が何れも零なる場合の統計資料による k, m, a_1, a_2, a_3 の決定方法(但し此の中 m は之を e の a_0 乘と置いて a_0 を求めることにする)を與へて居る(四五七六—五七七頁)が、之は次の如く相當手のかかる計算を要するものである。決定すべき量の種類が五つであるから此の計算には等間隔時點に於ける五つの人口を要する。此の人口を時の順序に y_0, y_1, y_2, y_3, y_4 と表示すれば、先づ k の値は

$$y_1^4 y_3^3 (k - y_0)^k - y_2^4 (k - y_4)^k = y_0 y_2^3 y_4^3 (k - y_1)^k (k - y_3)^k$$

なる方程式を解いて得らる k の値である。之は k の八次式の根を求める計算になる。

次に a_0, a_1, a_2, a_3 の値は此の k 値及び下記 $\beta_1, \beta_2, \beta_3$ なる各値を用いて次の關係式から計算されるのである。

$$a_0 = \log \frac{k - y_0}{y_0}$$

$$a_1 = \frac{18\beta_1 - 9\beta_2 + 2\beta_3}{6t_1}$$

$$a_2 = \frac{4\beta_2 - 5\beta_1 - \beta_3}{2t_1^2}$$

$$a_3 = \frac{\beta_3 + 3\beta_1 - 3\beta_2}{6t_1^3}$$

但し

$$\beta_1 = \log \frac{k - y_1}{y_1} - \log \frac{k - y_0}{y_0}$$

$$\beta_2 = \log \frac{k - y_2}{y_2} - \log \frac{k - y_0}{y_0}$$

$$\beta_3 = \log \frac{k - y_3}{y_3} - \log \frac{k - y_0}{y_0}$$

である。

上記の $F(t)$ の t^2 以上の項の係數が全部零、即ち所謂ロヂスチック曲線の場合には以上の計算は簡單化されるが、之は本稿末尾に附記したるが如くである。

以上はロヂスチック曲線の進行方向を逆に溯つての考察であるが、之と反對に進行方向に沿つて進む場合についてロヂツから修正意見が提起されて居る。ロヂツは極限人口の到達後に於て人口は減退に轉ずる傾向のあることが現實に知られて來たのであるから、ロヂスチック曲線に於て人口は極限人口に達したる後は之に靜止するとされて居る點は修正せられねばな

らぬとして、人口増加率の方程式として次の形を提案して居る(山四一頁)。
 下式に於けるPは人口、tは時間變量、a及びLはパラメーターである。

$$\frac{dp}{dt} = \frac{p}{\alpha} \sqrt{1 - \frac{p}{L}} \dots\dots\dots(4)$$

前記(1)式のmを α 分の1、 α を $\frac{1}{\alpha L}$ と置けば(1)式は

$$\frac{dp}{dt} = \frac{p}{\alpha} \left(1 - \frac{p}{L}\right)$$

となるからロヂスチックとローツの式とは右邊の一マイナスL分のpと

ふ因子を其の平方根とするか否かの點を異するのみである。

ローツの式を解いてpを求めてみれば次の如くである。

$$\frac{1}{\alpha} dt = \frac{dp}{p \sqrt{1 - p/L}}$$

$$\frac{t}{\alpha} - \frac{\beta}{\alpha} = \log \frac{\sqrt{1 - p/L} + 1}{\sqrt{1 - p/L} - 1}, \dots - \frac{\beta}{\alpha} = \text{integr. Const.}$$

$$\frac{\beta - t}{\alpha} = \log \frac{-\sqrt{1 - p/L} + 1}{\sqrt{1 - p/L} + 1}$$

$$e^{\frac{\beta - t}{\alpha}} = \frac{-\sqrt{1 - p/L} + 1}{\sqrt{1 - p/L} + 1}$$

$$\sqrt{1 - p/L} (1 + e^{\frac{\beta - t}{\alpha}}) = 1 - e^{\frac{\beta - t}{\alpha}}$$

$$1 - p/L = \frac{1 - e^{\frac{\beta - t}{\alpha}}}{1 + e^{\frac{\beta - t}{\alpha}}}$$

人口のロヂスチック曲線について

$$p/L = \frac{\frac{\beta - t}{\alpha}}{1 + e^{\frac{\beta - t}{\alpha}}}$$

$$= \left(\frac{2}{e^{\frac{\beta - t}{2\alpha}} + e^{\frac{\beta - t}{\alpha}}} \right)^2$$

$$= \text{sech}^2 \frac{\beta - t}{2\alpha}$$

$$\therefore p = L \text{sech}^2 \frac{\beta - t}{2\alpha}$$

此の曲線はtの負値が小となるに伴ひ零から漸次増大し、tが β の値をとるとき極大値Lに達し、爾後はtの増加と共に減小するのであつて、tが β なる點を中心として對稱型を呈する。

ローツは此の曲線を一八七一年乃至一九三二年各十年の英蘭及び威爾斯人口に當辨し、最大誤差一・六%に止まる結果を得て居る。更にローツはチャールズ女史の計算に係る英蘭及び威爾斯の將來人口の趨勢を參酌して、(4)式は更に之を

$$\frac{1}{p} \frac{dp}{dt} = \sqrt{a + b p + c p^2}$$

と定むるを適當とするとなし、之より人口増加式としては

$$\frac{1}{p} = a + b e^{rt} + c e^{-rt}$$

が妥當するとして居る。(山四五―四七頁)但し上式中のrは實數でも虚數でもよす。

ローツの曲線はロヂスチックと其の瞬間増加率に對して與たへらるる阻止因子(前掲(1)式に於けるnpに該當するもので、之をユールはretarding

function と稱して居る)を何う定めるかを異にするのみで、従つて其の成り立ちは之を全く同一にするものではあるが、此の阻止因子の定め方に於ける極限人口の持続を許すと許さぬの差は根本的な相違であつて、従つてケトレーの命題の重要部分はその曲線に於ては失はれて居る。人口が最大人口に達した後に減退に轉ずるといふ現象は、之が最近現實に現はれた範圍に於ては、心理的な因子の作用に其の原因を有して居る。ケトレーの述ぶる「社會状態が變化しないなら、人口は無限には増加せずして漸次停滯的となる傾向がある」といふ「社會状態」の中に此の心理的な因子が含まれるならば、それは變化しないといふ假定の中に含まれることになるから其の限りローツの曲線は考慮に入つて來ないであらう。併しかくの如き假定は現實に徴して餘りにも勝手な假定であり、其の結果は理論の遊戯に過ぎぬものであると言はねばならぬ。又、若し「社會状態」の中に此の心理的な因子が含まれぬとすれば、それは重要な因子の存在を忘れて居ると言はねばならぬ。

以上よりしてロヂスチック曲線は生活の物的資料生産に一定の限界があり、而して心理的な因子をも含めた一切の事情が不變なる場合に於て、ベールルストの所謂正常の大きさに達したる後に於ける人口の増加形態を與ふるものであることが明になる。かくの如き前提條件が實現する人口場合が無いといふことは出來ず又ある人口増加の特定期間については屢々實現すべきことを認めねばならないであらうが、一般的にみて、之が完全なる實現は人口ではなく、他の下等なる生物の集團場合について期待されることは言ふを俟たぬ所である。ベインズ Athelstane Baines はロヂスチック曲線に對し、ドイツケンズのユウジン・ウレイバアンが蟻と蜜蜂の例を以て寫しられたのに對し兩足生物として主義に於て抗議せると同一の趣旨を

以て抗議して居る(一六一頁)ことは大に理由のある所と言はねばならぬ。デイユルフエは出産力は社會各層を通じて同一の大きさを有しないといふ事實に立脚してロヂスチック曲線は一つの極限型として成立つものであるとして居るが(IV三七—三九頁)、之もロヂスチック曲線に於ける上記の缺陷に觸れる一つの事項であると考へられる。デイユルフエが論ずる所の概要は次の如くである。簡單の爲に社會層の種別を二つとし、其の一方の人口を N_1 、他を N_2 を以て表はし、更に其の出産力を N_1 については r_1 、 N_2 については r_2 となし、而して時間變量を t とすれば

$$\frac{dN_1}{dt} = [s_1 - r_1(b_1N_1 + b_2N_2)]N_1$$

$$\frac{dN_2}{dt} = [s_2 - r_2(b_1N_1 + b_2N_2)]N_2$$

である。デイユルフエは上式の r や h についてそれが何を表示するかを明示して居らないが、上式右邊括弧内の第二項は死亡率に該當するものであると考へられるから之から r 及び h の性質は推定される。

さて上式を次の如く變形し

$$\frac{d \log N_1}{dt} = s_1 - r_1(b_1N_1 + b_2N_2)$$

$$\frac{d \log N_2}{dt} = s_2 - r_2(b_1N_1 + b_2N_2)$$

其の第一式に r_2 を乗じたものから第二式に r_1 を乗じたものを減ずれば

$$r_2 \frac{d \log N_1}{dt} - r_1 \frac{d \log N_2}{dt} = s_1 r_2 - s_2 r_1$$

$$r_2 d \log N_1 - r_1 d \log N_2 = (s_1 r_2 - s_2 r_1) dt$$

$$\frac{N_1^a}{N_2^a} = C e^{(s_1 r_2 - s_2 r_1) t}$$

但しCは積分常數である。

ここでデユルフェは上式のeの變は、最大の確率を以て、零ではないと考へられるから之を正值となるやうにとればtが無限大となるに従つてN₁が無限大となるか又はN₂が零とならねばならぬと論ずる。併しN₁が無限大となるといふことは初めに立てたN₁の微分方程式と矛盾することになるからN₂が零に近づくといふことが事實とせられねばならぬ。然るにN₂が零に近づくといふ極限場合には初めに立てた方程式は

$$\frac{dN_1}{dt} = \gamma N_1 - \gamma_1 h_1 N_1^2$$

となり、之を解けば

$$N_1 = \frac{h_1 \gamma_1}{1 + \frac{c_1 \gamma_1}{h_1 \gamma_1} e^{-\gamma_1 t}}$$

を得るが之はロヂスチック曲線式に他ならぬものであるといふのである。

ロヂスチック曲線の計算方

前掲(3)の形に於けるロヂスチック曲線のパラメーターL、γ及びβを統計資料により定むる方法としてユールは三種を擧げて居る。(「四九—五三頁」)以下には此のユールの三方法を示すことにする。

第一法

時間的に等間隔(此の間隔を時の單位にとる)にある三つの人口を時の順序に従つてP₀、P₁、P₂とする。さうすればロヂスチック曲線の定義から次の三式が定められる。

$$\frac{1}{P_0} = \frac{1}{L} (1 + e^{\beta/\alpha})$$

人口のロヂスチック曲線について

$$\frac{1}{P_1} = \frac{1}{L} (1 + e^{(\beta-1)/\alpha})$$

$$\frac{1}{P_2} = \frac{1}{L} (1 + e^{(\beta-2)/\alpha})$$

今

$$d_1 = \frac{1}{P_0} - \frac{1}{P_1} = \frac{1}{L} e^{\beta/\alpha} (1 - e^{-1/\alpha})$$

$$d_2 = \frac{1}{P_1} - \frac{1}{P_2} = \frac{1}{L} e^{(\beta-1)/\alpha} (1 - e^{-1/\alpha})$$

とすれば

$$e^{1/\alpha} = d_1/d_2$$

が導かれ、之よりαの値が定められる。又

$$d_1^2/(d_1 - d_2) = \frac{1}{L} e^{\beta/\alpha} \dots\dots\dots(1)$$

であるから之より

$$\frac{1}{L} = \frac{1}{P_0} - \frac{d_1^2}{d_1 - d_2}$$

が導かれLの値が定まる。αとLとの値が定まるからには之を(1)式に入れてβを求めることが出来る。

第二法

所與の等間隔時に於ける人口系列を三等分し、各群別に人口の逆數値を合計した値をS₁、S₂、S₃とする。即ち

$$S_1 = \frac{1}{P_0} + \frac{1}{P_1} + \dots + \frac{1}{P_{r-1}}$$

$$S_2 = \frac{1}{P_r} + \frac{1}{P_{r+1}} + \dots + \frac{1}{P_{2r-1}}$$

$$S_3 = \frac{1}{P_{2r}} + \frac{1}{P_{2r+1}} + \dots + \frac{1}{P_{3r-1}}$$

此の S_1, S_2, S_3 はロヂスチック曲線の定義により

$$S_1 = \frac{r}{L} + \frac{C}{L} e^{\beta/\alpha}$$

$$S_2 = \frac{r}{L} + \frac{C}{L} e^{(\beta-r)/\alpha}$$

$$S_3 = \frac{r}{L} + \frac{C}{L} e^{(\beta-2r)/\alpha}$$

但し

$$C = \frac{1 - e^{-r/\alpha}}{1 - e^{-1/\alpha}}$$

之より

$$D_1 = S_1 - S_2 = \frac{C}{L} (1 - e^{-r/\alpha}) e^{\beta/\alpha}$$

$$D_2 = S_2 - S_3 = \frac{C}{L} (1 - e^{-r/\alpha}) e^{(\beta-r)/\alpha}$$

が導かれ、更に之より

$$e^{r/\alpha} = D_1/D_2$$

が導かれ、 α の値が定められる。又

$$D_1/(D_1 - D_2) = \frac{C}{L} e^{\beta/\alpha} \dots \dots \dots (2)$$

であるから

$$\frac{r}{L} = S_1 - \frac{D_1^2}{D_1 - D_2}$$

であつて、之から L の値が定められる。以上の α 及び L 値を用ひ、(2)式によつて β 値が定められる。

第三法

$$\frac{P_{t+h} - P_t}{P_t} = \frac{e^{\frac{\beta-t}{\alpha}} - e^{-\frac{\beta-t-h}{\alpha}}}{1 + e^{\frac{\beta-t-h}{\alpha}}}$$

$$= \frac{e^{\frac{\beta-t-h}{\alpha}}}{1 + e^{\frac{\beta-t-h}{\alpha}}} \frac{h}{e^{\frac{\beta-t-h}{\alpha}} (e^{\frac{\beta-t-h}{\alpha}} - 1)}$$

$$= (1 - \frac{P_{t+h}}{P_t}) \frac{h}{(e^{\frac{\beta-t-h}{\alpha}} - 1)}$$

であるから人口の増加割合は P_{t+h} に對し $(e^{\frac{h}{\alpha}} - 1)L$ なる傾斜をなす直線を示はすのである。よつて此の増加割合を統計資料により計算し、之に増加割合の計算せられた間隔の終りの時點にたつ人口 P_{t+h} を變量とする直線を

最小自乗法等の方法により當辨し、此の結果によつて α 及び L 値を定める。次に用ひられた人口の全系列の各項の逆數値を合計すれば、其の値 S は

$$S = \frac{r}{L} + \frac{C}{L} e^{\beta/\alpha}, C = \frac{1 - e^{-r/\alpha}}{1 - e^{-1/\alpha}}$$

であるから、之に前に得た α 及び L 値を入れて β 値が定められる。但し r は系列の項數を示す。

＝

人口増加規律を與ふるものとして見たるときロヂスチック曲線は少くとも上述の如き缺陷を有するのである。併し此の曲線がはつきりと斷はつて又は含蓄的に持つて居る前提條件内では此の曲線が人口増加規律を與ふることを認めねばならない。即ちかかる前提の妥當する特定人口の特定期間

内に於ける増加については此の曲線の示すが如き動きが示されるし、又此の前提が續く限りに於ては之による其の將來人口の計算も可能となるのである。従つて問題は特定の人口増加場合に對して此の前提が成り立つて居るかどうにかかり、此の判定がロヂスチック曲線の活用についての重要事項となる。此の判定は人口の現實の動きに對するロヂスチック曲線の適合度によつて一應行ひ得る。

パールはジャバの一九八〇年乃至一九二〇年の人口について此のロヂスチック曲線を計算し、(頁六二七頁)其の結果を上記年次外の年次に迄擴張して居るが、之によれば曲線の方程式は

$$P = 1.572 + \frac{49.140}{1 + 28.847 e^{-0.0356t}}$$

であつて、此の式の與ふる人口と其の實際値とを掲ぐれば次の如くである。但し實際値は一八六〇年乃至一九三〇年の分は *Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indie 1939, 9.5* 所載の數字に據り、他はパールの掲ぐる所のものに據つたものである。

年次	ロヂスチックによる計算値	實際値
一七〇〇年	一・六二二	
一七二〇年	一・六七	
一七四〇年	一・七七	
一七六〇年	一・九八	
一七八〇年	二・三九	
一七九〇年	二・七四	
一八〇〇年	三・二二	
一八一〇年	三・八九	
		三・七七

人口のロヂスチック曲線について

極限値	年次	實際値
四・八二	一八二〇年	
六・〇八	一八三〇年	
七・七六	一八四〇年	
八・七九	一八四五年	
九・九六	一八五〇年	
一二・七四	一八六〇年	
一六・一一	一八七〇年	
一九・九九	一八八〇年	
二四・二四	一八九〇年	
二八・六一	一九〇〇年	
三〇・七五	一九〇五年	
三二・八二	一九一〇年	
三六・六五	一九二〇年	
三九・九四	一九三〇年	
四二・六四	一九四〇年	
四四・七七	一九五〇年	
四六・三九	一九六〇年	
四七・六一	一九七〇年	
四八・四九	一九八〇年	
四九・一四	一九九〇年	
四九・六〇	二〇〇〇年	
五〇・一七		

上記の二數字系列の示す所によれば適合度は良好であつて、パールが「實際と理論間の吻合は優秀 excellent である。補外人口も合理的なものなつて居る」(頁六二七頁)と稱して居るのは誇張ではない。パールの此の計算當時には一九二〇年迄の實際人口が判明し、上表に記した一九三〇年の數字は判かつて居らなかつたのである。併し最近年次に於て其の以前に

比し適合度が少しく低下して來て居る點が注目される。

最近年次に至つて此の適合度を著しく不良となし、かの前提條件の變化を示すに至つたと考へられる一つの例にフィリッピン群島の人口がある。

パールは一八〇〇年から一九〇三年に至るフィリッピン人口を對象としてロヂスチック曲線を計算したのであるが、その結果得たる曲線の方程式は

$$P = 0.2385 + \frac{10.060}{1 + 6.951e^{-0.0255t}}$$

であつて、(頁六一九頁)此の式が與ふる人口と其の實際値(伊藤隆「比律賓の人口構成と文化」地理學第九卷第十及び第十一に據る。但し一八八五年及び一八九四年竝に括弧を附したるものについてはパールの掲ぐる數字に據る)とをせば次の如くである。

フィリッピンの人口(百萬人單位)

年次	ロヂスチックによる計算値	實際値	年次	ロヂスチックによる計算値	實際値
一七〇〇年	〇・三九七		一八五〇年	一・五〇三(一・五六二)	三・七〇三
一七二〇年	〇・四七〇		一八五八年	一・八六〇	四・一七七
一七四〇年	〇・五八九		一八六〇年	一・九三〇	四・三〇〇
一七六〇年	〇・七八一		一八七〇年	一・九七〇	四・九二七
一七八〇年	一・〇八五		一八七七年	一・九九〇	五・三七七
一八〇〇年	一・五五〇		一八八〇年	二・〇〇〇	五・五六八
一八一〇年	一・八六〇		一八八五年	二・〇二〇	五・八八六
一八一二年	一・九二九	一・九三三	一八八七年	二・〇四〇	六・一八〇
一八一九年	二・一九〇	二・一〇六	一八九〇年	二・〇六〇	六・二〇〇
一八二〇年	二・二二九		一八九四年	二・〇八〇	六・四四六
一八二九年	二・六四四	二・五九三	一八九六年	二・一〇〇	六・五六九
一八三〇年	二・六六〇		一九〇〇年	二・一二〇	六・八〇四
一八四〇年	三・一五三	三・〇九六	一九〇三年	二・一四〇	六・九七八
			一九一〇年	二・一六〇	七・三六五
			一九一八年	二・一八〇	七・七七六
			一九二〇年	二・二〇〇	七・八七五
			一九三〇年	二・二二〇	八・三一五
			一九三九年	二・二四〇	八・六六三
			一九四〇年	二・二六〇	八・六九七
			一九五〇年	二・二八〇	九・〇一九
			一九六〇年	二・三〇〇	九・二八六
			一九七〇年	二・三二〇	九・五〇四
			一九八〇年	二・三四〇	九・六七九
			一九九〇年	二・三六〇	九・八二三
			二〇〇〇年	二・三八〇	九・九三五
			二〇一〇年	二・四〇〇	一〇・〇九五
			二〇二〇年	二・四二〇	一〇・一九三
			二〇三〇年	二・四四〇	一〇・二五三
			二〇四〇年	二・四六〇	一〇・二九〇
			二〇五〇年	二・四八〇	
			二〇六〇年	二・五〇〇	
			二〇七〇年	二・五二〇	
			二〇八〇年	二・五四〇	
			二〇九〇年	二・五六〇	
			二一〇〇年	二・五八〇	
			二一一〇年	二・六〇〇	
			二一二〇年	二・六二〇	
			二一三〇年	二・六四〇	
			二一四〇年	二・六六〇	
			二一五〇年	二・六八〇	
			二一六〇年	二・七〇〇	
			二一七〇年	二・七二〇	
			二一八〇年	二・七四〇	
			二一九〇年	二・七六〇	
			二二〇〇年	二・七八〇	
			二二一〇年	二・八〇〇	
			二二二〇年	二・八二〇	
			二二三〇年	二・八四〇	
			二二四〇年	二・八六〇	
			二二五〇年	二・八八〇	
			二二六〇年	二・九〇〇	
			二二七〇年	二・九二〇	
			二二八〇年	二・九四〇	
			二二九〇年	二・九六〇	
			二三〇〇年	二・九八〇	
			二三一〇年	三・〇〇〇	
			二三二〇年	三・〇二〇	
			二三三〇年	三・〇四〇	
			二三四〇年	三・〇六〇	
			二三五〇年	三・〇八〇	
			二三六〇年	三・一〇〇	
			二三七〇年	三・一二〇	
			二三八〇年	三・一四〇	
			二三九〇年	三・一六〇	
			二四〇〇年	三・一八〇	
			二四一〇年	三・二〇〇	
			二四二〇年	三・二二〇	
			二四三〇年	三・二四〇	
			二四四〇年	三・二六〇	
			二四五〇年	三・二八〇	
			二四六〇年	三・三〇〇	
			二四七〇年	三・三二〇	
			二四八〇年	三・三四〇	
			二四九〇年	三・三六〇	
			二五〇〇年	三・三八〇	
			二五一〇年	三・四〇〇	
			二五二〇年	三・四二〇	
			二五三〇年	三・四四〇	
			二五四〇年	三・四六〇	
			二五五〇年	三・四八〇	
			二五六〇年	三・五〇〇	
			二五七〇年	三・五二〇	
			二五八〇年	三・五四〇	
			二五九〇年	三・五六〇	
			二六〇〇年	三・五八〇	
			二六一〇年	三・六〇〇	
			二六二〇年	三・六二〇	
			二六三〇年	三・六四〇	
			二六四〇年	三・六六〇	
			二六五〇年	三・六八〇	
			二六六〇年	三・七〇〇	
			二六七〇年	三・七二〇	
			二六八〇年	三・七四〇	
			二六九〇年	三・七六〇	
			二七〇〇年	三・七八〇	
			二七一〇年	三・八〇〇	
			二七二〇年	三・八二〇	
			二七三〇年	三・八四〇	
			二七四〇年	三・八六〇	
			二七五〇年	三・八八〇	
			二七六〇年	三・九〇〇	
			二七七〇年	三・九二〇	
			二七八〇年	三・九四〇	
			二七九〇年	三・九六〇	
			二八〇〇年	三・九八〇	
			二八一〇年	四・〇〇〇	
			二八二〇年	四・〇二〇	
			二八三〇年	四・〇四〇	
			二八四〇年	四・〇六〇	
			二八五〇年	四・〇八〇	
			二八六〇年	四・一〇〇	
			二八七〇年	四・一二〇	
			二八八〇年	四・一四〇	
			二八九〇年	四・一六〇	
			二九〇〇年	四・一八〇	
			二九一〇年	四・二〇〇	
			二九二〇年	四・二二〇	
			二九三〇年	四・二四〇	
			二九四〇年	四・二六〇	
			二九五〇年	四・二八〇	
			二九六〇年	四・三〇〇	
			二九七〇年	四・三二〇	
			二九八〇年	四・三四〇	
			二九九〇年	四・三六〇	
			三〇〇〇年	四・三八〇	
			三〇一〇年	四・四〇〇	
			三〇二〇年	四・四二〇	
			三〇三〇年	四・四四〇	
			三〇四〇年	四・四六〇	
			三〇五〇年	四・四八〇	
			三〇六〇年	四・五〇〇	
			三〇七〇年	四・五二〇	
			三〇八〇年	四・五四〇	
			三〇九〇年	四・五六〇	
			三一〇〇年	四・五八〇	
			三一一〇年	四・六〇〇	
			三一二〇年	四・六二〇	
			三一三〇年	四・六四〇	
			三一四〇年	四・六六〇	
			三一五〇年	四・六八〇	
			三一六〇年	四・七〇〇	
			三一七〇年	四・七二〇	
			三一八〇年	四・七四〇	
			三一九〇年	四・七六〇	
			三二〇〇年	四・七八〇	
			三二一〇年	四・八〇〇	
			三二二〇年	四・八二〇	
			三二三〇年	四・八四〇	
			三二四〇年	四・八六〇	
			三二五〇年	四・八八〇	
			三二六〇年	四・九〇〇	
			三二七〇年	四・九二〇	
			三二八〇年	四・九四〇	
			三二九〇年	四・九六〇	
			三三〇〇年	四・九八〇	
			三三一〇年	五・〇〇〇	
			三三二〇年	五・〇二〇	
			三三三〇年	五・〇四〇	
			三三四〇年	五・〇六〇	
			三三五〇年	五・〇八〇	
			三三六〇年	五・一〇〇	
			三三七〇年	五・一二〇	
			三三八〇年	五・一四〇	
			三三九〇年	五・一六〇	
			三四〇〇年	五・一八〇	
			三四一〇年	五・二〇〇	
			三四二〇年	五・二二〇	
			三四三〇年	五・二四〇	
			三四四〇年	五・二六〇	
			三四五〇年	五・二八〇	
			三四六〇年	五・三〇〇	
			三四七〇年	五・三二〇	
			三四八〇年	五・三四〇	
			三四九〇年	五・三六〇	
			三五〇〇年	五・三八〇	
			三五一〇年	五・四〇〇	
			三五二〇年	五・四二〇	
			三五三〇年	五・四四〇	
			三五四〇年	五・四六〇	
			三五五〇年	五・四八〇	
			三五六〇年	五・五〇〇	
			三五七〇年	五・五二〇	
			三五八〇年	五・五四〇	
			三五九〇年	五・五六〇	
			三六〇〇年	五・五八〇	
			三六一〇年	五・六〇〇	
			三六二〇年	五・六二〇	
			三六三〇年	五・六四〇	
			三六四〇年	五・六六〇	
			三六五〇年	五・六八〇	
			三六六〇年	五・七〇〇	
			三六七〇年	五・七二〇	
			三六八〇年	五・七四〇	
			三六九〇年	五・七六〇	
			三七〇〇年	五・七八〇	
			三七一〇年	五・八〇〇	
			三七二〇年	五・八二〇	
			三七三〇年	五・八四〇	
			三七四〇年	五・八六〇	
			三七五〇年	五・八八〇	
			三七六〇年	五・九〇〇	
			三七七〇年	五・九二〇	
			三七八〇年	五・九四〇	
			三七九〇年	五・九六〇	
			三八〇〇年	五・九八〇	
			三八一〇年	六・〇〇〇	
			三八二〇年	六・〇二〇	
			三八三〇年	六・〇四〇	
			三八四〇年	六・〇六〇	
			三八五〇年	六・〇八〇	
			三八六〇年	六・一〇〇	
			三八七〇年	六・一二〇	
			三八八〇年	六・一四〇	
			三八九〇年	六・一六〇	
			三九〇〇年	六・一八〇	
			三九一〇年	六・二〇〇	
			三九二〇年	六・二二〇	
			三九三〇年	六・二四〇	
			三九四〇年	六・二六〇	
			三九五〇年	六・二八〇	
			三九六〇年	六・三〇〇	
			三九七〇年	六・三二〇	
			三九八〇年	六・三四〇	
			三九九〇年	六・	

二一〇〇年 一〇・三二二
 極限値 一〇・三四五

以上にみる如く一九〇〇年に入つてからの適合度は全然不良であつて、既に一九一八年に極限人口に近い値が示されてしまつて居る。尤もパールの計算當時に於ては一九〇三年迄の人口が判明し、其の中で一九〇三年の分はあやしいのであるが、一九一八年及び一九三九年の数字は全然判かつて居らなかつたのである。而して一八九〇年代迄の所では吻合は大體良好のものとなつて居つて、パール自身は「曲線と實際人口間の吻合は非常に密である、より以上の適合は望み得ないであらう」(II 六二九頁)と稱して居るが、之は多少誇張的である。

以上の如き適合の除去が生ずる場合には人口は新らしい循環期に入つたのであるとして、適合の不良が生じ出した邊りから以後の年次に對しては別のロヂスチック曲線を考へればよいといふことにされて居る。(一八九六年乃至一九三九年の人口によつてロヂスチック曲線を計算してみると

$$P = \frac{3,524,92 - t}{1 + e^{-1.73058t}}$$

を得て、極限人口には五千四百七十萬となる)併し之は新規の條件が中々固定せず可變的であつたり、又は固定するとしても前述ベールルストの正常人口状態の實現に迄至る前に於ては之にロヂスチック曲線を良好な適合度をもつて當て嵌めることは期待出來ないのであつて、かかる期間についてはロヂスチック曲線は之を斷念せねばならぬ。

終はりに參考として計算結果が良好き適合度を示せるビルマ、濠洲及びニュージールランドの現在に至る人口及びロヂスチック曲線による其の將來人口を掲ぐれば次の如くである。

人口のロヂスチック曲線について

ビルマの人口(百萬人單位)

年次	ロヂスチックによる計算値	實際値
一八一一年	〇・一	
一八三一年	〇・四	
一八五一年	一・四	
一八七一年	三・五	
一八八一年	五・四	三・七
一八九一年	七・七	七・七
一九〇一年	一〇・〇	一〇・五
一九一一年	一二・一	一二・一
一九二一年	一三・七	一三・二
一九三一年	一四・七	一四・七
一九四〇年	一五・三	
一九五〇年	一五・七	
一九六〇年	一六・〇	
極限値	一六・三	

$$P = \frac{16.27}{1 + e^{-0.00118t - 0.85272}}$$

濠洲の人口(百萬人單位)

年次	ロヂスチックによる計算値	實際値
一八一一年	〇・三	
一八三一年	〇・六	
一八五一年	一・〇	
一八七一年	一・七	
一八八一年	二・六	二・三
一八九一年	二・九	三・二

一九〇一年	三・六	三・八
一九一一年	四・五	四・六
一九二一年	五・四	五・四
一九三一年	六・五	六・五
一九三三年	六・七	六・六
一九四〇年	七・五	
一九五〇年	八・七	
一九六〇年	九・八	
極限値	一五・六	

$$p = \frac{15.64}{1 + e^{\frac{3.1649-t}{8.44923}}}$$

ニュージーランドの人口(百萬人單位)

年次	ロヂスチックによる計算値	實際値
一八一六年	〇・一	
一八二六年	〇・二	
一八三六年	〇・二	
一八四六年	〇・三	
一八五一年	〇・三	〇・〇
一八五六年	〇・四	
一八五八年	〇・四	〇・一
一八六一年	〇・四	〇・一
一八六四年	〇・四	〇・一
一八六七年	〇・四	〇・一
一八七一年	〇・五	〇・三
一八七四年	〇・五	〇・三
一八七六年	〇・五	
一八七八年	〇・五	〇・四

一八八一年	〇・六	〇・五
一八八六年	〇・六	〇・六
一八九一年	〇・七	〇・六
一八九六年	〇・八	〇・七
一九〇一年	〇・九	〇・八
一九〇六年	一・〇	一・〇
一九一一年	一・一	一・一
一九一六年	一・二	一・二
一九二一年	一・三	一・三
一九二六年	一・五	一・五
一九三六年	一・六	
一九四〇年	一・八	
一九五〇年	二・〇	
一九六〇年	三・四	
極限値		

$$p = \frac{3.43}{1 + e^{\frac{3.1829-t}{4.28940}}}$$

引用書

- I. G.U. Yule : The Growth of Population and the Factors which control it. *Jou. Roy. Stat. Soc. Part I*, 1925.
- II. R. Pearl : *Studies in Human Biology*, 1924.
- III. E.C. Rhodes : A Population Growth Curve for England and Wales, *Actualités scientifiques et industrielles*, No. 710.
- IV. Dieulefait : Sur la fonction logistrique. *Actualités scientifiques et industrielles*, No. 710.

オトマール・シュパン著

『私生児の状態とその運命』

O. Spann : Die Lage und das Schicksal der unehelichen Kinder

雪山慶正 譯

はしがき

本稿は、旧オーストリア全體主義經濟學の驍將オトマール・シュパンの手になる Die Lage und das Schicksal der unehelichen Kinder の全譯である。全體主義經濟學者としてのシュパンの思想的系譜をたどるならば、かの歴史學派に於ける一方の雄ワグネルを経て、浪漫派經濟學の始祖アダム・ミュラーにまで到達するであらう。アダム・ミュラーの經濟學史上にのこした業績は、なによりも先づ、古典學派によつて抽象的悟性的な經濟人としての地位に追ひ落された人間のために、文化を創造するものとしての全體的人間の高貴性を奪還する仕事であつた。人間は、古典學派の啓蒙哲學の主張するやうに、たんに抽象的悟性的な存在ではなく、歴史の中において思想し感情し意志し文化を創造するものである。したがつて人間の經濟行爲はつねに價值創造的である。人間の勞働は、それが全體的なるもの、即ち國家に對する文化的寄與の如何によつて評價されるべきであり、決して物質的尺度によつてその價值を評量するべきではないのである。——このやうな人間觀は、歴史學派によつてうけ繼がれ、現在ナチスドイツの經濟學の中に繼受されてゐるが、云ふまでもなく全體主義者シュパンの中にも、このやうな人間觀は力強く生かされてゐる。従つて人間に對するこのやうな理解がシュパンをして人間生命への不當な社會的侵害に對する警告を發せしめたのは當然である。並

オトマール・シュパン著「私生児の状態とその運命」

はづれて高い死産率、乳兒死亡率等のなかに示された私生児の運命は、社會による人間生命への不當な侵害を意味する。シュパンに「私生児の状態とその運命」の一書あるもけだし偶然ではない。

彼は、本書においては専ら一九〇三年に行はれたフランクフルト・アム・マインの「中央私的救護協會」による私生児調査の結果を利用して、出生から成年にいたるまでの私生児の運命を統計的にあつてゐるのであるが、こゝに豫め、本書の内容に概觀をあたへるなら次の如くである。即ち本書は

- (一) 社會現象としての私生児出生の範圍とその條件
- (二) 私生児の生命の危険
- (三) 養育條件と養育者の交替が特に私生児の死亡率に及ぼす影響
- (四) 私生児の認知
- (五) 學齡期までの私生児の運命
- (六) 特に繼父家族の形成
- (七) 私生父母の職業
- (八) 成年の私生児
- (九) 實際的方策、特に公職的後見制度の九章に分れてゐる。

(一) において、著者は先づ私生児出生の範圍測定のために從來とられ來つた方法を吟味し、次いで、私生児出生の範圍を決定する社會經濟的要因として、(イ)男女の婚姻年齢及び妊娠能力ある未婚男女人口の年齢構成、(ロ)未婚男女間の數的關係、(ハ)婚姻制度の社會的慣習、(ニ)私生母の遺棄、(ホ)私生母の出身關係をあげ、さらにこれらの社會的要因にもまして民族的要因が私生児出生に大きい影響をあたへるものであることを指摘してゐる。

ついで著者は(二)において私生児の死産率、乳兒死亡率に關する検討を試み、私生児の死産及び乳兒死亡率が公生児のそれより著しく高率であることを統計的に確認し、その原因を私生児の母の妊娠中の状態、私生乳兒の榮養並びに保育状態並びに養育條件が公生児のそれよりも劣悪であることに歸してゐる。

私生児の養育條件に關してはとくに一章を設け、(三)において詳細に論及してゐる。即ち著者は、私生児のたかい死亡率をもたらし養育條件として、私生児

が他人によつて養育されたる場合の多いこととしばしば養育者の交替が行はれることをあげてゐる。ついで(四)において著者は簡単に私生児の両親による認知の問題にふれ、(五)においては、成年期までの私生児の運命を、とくに養育者の變更に及ぼす養育条件の影響に關聯して論じ、さらに(六)ではとくに繼父家族の形成を取扱つてゐる。

ついで著者は、(七)において私生児の父及び母の職業に論及する。私生児の養育条件は最もよくその父母の社會的地位によつて決定されるものであり、社會的地位は職業の中に最も明瞭に示されるからである。成年の私生児と題する(八)では、私生児の養育条件の變更が、いかに成年期の私生児の能力、職業、犯罪關係に大きい影響を及ぼすものであるかが詳細に論ぜられる。著者は最後に(十)において、私生児保護に關して從來とられ來つた各種の社會的施設の功罪を判定し、最上の施設として公職的後見制度の確立を要望してゐるのであるが、この最後のところで、著者が、社會政策を從來専ら行はれ來つた労働者保護の領域から家族及び人口再生産に關する領域にまで擴張すべきであることを主張してゐるのは、ナチス・ドイツにおける社會政策が著しく人口政策的傾向を加へ來つたことと併せて注目すべき見解であると思はれる。

人口増強政策に關聯して、私生児保護の對策が緊急の日程に上されんとしてゐる現在、本書の如きは参考とさるべき多くの問題を含むものと思はれる。敢へて全譯を試みた所以である。(譯者)

序

ほんの二三年前までは、吾々は私生児の状態とその運命に就いては全く何事も知つてゐなかつた。私生児の出生割合(Quote der unehelichen Geburten)と私生児の高い乳児死亡率に關する統計資料以外には、吾々は私生児の認知關係、刑務所收容人員中に私生児のしめる割合等についての、多かれ少かればらばらな資料だけしか與へられてゐなかつた。一九〇〇年にいたつて漸くベルリンの出生兒に關するH・ノイマンの研究があらはれ、これがはじめて私生乳児の状態に關して光を投じたわけである。しかし彼の研

究も、それが零歳階級以上に及んでゐないと云ふ缺陷を一應とりあげないとしても、決してこの問題に關する完全な洞察をあたへるものではなく、従つてまた廣汎な組織的な私生児保護施設改革の爲の充分な理論的基礎をあたへるものではなかつた。従つて一九〇三年にすぐれた社會政策機關であるフランクフルト・アム・マインの「中央私的救護協會」(Zentrale für private Fürsorge)が大規模に私生児の爲の實際的な救護活動を開始しようとした時、私生児の状態とその運命、一般に私生児と云ふ現象を生ぜしめる社會的諸條件については從來殆ど何事も明らかにされてゐなかつたことが暴露された。そこで「救護協會」はこの問題に關して出来る限り廣汎な統計的調査にのり出したのである。ところで、私生乳児のための救護施設は比較的整備されてゐたし、さらにこの點に關しては吾々は上述のノイマンの研究から多くのことを學び得てゐたので、吾々は専らより高い年齢階級の私生児に注意をむけた。専ら大都市の關係についてしか妥當しないものではないが、この調査から得られた最も重要な諸結果とこの問題に關する其他の統計資料とは以下に總括される通りである。

一、社會現象としての私生児出生の範圍とその條件

先づ吾々が直面する最初の一般的な問題は、一國人口中或は一グループ中に私生児がどれ程あり、これらの私生児がどのやうな條件の下に立たされてゐるかといふ問題である。吾々はこの問題に對する答から、科學的に認識され社會政策的にとりあつかはれるべきこの現象が一體どのやうな範圍にわたつてをり、この現象に對してどのやうな政策をとるべきかを學ぶことが出来る。私生児の範圍を定める爲には二つの主要な方法がある。そ

の1つは全出生中私生児が何パーセントをしめるかを示す私生児の出生割合 (Quote der unehelichen Geburten) であり、いま1つは、妊孕年齢にある未婚婦人千人に對して年にどれだけの私生児が生れるかを示す私生児出生率 (Uneheliche Fruchtbarkeitsziffer) である。しかし、この方法は二つとも完全ではない。何故ならば、それらの方法はいづれも私生児出生の可能性或は條件を充分に考慮してゐないからである。いふまでもなく、私生児の出生について問題となるのは、未婚の婦人、しかも主として若い婦人だけであるが、周知のやうに、人口の年齢構成及びその家族構成は集團によつて非常に相違してゐる。この點に關するかぎり私生児出生率は妊孕年齢にある獨身の婦人のみに對する私生児の出生を問題としてゐるから比較的正確な表現ではあるが、妊孕能力を有する婦人自身の年齢と獨身者の男女別割合とを無視してゐる。従つて、私生児出生率を妊孕年齢にある未婚婦人の年齢階級別に計出する方がより正確である。しかし私生児出生率を計出するために必要な未婚婦人に關する統計はしばしば除外してゐるので、私生児出生割合の方が一般に用ひられてゐる。

一國人口の私生児出生割合は、國によつて非常に相違する。

一八九六年—一九〇〇年平均の、私生児出生数の總出生數に對する百分比は次の如くであつた。

オランダ	二・六九	フランス	八・八三
スイス	四・五三	ヴェルテンベルヒ	一〇・八〇
イタリ	六・二三	スエーデン	一一・二七
フィンランド	七・四三	ザクゼン	一二・一七
ノールウェイ	七・五八	バイエルン	一三・六二
バーデン	七・九三	オーストリア	一四・一一
ベルギー	八・〇一		

オトマール・シユパン著「私生児の状態とその運命」

さらに一八七四年—一九一年の私生児出生割合は以下の如くであつた。

スウェーデン	一〇・二	ドイツ	二六・五
イングランド	一二・〇	バイエルン	四四・〇
フランス	一六・七	オーストリア	四四・一

以上のやうに私生児出生割合は國によつて非常に相違してをり、一般にゲルマン諸國においてはラテン諸國に於けるよりも、大きいといふ傾向がある。さらに一國内部においても、たとへば種族及び社會階級の相違するにともなつて私生児出生割合は著しく相違してゐる。

とくに大都市は、周邊の農村よりもつねにより大きい率を示してゐる。したがつて、私生児出生の社會的條件も亦多種多様でなくてはならない。最も重要な條件とみなさるべきものは次の如きものである。

一、男女の婚姻年齢と、妊孕能力あり出産能力ある未婚男女人口の年齢構成。後者は主として前者によつて左右される。即ち婚姻年齢がたかくなればなるほど、獨身の青年男女の割合は増加するのである。

二、未婚男女の間の數的關係。未婚の男子が未婚の女子より多い場合は私生児は少く、未婚の女子が未婚の男子より多い場合は私生児は多い。婚姻年齢は本質的には經濟的諸條件によつて決定され、その變動は更に未婚者の家族構成及び年齢構成に影響する。たとへばオーストリアのアルプス諸國は嚴重な農場法をもつてをるのであるが、これが農業労働者の婚姻年齢をたかくし彼に對して形式上の獨身をうながすことによつて事實上最高の私生児出生率(二〇—四〇%)を生ぜしめてゐるのである。

三、婚姻の制限。婚姻の制限は高い婚姻年齢と同じ作用をする。しかしこれは現在においてはきはめて僅かな意義しかもたない。たとへば、バイエルン及び二、三のオーストリア帝室領において、庶民が婚姻するとき

に部落民の同意 (Einlösens) が必要とされるやうな場合がこれに當る。
 四、私生母の遺棄。私生母の中には遺棄された婦人がとくに多い。フランクフルトの調査によつて、私生父によつて私生母の遺棄される關係が統計的に明らかにされた。この資料から明かにされたことは、私生母四八九一人中、四二・八%は出産したとき子供の父を有しておらず、四・一%は母自身私生兒であり、殆んど凡てが父なしに成長しなければならなかつた者であるといふことである。即ち、フランクフルトにおいては、私生母の約半数は、出産したとき父を有してゐなかつたのである。さらにたち入つて考察するならば、フランクフルト・アム・マイン生れの私生母中

一人の生殘した私生兒を有する者のうち	三六・七%	遺棄された者	彼女自身私生兒だつた者
一人の私生兒を有し之を喪つた者のうち	三四・五%		四・一五%
二人以上の私生兒(死亡した者も含む)を有する者のうち	三九・七%		四・八%
			三六・一%

以上のやうである。

さらに、フランクフルト・アム・マイン外出れの私生母中

一人の生殘した私生兒を有する者のうち	四三・六%	遺棄された者	彼女自身私生兒だつた者
一人の私生兒を有し之を喪つた者のうち	三八・五%		三・四%
二人以上の私生兒を有する者(死亡した者も含む)のうち	五〇・四五%		三・七%
			六・二二%

以上のやうである。

以上から明らかにされることは、大都市生れの私生母について云ふならば、私生兒を一人生んだ母達は三分の一以上が私生父によつて遺棄され、二人以上の私生兒を生んだ母は、それ以上の率で遺棄されるといふことで

ある。母自身が私生兒であつた者を加算するならば、遺棄された者の割合は四〇%以上となる。フランクフルト・アム・マイン外生れの私生母の私生父によつて遺棄される割合は一層たかい。とくに二人以上の私生兒を有する者の遺棄される割合は五〇%以上に及ぶのである。

母がその家族から繼續的に離されてゐる場合を考慮に入れるなら、以上の關係は遙かに悪化する。吾等はフランクフルトの資料から私生兒の父たる者が分娩のときに母と同じ場所に留つてゐたか否かを判定することが出来る。父が分娩の時母と同じ場所に留つてゐない場合は、概して母がその家族から繼續的に離されてゐる場合である。調査の對象とされた凡ての私生兒の母のうち、私生兒の父によつて遺棄された者及び父から離されてゐた者の割合は七七・八%であつた。即ち大都市に於ける私生母の中四分の三が、私生父によつて遺棄されたか又はその家族から離されてゐたのである。フランクフルト外生れの母は殆んど凡てその家族から離されてゐた。フランクフルト外生れの生殘した私生兒をもつ母のうち、子供の父の居住の場所で分娩した者、及び彼によつて遺棄されなかつた者は、僅かに一・三%、同じくフランクフルト生れの私生母のうちその子供を喪つた者について同じ割合を求めるなら、僅かに六・五%にすぎなかつた。

調査方法が不完全であるために完全な數字を示すことはできないけれども、上にあげられた結果から見て、若年の婦人が遺棄されるか或は家族からはなされるといふことが、私生兒なる現象を生ぜしめる重要な原因となつてゐることは疑ない。

五、私生母の出身關係。大都市又は工業地帯では、若い娘が農村から流れ込んでくること、上述した理由とならんで私生兒の原因をなしてゐる。これを明らかにするものは、フランクフルトの未成年人口中の私生母の

出身に關する統計である。出生兒を喪つたものを含めて私生母總數五三八七人のうち一五・七%がフランクフルト生れ、八四・三%がフランクフルト外の生れである。さらに後者のうち

人口十萬人以上の都市生れの者は 三・六%
 人口一萬人以上の市町村生れの者は 一一・一%
 人口一萬人以下の市町村生れの者は 八四・三%

このやうに大都市に於ける未婚の母は、その五分の四以上が當市外の出身者であり、さらに後者のうち五分の四以上が小町村の出身者である。

以上から、單純な農村の環境から大都市の複雑な未知の環境へ移ることが、突然家族の影響範圍から解放される少女達に對してどのやうに悪い影響を及ぼすものであるかが明らかにされる。

以上のやうに私生兒の出生を惹起する社會的原因は多様にわたるけれど、これらは決して個々の地方の間に私生兒出生率の大きい相違が存在する理由を充分に説明するものではない。たとへば、ここで注意すべきことは、各州が夫々異つた社會的構造をもつてゐるにも不拘、バイエルン人の居住地域(Dajuvarische Stammesgebiet)が悉く最高の私生兒出生率を示してゐることである。

バイエルン人の居住地域における私生兒の出生割合(一九〇四年及び一九〇五年)は以下の通りであつた

ニーダーバイエルン 一六・五
 オーバーオーストリア 一九・〇
 オーバーバイエルン 一九・五
 ニーダーバイエルン 一三・三
 シュタイエルマルク 一三・五

オトマール・シュパン著「私生兒の状態とその運命」

ザルツブルグ 二六・六
 ケルンテン 三九・一

これは世界最高の率である。このことは、以下に示したオーストリアに於ける種族(Volksstamme)別の私生兒出生割合の一覽表からもみとめられる。

右の種族の居住する地域における私生兒の出生割合

種族	出生年	度
バイエルン	一八	一九
フランク	九七	九八
人	二四	二五
シユワーベ	一七	一八
シユワール	一七	一八
チエツコスロ	一七	一八
グアキア人	一七	一八
ポーランド	一七	一八
ルテニア人	一七	一八
スローヴェ	一七	一八
ン人	一七	一八
クロアチ	一七	一八
ン人	一七	一八
イタリア人	一七	一八
ルーマニア	一七	一八
人	一七	一八
全國平均	一七	一八

以上から明らかなやうに、バイエルン人は最高率を示してゐるのである。即ち、一〇年平均二三・七%の割合である。之につゞくものは平均一六・五%を示すフランクザクゼン人である。さらに以下ルテニア人(一一・〇%)、ルーマニア人(一〇・七%)、チエツコスロバキア人(一〇・〇%)、ポーランド人(九・九%)、スローヴェン人(八・三%)、イタリア人(六・〇%)、シユワーベン人(五・八%)、クアアチア人(三・八%)の順序である。年月の

經過する間にもつねに變らないこのやうな相違は、私生兒を生ぜしめる社會的人口學的諸條件が、民族性及び民俗性の中に根ざされてゐる諸條件に比べてどのやうに無力であるかといふことを明らかに示すものである。何故ならば、各種族の居住地域はそれ／＼獨立に、きはめて雑多な經濟的社會的狀態を示してゐるからである。たとへばバイエルン言語族 (Sprachstamm) は農業狀態の著しく相違する山嶽地方にも峽谷地方にも居住してあり、さらに工業地方にも大都市地方にも居住してゐる。同様に、シュワビ人、フランケン人、チエツコスロヴキア人、イタリア人も相互にきはめて相違した社會的構造をもつ地方に居住してゐる。南ティロール及び海岸地方に生活してゐるイタリア人も、相互に相違した條件の下に生活してゐるにも不拘大體同率を示してゐる。これは、同時にイタリア本國の率と同じである。私生兒關係にとつては民族性及び民俗性のなかに根ざす諸條件が第一義的のものであり、經濟的社會的關係にもとづく諸條件は第二次的なものにすぎないといふ上に述べた結果は、とくにオルデンブルグの統計を比較することによつて確かめられる。

オルデンブルグにおける私生兒の出生割合は、(一八七一年—一八五五年)以下のやうである。

オルデンブルグ公國

内 マルシユ

オルデンブルグゲースト

オルデンブルグ

ミュンスタールシエン

リユーベツク公國

ビルケンフェルド公國

オルデンベルグ大公國

ニーダーザクセン人が居住し、嚴重な農地法の施行されてゐる農業地方

四・〇三

四・二〇

四・八四

二・一四

一三・四六

四・七〇

五・一一

における右の結果を、バイエルン人の居住地域のそれと比較するならば、殆んど同じやうな社會的關係が彼我の間にいかに相異した私生兒出生率を生ぜしめるかが明かとなる。即ちリユーベツク公國において約一三%の私生兒の出生割合を示したと同じ社會的關係が、ケルンテンにあつては四〇%の割合を生ぜしめてゐるのである。

私生兒出生の倫理的意義を明らかにし、同時に以下の統計的觀察に資するため、ここに注意さるべきことは、私生兒を生んだ母達は、統一的な大量として觀察されるべきではなく、唯一人の私生兒を生んだ母と二人以上の私生兒を生んだ母とに區別されねばならないといふことである。従つて、私生兒も、兄弟姉妹をもつ者ともたない者と同じに區別されねばならない。より詳細な統計的研究に立ち入る場合、この二種の範疇は出来るだけ區別されねばならない。以下においてはこのことはできるだけ考慮されてゐる。私のフランクフルトに於ける未成年者調査は、未成年者總數中約五分の一乃至四分の一が私生兒の兄弟姉妹をもつ者であることを明らかにした。即ち兄弟姉妹を持つ私生兒の割合は比較的大きく、とくに大都市に於ては人口流入の大きいためにこの割合は若年者におけるよりも高年者に於て大きいのである。兄弟姉妹を持つ私生兒は、更に父を同じくするものと父を異にする者と同じに區別される。前者は例へば私生母が妾のやうな比較的安定した境遇にあり、後者はとくに悪い境遇にある。

二、私生兒の生命の危險

私生兒の生命は、彼がまだ此の世に生れて來る前から公生兒のそれよりもはるかに大きい危險にさらされてゐる。出生百につき一八九一年——一

九〇〇年の平均死産率は次の如くであつた。

	公 生 兒	私 生 兒
ド イ ツ	三・一五	四・二五
プ ロ シ ア	三・〇二	四・四一
ザ ク セ ン	三・三一	四・二四
オーストリア(一九〇〇年)	二・六四	三・八六

私生兒の死産率は公生兒より約三分の一たかい。これは、一般に死産の危険は母の年齢のひくい場合は母の年齢のたかい場合よりも少く、そして私生兒の母は大低公生兒の母よりも低い年齢であることを考慮に入れるなら一層顯著なものと考へられる。このやうな現象を生ぜしめた原因は、私生兒の母の妊娠中に於ける状態が公生兒の母のそれよりもより劣悪であるといふ點に存するのである。

私生兒の乳兒死亡率は一層悪い。出生兒百人當りの零歳死亡率は以下の通りである。

	公 生 兒	私 生 兒
プ ロ シ ア(一九〇〇年)	一八・三	三四・五
ザ ク セ ン(一九〇〇年)	二六・五	三八・七
バ イ エ ル ン(一九〇〇年)	二二・九	三三・七
ヴ ェ ル テ ン ベ ル グ(一九〇〇年)	二二・五	三一・〇
バ ー デ ン(一九〇〇年)	二〇・八	三一・二
オーストリア(一九〇〇年)	二二・四	二九・二
ス イ ス(一九〇〇年)	一五・五	二二・六

以上の數字についてみるに、私生兒の死亡率は公生兒の死亡率よりも二分の一乃至二倍だけたかい。しかしこの場合は法律に依る認知と云ふ條件が考慮されてゐなかつたために、この數字は私生兒にとつて實際より有利なものとなつてゐる。即ち多數の私生兒は出産後間もなく母が婚姻すること

オトマール・シュパン著「私生兒の状態とその運命」

とによつて両親に認知されて公生兒となり、したがつて未認知のまま残された私生兒中の死亡者のみの私生兒出生數に對する割合が私生兒の乳兒死亡率としてあらはれてゐるといふ事情によつて、私生兒の乳兒死亡率は計算上からは過小に示されてゐることになる。この影響はなかなか大きい。プリンチングによれば、ベルリンにおいて一八九八年——一九〇〇年の、生産兒百人につき零歳の死亡者數は、普通の計算方法によるときは、公生兒一九・三、私生兒三九・〇であり、より正確に認知された者を除くときは、公生兒一九・四、私生兒四六・二となる。

私生兒の乳兒死亡率の大きい原因は多様である。何よりも先づ私生兒は一般に哺乳がうまく行はれない。とくに私生兒は、榮養や保育状態が非常にわるく、古い偏見に支配されてゐるから極めて不幸である。さらに又、私生兒は他人によつて養育される場合がきはめて多く、しかも屢々養育者が變るので彼らの生命はとくに危険となる。

恵まれない榮養や保育の事情は、とくに悪い住宅關係と結びつく時はきはめて危険なものになる。私生乳兒は、屢々居住者の一ぱいになつてゐる住宅で育てられる。このやうな住宅は一般に不潔であり、このことはとくに人工授乳に悪影響を與へる。更にかかる住宅は夏期の暑氣がひどい。何故なら、大きい貸アパートでは夜間の冷え方が少ないからである。その上私生乳兒は、比較的弱體であることが多いといふこともここにあはせて考へられねばならない。これは妊娠中の母の悪い條件によるものであると共に、私生兒が大抵(約三分の二以上)初産兒であることにも關係がある。第二兒及び第三兒は初産兒に比べると生命の危険はより少いのである。然し次にその影響は大きいものではないが、性病(淋病)が比較的廣汎にわたつてゐると云ふことも一つの原因をなしてゐると考へられる。つまり、未婚

の両親のうちには、淫賣婦と直接間接に關係してゐる者が比較的多いのである。

これら凡ての原因が同時に作用して、私生児の乳児死亡率を著しく高めることになるのである。ことに、大都市及び大工業中心地に於いては屢、眞におそるべき結果を生ぜしめる。例へばベルリン近郊ノイワイセンゼー及びグロースリヒターフェルドに於ける一九〇〇年の生産した私生児のうち約八〇%は死亡した。アルテンドルフにおいては六〇%以上、パンコウにおいては五〇%以上、リヒテンベルク、ハムブルク、プエル、シャルケ、ポットトロッツ、シュテグリッツにおいては四〇%以上であつた。之に反して、農村においては、私生児の生命の危険は、出生の前においても後においても、概して都市ほど、公生児のそれと異なるものでない。何故なら、農村においては、婚姻外の出生は大都市の複雑な社會關係の下における程アブノーマルな腐敗的な現象を示すものでないからである。一般に、公生児と私生児の間の死亡率の差異は、私生児の相對數が大きく、従つて婚姻外の出生がアブノーマルな性質をもつことの少いところでは餘り大きくない。この適例はオーストリアである。即ちケルンテンにおける一八九一年—九五年の公生児の乳児死亡率は二〇・〇%、私生児の乳児死亡率は二四・九%であり、オーストリアの私生児の出生割合は四三・五%であつた。

私生児の生命の危険が公生児のそれより高いと云ふ事情は、乳児期だけにとゞまらず、年齢が高くなるまで繼續するのである。私は六歳までの直接の觀察にもとづくベックシエンの計算と、ノイマンによる三年齡階級に分けたベルリンの調査にもとづいて、ベルリンの一八八〇年生れの私生児が總生産児の一五・七五%をしめてゐたことをしつた。ところが滿一歳で

は七・三%、滿十九歳では四・一%に過ぎない。従つて、私生児は二歳においては二分の一、二十歳においては四分の一となるのである。

三、養育條件と養育者の交替が特に私生児の死亡率に及ぼす影響

五ノイマンは一八九六年生れのベルリンの出生児を調査する場合に、出生児を養育條件の相違によつて三つのグループに分けたのであるが、その死亡率は以下の通りであつた。

時期	繼續して無報酬で養育された者(里兒)	有報酬で養育された者(里兒)	孤兒
一 日—十五日	七・九	一六・六	一八・五
十六日—三十日	四・七	六・九	四三・八
二ヶ月	一—十五日 十六—三十日	五・八 五・一	四一・〇 一八・四
三ヶ月	三・九	六・二	二七・三
四ヶ月—六ヶ月	六・九	一三・八	三七・六
七ヶ月—九ヶ月	四・〇	八・四	一七・一
十ヶ月—十二ヶ月	二・一	五・三	二・五

上表から明らかなやうに、無報酬で養育される子供、即ち私生母の両親或は親戚、或は母自身の下に養育され、一般に最良の養育關係の下に生長する子供は最もひくい死亡率を示し、里兒は相當高い死亡率を示し、孤兒(孤兒院に收容された者)は最高の死亡率を示してゐる。

養育條件が私生児の死亡率に及ぼす大きい影響は、間接に、母の分娩の場所についてもみとめられる。何故なら、母の分娩の場所は、その下で子供の成長する外部的な事情を判断するための根據となるからである。ノイマンによれば、ベルリンにおいては零歳中に、外に移されたる子供をも勘

定に入れて、公立産院で生れたものうち四七・一%が死亡し、私立産院で生れたものの四一・三%が死亡し、私宅で生れた者の三一・三%が死亡した。恵まれた事情の下にある母や家族の援助をうけることのできる母達は私宅で分娩し、恵まれない事情の下にあり、家族の援助をうけることができず、私生父によつて遺棄された母達は、公立産院或はたかだか私立産院に避難所を求めねばならないのである。

従つて、私宅で生れた子供は一般に最良の條件の下にあるので、最小の死亡率を示し、公立産院で生れた子供は最高の死亡率を示し、私立産院で生れた子供はこの中間の地位にあり、その死亡率は餘りよくない。私のフランクフルトにおける未成年の私生母の調査も、間接ではあるが、同じ結果を示してゐる。即ち調査の時までに唯一人の生存した私生児を持つてゐた母達のうち、公立産院で分娩した者は三四・九%、私立産院で分娩した者は一四・五%、私宅で分娩した者は五〇・六%であつた。しかるに子供を喪くした母の中、公立産院で分娩した者は四八・三五%、私立産院で分娩した者は三四・九%、私宅で分娩した者は一六・七五%であつた。このやうに、子供を喪くした母の中では、私宅で分娩した者の割合はきわめて少いのである。

養育關係の死亡率に及ぼす影響をより一層明らかにするものは養育金(Pflegegeld)の金高とその仕送り時期の規則性如何とである。この點に關しては詳細な統計は缺けてゐるが、私は一八八五年から一九〇五年までにわたりフランクフルトにおいて、扶助料(Alimentation)の仕送りに關する有効な數字を得た。(勿論仕送り扶助料は養育金の支拂いと同一ではない。養育金は他の方面からも支拂はれるのである。)この統計によれば、零歳及び一歳の生殘した私生児の中では、その三五%が規則的に扶助料を仕送り

されてゐたが、死亡した私生児の中では、三五%だけが扶助料を支給されてゐたに過ぎなかつた。死亡した私生児は生殘した私生児よりもはるかに悪い條件におかれてゐたわけである。

養育者の交替は、私生児にとつては、哺乳期の健康についても其後の養育についてもきはめて有害である。私がフランクフルトの後見裁判所(Vormundschaftsgericht)の資料について調査した結果は次のやうであつた。即ち私生児はきはめて幼少の頃から頻繁に養育者を交替せしめられる。そしてこのやうな事情は彼が經濟的に獨立出来る年齢に達するまで續くのである。生殘した私生児(但し兄弟姉妹をもたない者、即ちその母が唯一度出産したもの)の中零歳では僅か半数以上即ち五六・七%が恒常的な養育關係の下にあり、一歳では、半数以下即ち四五・三%が恒常的な養育關係の下にあり、六歳では五分の一が、一二歳——一四歳では十分の一が恒常的な養育關係の下にある。他の私生児は總て、少くとも一度、一般にはきはめて屢、養育者を交替させられたのである。しかし死亡した乳兒の場合には、既に第一・四半年において三分の二が、第二・四半年において四分の三が、一度或はそれ以上養育者を交替させられてゐた。

養育者の交替は、乳兒期にあつては死亡率増加の原因となり、それより上の年齢期にあつては、私生児の無保護(Verwahrlosung)の原因となる。

養育者の交替する原因としては次のやうなものがあげられる。先づ、仕送金の不足、次に後見者(Vormund)の決定がおそすぎることに、一般に後見者のないこと(これは訴訟件數及び強制執行件數の中に示される)。この點に關しては、とくに母によつて後見される私生児が、養育者の交替や仕送金や後見者に關してより悪い状態におかれてゐることが分つた。私生母は一般に後見の資格が無い。とくに、彼女は私生父に比すれば、必要な努力

を拂ふことをしないのである。これはとくに仕送金を確實に受けとる見込がある場合について言はれる。

養育の形式、即ち私生乳兒の養育者の種類も、死亡率に對して影響を及ぼす。上述の調査は、フランクフルトについて次のやうな結果を示した。最悪の養育の形式は他人である里親(Pflegeeltern)の下で養育される場合であり、次に悪い形式は、母一人のみによつて養育される場合である。最良の養育形式は母が子供とともに親戚(大抵母の両親)の下にひきとられる場合であり、其の次に良いのは母なくして親戚の下に養育される場合である。

四、私生兒の認知

私生兒の認知(Legitimation)は周知のやうに両親が出生の後に婚姻する場合に行はれる。このやうな子供は正確にいへば眞の私生兒とは考へられず、たんに婚姻前の子供(Voreheliche Kinder)と考へられねばならない。それ故、彼等は私生兒の研究からは除かれねばならないのである。何故なら、彼等は両親が婚姻すると同時に、一般には正當な婚姻家族の中にひきとられ、家族の中で正當な養育をうけるからである。たとへこのやうな子供が保護を失ふことがあるとしても、一般的に彼らがとくに悪い待遇をうけてゐるとは云はれない。給護事業(Erziehung)の實際的活動の中で、このやうな子供の保護がしばしば問題とされてゐることは、本質的にはむしろ婚姻前の子供が下層階級に多いといふことに原因するのである。

かやうにして、認知とともに社會的な救済が大きい意義をもつ。しかし幸ひなことには、婚姻前の子供に要保護状態の生ずることはきはめて少

い。ヴルツブルグのドレスデンに關する以下の數字はこのことを明らかにするものである。

地 域	上の年度に出生せる私生兒 中一八九八年までにおいて		一八九八年末に認知 されず生殘した者	
	生産私 生兒數	認知され ず死亡した者	認知され た者	絶對數
ドレス デンの 其他	一八九四	一九三九	四七〇	三七八
一八九五	二〇一八	四九三	三六〇	四二六
一八九六	二二二六	四七七	四〇三	四二二
一八九七	二三四七	五六二	三八七	三四七
一八九七	二六〇九	四四六	三三四	一七四
一八九八	二六〇九	四四六	三三四	一七四

一八九八年の出生者中では、同年末に未認知のまゝで殘された者は六七・二七%であつた。即ち三二・七%は死亡もしくは認知されたのである。しかるに一八九四年の出生者中では、五年後には未認知のまゝで殘された者は三六・六二%にすぎなかつた。私生兒の多數は死亡するか、もしくは認知されたので、未認知のまゝで殘された者は五年後には三分の一にすぎなかつた。第一年目における認知された者の百分比は普通約一〇%である。私はオーストリアについても、死亡率と關聯させながら認知に關する詳細な計算を行つた。地域別の數字は認知の程度と私生兒の範圍についての比較を可能ならしめる。私のえた數字は以下の如くである。

一九〇〇年に出生した者

地 域	〇歳	一歳	二歳	三歳	四歳	計
アルプス諸州	一〇〇	七四	五八	四四	三二	(三〇八)
カルスト州	一六二	一〇四	七三	六一	四二	(四一三)
ズデーテンラント	二〇五	一七五	一三二	一九五	七三	(六九〇)

右に示す年齢において認知された者がその年末に生殘してゐた者のうちにしめる百分比

結婚締結時

その地域に於ける四四歳から四五歳までの未婚婦人千人につき一九〇八年における私生兒出生數

カルパーテン州 一四・六 二一・三 八・四 六・五 四・六(四五・四) 三・七
を除く平均

この数字は、比較的私生児の多い地方においては、認知される者が比較的少いといふことを明かにする。この結果は國際的比較によつても確かめられる。即ちスイスのやうな私生児の少い國はきはめて良好な認知關係を示してゐる。これは、私生児の多い地方には、たとへば比較的良好的な死亡率といふやうな公生児にちかい關係が存在するといふ先にのべた結果と矛盾のやうに思はれる。

然し一層たち入つて考察するならば、私生児の出生が例外的であり、甚だしい不行跡とみなされる地方では、私生児の出生がいくらかノーマルに近い地方よりも二層多い出生後の認知によつてこの不行跡は蔽はれてゐるのである。

五、學齡期までの私生児の運命

私生児の運命は、なによりも先づ、私生児がうける養育及び教育の形式と種類とを理解することによつて明らかにされる。この關係は、私のいくらか詳細なフランクフルトの調査によつて解明された。

ノイマンはベルリンについて、大都市の乳兒期にある私生児が、どのやうな養育及び教育條件の下に立つてゐるかといふことを明らかにした。彼は乳兒を以下のやうに分類した。

乳 兒	五・三%
報酬を受けて養育される者(里兒)(Halle Kinder)	一一・一三%
無報酬で養育される者	七三・四%

以上によるならば、無報酬で養育される私生児(即ち母の兩親、母自身、オトマール・シュパン著「私生児の状態とその運命」)

或は親戚の下で養育される者)が大多数をしめる。この程度ならばそれ程悪いとは云はれない。さらにこゝから推論されることは、私生児養育施設に對する公共的統制と醫學的監督とが私生児の一部分にしか及ぼされておらず、きはめて不充的なものであるといふことである。

他の個所で證明したやうに、私生児中にしめる里兒の割合の正確さは問題とされる所であるが、それはノイマンの統計の方法との缺陷によるのである。私のフランクフルトにおける未成年者調査によれば、滿一才以下の生殘兒のうち一般に他人である里親の下に報酬を受けて養育されたものの割合は五三・七%であり、滿一才以下の兄弟姉妹をもたない生殘兒のうち他人である里親によつて長期にわたつて養育されたものの割合は五三・六%を占めてゐることが明らかにされた。

しかし、私生児の養育並びに教育條件をよりくわしく觀察するために、永續的に一人の養育者のもとに養育される子供と、養育者が一度以上變る子供とを區別しなければならぬ。一度も養育者及び教育者が變らない子供については、以下のやうである。(但し、こゝでも兄弟姉妹を持たぬ私生児だけを取りあつかふ)。

子供の年齢	右の年齢の子供の永續的な養育は以下の條件で行はれる				合計
	母のみによる	母及親戚又は母の親戚による	他人に	父の親戚による	
0歳及一歳	三七・二%	二二・三%	三七・五%	一・二%	〇・九%
二歳及三歳	三八・〇%	二九・九%	二八・〇%	〇・七%	二・七%
四歳—六歳	三七・二%	二九・五%	二五・七%	—	七・六%
(七歳—八歳)	二五・〇%	四七・五%	二五・〇%	—	二・五%
九歳—一一歳	二〇・八%	四三・七%	三一・三%	—	二・一%
(一二歳—一四歳)	一七・六%	四三・九%	三三・二%	—	五・九%

こゝでは先づ、永続的に育児所で養育される者が殆んどないことが明らかにされる。次に、父方の親戚と「妾」とは教育者として何らの役割をも演じてゐないこと、ことに彼等は永続的な教育者として殆んど何ごとをもなし得ないといふことが明らかにされる。このことはとくに比較的大きい年齢階級において明らかである。一般に、零歳又は一歳の子供であつて、從來養育者をかへてゐなかつた者の中優に三分の一が唯一人の母或は他人である里親に養育されてをり、僅に五分の一が、親戚の下にある母によつて養育されてゐたことが明らかにされた。子供が年齢を増すにつれて、他人である里親或は母一人によつて養育される者は著しくその割合を減少し、親戚によつて養育される者の割合は増大するのである。

即ち、比較的大きくなつても尙養育者をかへずにひきつゞき一人の養育者によつて養育される者の中、最も多いのは、母とその親戚又は單に母の親戚だけのもとにとゞまることの出来る子供であり、その數は約半数に達してをる。他人である里親の下に永続的に養育される者の割合はやゝ少く、一番割合の少ないものは、永続的に母の直接の保護の下に生長する子供である。即ちこれは五分の一以下にすぎない。以上の結果から次のやうな結論が生れる。一人の養育者によつて永続して養育される見込みのある子供は、主として母の兩親(或は其の親戚)に引きとられることの出来る者である。この場合はさらに母がゐる場合とゐない場合とに分れる。次に、とくに仕送金の支拂が規則的であるならば、他人である里親及び母一人によつて養育される子供も比較的多く養育者を變へないで繼續して養育される事が出来るのである。

兄弟姉妹を持つ私生兒の場合にも同じやうな關係が見出されるが、それは上述の推論を確認するものである。

右の年齢の子供の永続的な養育は以下の條件で行はれる

子供の年齢	母及親戚 又は母の 親戚による		他人による		父の親戚 による		養育所に よる		合計
	母及親戚 又は母の 親戚による	他人による	父の親戚 による	養育所に よる	母及親戚 又は母の 親戚による	他人による	父の親戚 による	養育所に よる	
〇歳及一歳	五六四%	一八五%	三三%	—	—	—	—	—	100.0
二歳—六歳	四八%	二九%	一八%	—	—	—	—	—	100.0
七歳—十四歳	四二%	二六%	一七%	—	—	—	—	—	100.0

こゝでは、母及び「妾」のしめる割合が著しく多くて、全く様相を變化させてゐるのであるが、然し、これを除くならば大體同じやうな基本的な傾向が見出されるのである。

即ち、私生兒が大きくなるに従つて養育者として親戚のしめる割合は増加し、里親及び母の占める割合は減少する。それとともに養育者としての「妾」の割合は増加する。但しこゝでは、性質を異にした私生兒が混同されてゐる。即ち、父を同じくする兄弟姉妹と、父を異にする兄弟姉妹とが區別されてゐないのである。

父を同じくする兄弟姉妹の私生兒の場合は、養育者としての「妾」の割合がさらに増加し、ついに全養育者の三分の一をこえることが明らかにされる。養育者としての他人の割合は著しく減少する。母及び親戚は同じ割合を持つてゐる。父を異にする兄弟姉妹の私生兒については、之に反して、兄弟のない私生兒の場合典型的であつた關係が一層はつきり示されてゐる。

一度以上養育者をかへる子供についても、同じやうな基本的な關係が存するが、しかしこの場合は、養育期の経過するにともなつて、母が他の男と結婚するためにますます養育關係が變化してくる。つまり、子供を家族の中にひきとることによつて養育者は固定されるのである。しかし、このやうな養育關係の變動の生じない低い年齢においては、上述した基本

的な關係が示される。このことは一度養育者をかへた兄弟姉妹のない私生児についての以下の表から明かにされる。

上の年齢の子供の継続的な養育は以下の條件で行はれる

子供の年齢	母及親			他人に			養育所			合計
	母のみによる	母又は親戚による	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に		
零歳及一歳	七〇	二七〇	七〇五	一六	〇八	〇四	二〇	一〇〇〇	一〇〇〇	
二歳及三歳	六三	二六三	五〇〇	四四	一六	—	〇五	一〇〇〇	一〇〇〇	
二歳—四歳	六七	三四六	三三三	三五六	一九	—	—	一〇〇〇	一〇〇〇	

一二歳から一四歳までの養育者の變更がみられなくなる時期には、養育者としての繼父の家族と親戚との割合が著しく増加し、他人の割合が著しく減少することによつて特徴づけられるのであるが、繼父の家族が何らの役割をも演じてゐない最初の頃は、他人の割合が減少し、親戚の割合が増加するといふ、さきにもべられたと同じ關係が示される。かやうにして、こゝでも養育關係の型は、一人の養育者によつて永續的に養育される子供の場合と同じである。何故ならこゝでは養育者を一度しか變へなかつた比較的いゝ條件の子供が選ばれてゐるからである。子供の條件が悪い程、つまり、子供が養育者を變へる回数が多いほど、他人である里親の割合は少くならない。即ち、養育者を二度變へ、三人の養育者によつて養育された子供の場合は次のやうである。

上の年齢の子供の継続的な養育は以下の條件で行はれる

子供の年齢	母及親			他人に			養育所			合計
	母のみによる	母又は親戚による	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に	他人に		
〇歳及一歳	九七	九七	六九四	三三	三三	—	四八	一〇〇〇	一〇〇〇	
二歳及三歳	一〇八	一六三	三三三	二七	四一	—	二七	一〇〇〇	一〇〇〇	

他人である養育者の割合は、こゝでは徐々にしか減少しない。最もわる

オートマール・シユパン著「私生児の状態とその運命」

い範疇にぞくする子供の場合は、この關係は極端にひどくなる。即ちこの關係は以下のやうに一般化される。母が他の男と婚姻することによつて養育者の變更が停止されない場合は、子供は他人から他人へと移される。ことにこのやうな養育者の變更は、年の小さい頃に最も頻繁に行はれるのである。この關係をより詳しく敘述することは遺憾ながらこゝでは出来ない。以上の結果は一般に、學齡期の私生児の全體を對象としたフランクフルト・アム・マインの調査(一九〇四年)によつて確認される。

子供の養育條件	總平均	一四歳から一五歳まで
繼父の家族による	三〇・〇%	三五・二%
他人及び親戚による	二七・四	二二・七
母一人による	二二・九	一八・七
母とともに親戚による	六・九	—
其他	一三・八	二二・四
以上のうち母側の孤兒	一〇〇・〇	一〇〇・〇
	一〇・九	—

この表によるならば、學齡期にある私生児の三分の一が繼父の家族に養はれ、四分の一以上が獨身の母の手許で育てられ、五分の一が母の直接の保護の下にある。孤兒の割合は著しく高かまる。繼父の家族に養育される私生児の割合は、時の経過とともに増加する。勿論、繼父の家族による養育の教育上に及ぼす効果は、この關係がおくられて始まるほど小さくなる。

學齡期における種々の教育形式のもつ意義は以下の通りである。即ち最良のグループは、「母及び子供が親戚とともにある場合」と「繼父の家族にある場合」である。次に良いグループは、親戚の家族にある場合である。母の直接の保護の下にある場合と他人の里親に養育される場合は、年の大きくなるにしたがつて、諸事情を悪化する傾向を持つ。他人である里親に

教育される場合は最も不良である。

六、特に繼父家族の形成

すでに述べたやうに、私生児の教育諸条件にとつては、母が後で他の男と結婚し、彼が子供の庶父となる場合がとくに重要な意義を持つ。フランクフルトの未成年者調査によつて、この過程はより詳細に觀察された。私生児を出産した後で結婚する母の割合は、母の数がたえず變るため、とくに婚姻者の割合が漸次増加するために、充分な統計が存しない。死亡による減少をも考慮に入れて、私生児(生殘)を持つ母に關して調査した結果は次の如くである。

觀察の時 (出生後滿歲)	右の觀察時の末期に 婚姻した婦人の%
〇年	一・一
一年	六・九
二年	一三・九
三年	二〇・五
四年	三〇・〇
五年	三八・六
六年	四五・二
七年	四九・六
八年	五二・五
九年	五六・五
一〇年	五九・九
一一年	六〇・八
一二年	六三・七
一三年	六四・六
一四年	六七・六
一五—一二年	六九・一

資料の不足せるため七年以上の數字は過大に示されてゐる

以上から、生殘兒をもつ私生母の約三分の二は、他の男と結婚してこの男を子供の父とするといふことが明らかにされる。

このやうな母の子供のうちでは、その約四分の三が永続的に繼父の家族にひきとられ、約五分の一は家族の中にひきとられなかつた。然しこの五分の一のうちの半數は親戚のもとで永続して養育されたのである。即ち一般に繼父の家族は、永続して子供を養育するのである。繼父の家族にひきとられないものは、大抵年の大きい子供である。さらに、繼父の家族がいつ成立するかと云ふ問題、即ち子供が何時この家族の中にひきとられるかといふ問題は重要である。生殘した一人子私生児については、次の統計がある。

子供が繼父の家族に ひきとられた時の年齢	上の年齢の子供が繼父家族にひき とられた者の總數中しめる百分比
〇歳	五・四
一歳	一四・三
二歳	一四・八
三歳	一二・三
四歳	一二・七
五歳	一二・五
六歳	一〇・八
七歳	九・〇
八歳	五・一
九歳	三・九
一〇歳	二・七
一一歳以上	六・五
一—一歳以上	一〇〇・〇

こゝから、繼父の家庭に引きとられた子供は、大部分が未だ幼少の頃にひきとられたといふことが分る(凡そ五分の四は滿六歳まで)。

七、私生父母の職業

私生児の養育条件及び教育条件の相違は、大部分、私生児の父及び母の社会的地位の相違にもとづくものである。父母の社会的地位は主として彼等の職業によつて示される。富裕な母、或はその家族の経済的援助をうけることのできる母は、子供が出来ても之を家族の中にひきとるか或は自分自身で養育することが出来る。一方、富裕な父は、規則的に充分な仕送金をあたへることによつて、子供を有利な条件の下におくことができる。さらに私生児の父或は母が、規則的に多額の扶助料を支拂ひうるか否かによつて、同じ教育及び養育形式といへども、異つた意義をもつのである。一人の私生児を持つ未成年の私生母は、子供の出生のとき、以下のやうな職業を有してゐた。

職業	子供の出生した時の職業	
	フランクフルト生れの母	フランクフルト外生れの母
女中	一一・二	五二・九
労働者、日傭労働者	二〇・〇	九・八
衣服工業従属者	二四・一	一〇・八
洗濯業従属者	一〇・〇	三・一
賣り子及び酒場女	八・六	四・八
商業使用人	二・四	一・〇
獨立	〇・五	〇・六
其他	三・六	一・九
無職	一五・二	七・七
淫賣婦	〇・九	〇・七
職業不詳	三・五	六・七

オトマール・シュバン著「私生児の状態とその運命」

統計数

一〇〇・〇
六六・〇
三五二・〇

フランクフルト生れの母には、労働者、衣服工業従業者、洗濯業従業者、無職の者が多く、女中は十分の一にすぎない。淫賣婦に關する數字は勿論きはめて不正確たるを免れない。フランクフルト外生れの母は、半分以上が女中であり、衣服工業従業者、労働者は各十分の一である。一般に大都市の私生母は殆んどすべて下層の身分に屬し、農村出身者の中には女中が著しく大きい割合を占めてゐる。

一人以上の私生児を生んだ母の職業に關しては、フランクフルトの後見裁判所(Vormundschaftsgericht)によつて、出生の間に行はれた轉職の調査がなされてゐる。この結果、市外地生れの母は、女中から工業従業者へ轉職する傾向をもつことが明らかにされた。ことに、「労働者」及び「衣服工業従業者」(裁縫女)となるものが多いのである。最初の子供を生んだとき無職であつた母は、職業労働につく傾向がある。これは子供を養育することの困難によつて容易に説明される。

同様に、私生母の分娩の場所も彼女達の社會關係を明らかならしめるものである。一八九〇年から一九〇三年までのフランクフルトで分娩した母の總數の分娩の場所は以下の通りである。

公立病院——二八・〇九%
私立病院——二二・四六%
家庭——四九・九五%

家庭内で分娩するのは、母の半分に過ぎない。分娩の場所が死亡率に對してもつ意義については上述した通りである。母と同様に、私生父の社会的地位も良好ではない。一九〇四年のフラン

クフルトにおける學齡期にある私生兒の父に關する調査によれば、

熟練労働者	五三・六%
不熟練労働者	二一・五%
自由業官吏	六・一%
其の他	一八・八%

フランクフルトの未成年者の父は以下のやうな職業構成をもつてゐる。

職業	フランクフルト生れの母の子の父	フランクフルト外生れの母の子の父	二人以上の子供をもつフランクフルト生れの母の子の父	二人以上の子供をもつフランクフルト外生れの母の子の父
熟練労働者	三九・三%	四〇・三%	四〇・四%	四〇・九%
非熟練労働者	一七・九%	二二・一%	二七・四%	二九・五%
自由業官吏	六・五%	八・四%	三・八%	六・三%
商業使用人	二三・一%	一六・三%	一〇・六%	一一・二%
職業中の者	〇・二%	一・一%	一・五%	〇・九%
獨立及び金利生活者		五・五%	八・四%	六・二%
軍人	八・八%	六・三%	七・六%	四・六%
	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

即ち、上述からも明らかやうに、私生父は殆んど凡て低い身分に屬する。自由業及び商業もこゝでは經濟的に最も低い種類のものである。とくに、こゝでは熟練労働者の割合の大きいことが注目される。フランクフルト生れの私生父には商業使用人が多く、市外地生れの父には非熟練労働者が多い。

八、成年の私生兒

フランクフルト・アム・マインの徴兵簿による十二年間の統計的調査によれば、徴兵適齡期の私生男兒の能力、職業、犯罪、教育關係が明らかにさ

れる。家庭教育の時期がすでにすぎさつてゐるので、教育條件の關係はこの年齡期については示されない。したがつて、こゝでは以下のやうに分類される。

孤兒	一一・三%
母が婚姻した者(繼父の家族にある者)	三三・四%
「本來の私生兒」	四四・三%

「本來の私生兒」とは、その母が繼父家族をつくらない者であり、母の親戚或は他人である里親の下に養育される者を總括してゐる。彼等は總數の約半ばをしめてをり、繼父家族は三分の一を占めてゐる。しかし、孤兒の地位が不明瞭であるため詳しい數字はあげられてゐない。孤兒(孤兒院に收容された者)の一部には(母の死亡する前に)繼父の家族に引きとられてゐるものもある。孤兒の割合は非常に高くなつてゐる。即ち孤兒は、この時期には五分の一以上をしめてゐるが、學齡期には約一〇%、乳兒期には五%にすぎなかつた。

以下の表は徴兵適齡期(二十歳)の私生兒關係についての推論を可能ならしめる。この表はフランクフルト・アム・マインの徴兵簿の十二年間にわたる結果である。(一八七〇年から八一年までにわたる出生兒)

資格者	繼父の家族	本來の私生兒	孤兒	公生兒
合格者	五二・四%	三三・六%	四一・三%	五〇・二%
補充兵役	二二・四%	二八・九%	二〇・〇%	一九・〇%
國民兵役	二四・二%	三八・五%	三八・七%	三〇・八%
	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

上述せる私生兒の職業は以下の如くである。

職業	繼父の家族にある者	本來の私生兒	公生兒
熟練労働者	六三・八%	五一・八%	四五・〇%

非熟練労働者	一六・九	二二・七	二二・二
商業 使用人	一三・二		三〇・七
自由業 其他	六・二	二五・五	二二・一

最も大切なのは熟練労働者と非熟練労働者との間の関係であり、以下の通りである。

公 生 兒	二七・一八人	熟練労働者百人當り
私生兒 繼子	二六・五一人	非熟練労働者
私生兒 孤兒	三八・四六人	
本來の私生兒	四三・八三人	

この表から先づ明らかにされることは、母が他の男と結婚することが私生兒の肉體的關係及び職業教育にとつて決定的な意義をもつことである。

このことは、とりわけ非熟練労働と熟練労働との關係が問題とされる場合に明らかとなる。以上から、繼父家族に引きとられてゐる私生兒は、肉體的及職業的教育に關するかぎり、とくに私生兒としての特殊性を示さず、むしろ同じ社會的範圍にあるノーマルな婚姻家族と本質的に異ならないことが知られる。

上表をさらに立ち入つて觀察する時は、本來の私生兒のグループがその才能についても、職業についても最悪であることが分る。

「孤兒」でも本來の私生兒よりは、條件にある。即ち、孤兒は繼父の家庭に引きとられた者と、本來の私生兒との中間にある。こゝから一般に、母をなくした私生兒は、母が婚姻しないで生殘してゐる場合よりも、條件にあることが分る。このやうな悲惨な現象は、名譽職的な後見制度に對するつよい批難を含んでゐる。このやうな現象は、公立孤兒院 (öffentliche Waisenhege) が孤兒になつた私生兒だけを世話し、他の私生兒の世話をし

オートマール・シユパン著「私生兒の状態とその運命」

ないことによつて生じたのである。

私生兒の犯罪關係についてみると、私生兒は公生兒のそれよりも三分の一だけ高い。ロシア給護教育統計にあらはれた遺棄された者は、公生兒のそれより四倍だけたかい。兩者とも質的には一層不良である。この點については以下の統計がある。

刑罰をうけた私生兒 繼子	三五・七人	熟練労働者百人當り
私生兒 一般	三七・五人	非熟練労働者
刑罰をうけた私生兒 一般	五三・六人	

以上から、凡ての職業を通じて、非熟練労働者が最大の犯罪率を示すことが明らかにされる。即ち刑罰を受けた私生兒中には、私生兒一般におけるよりもはるかに多く非熟練労働者がある。さて、私生兒は公生兒よりも比較的多くの非熟練労働者を有してをり、さらに非熟練労働者は最高の犯罪率をしめしてゐるから、私生兒の犯罪率のたかい原因の主なもの、私生兒の非熟練労働者の割合のたかいことである。そしてそれは一般に彼等の職業教育の缺陷に歸せられるのである。

さて、上來述べ來つたところから一般的結論がひきださねばならない。一十可弱い幼少年時代を生き殘つた私生兒は、彼等が繼父の家族にひきとられるか、親戚にひきとられるか、或は孤兒院に收容されて永續的な保護を受ける場合の外は、肉體的、職業的、道德的な墮落にさらされるのである。

九、實際的方策、特に公職の後見制度

上來吾等は、簡単に私生兒の生活條件と彼等の運命につゞいて

た。最後に、私は、これら凡ての現象に對する實際上の社會改良的政策に關する問題について、現在私生兒に對して行はれてゐる諸の公共保護施設について簡単に敘述し、現在の名譽職的な私的後見制度にかはるべき公共的職業的後見制度に對する要望をのべるにとどめよう。

先づ法律關係を問題にしよう。ドイツ民法によれば、扶養の義務は凡て私生兒の家族に歸する。即ち十六歳までは私生兒の父に歸し、彼については私生兒の母とその家族に歸する。必要な場合は原則として子供自身でなくその母も扶助を必要とするのである。

公的給護(öffentliche Fürsorge)は、乳兒養育(Säuglingspflege)の警察監督と名譽職的な後見制度とによつて行はれる。警察監督は法律上はたゞ養育事業に對する許可の義務を有するにすぎない。警察監督には、二つの大きい缺點がある。先づ、警察監督は凡ての私生兒に對して及ぼされるものではなく、本來單に乳兒のみに對して及ぼされるのである。更に、警察監督は從來たゞ警察官の手によつてのみ行はれた。漸く最近になつて、ライプツヒ、ドレスデン、ストライスブルグ、ベルリン、ハレ、ダンツヒ等の多數の都市が、所謂育兒局(Niènkinderamt)を設立して、警察監督に醫學的な性質を與へた。同時にこれらの都市は、經驗ある職業的機關の役員によつて自發的な養育者を助けた。然し、警察監督にとつては醫學的な性質が最も重要である。

都市に適當な乳兒用ミルクを配給することは、之に比べれば、一つの手段に過ぎない。

これは、それだけでは充分でなく、監督に醫學的性質があたへられることによつてはじめて有效なものになるのである。

私生兒の保護は、後見制度の助けをかりてはじめて、凡ての範圍の私生

兒に及ぼされるのであるから、この點が先づ改革されねばならないのである。現在の、名譽職的な、子供にとつて他人である者に依る(或は母自身によつて行はるゝ場合も)後見制度は、公職的後見制度によつて補はれねばならない。しかし、公職的後見制度の本質は、後見が、全ての私生兒に對して、政府によつて任命された經驗者によつて、職業的に行はれるといふことである。公職的後見制度は、私生兒が出生してから成年に達するまで繼續されねばならない。後見の形式はいはゆる總括的後見(Gammelvormundschaft)か(たとへばシユトラースブルグ)或は所謂法律的後見(Gesetzliche Vormundschaft)である(ライプツヒ、ザクセン)。前者の形式においては、後見者の任命は時に應じて行はれ、後見さるべき子供の選擇が行はれる。後者においては、後見は法律に従て無條件に行はれる。

現在行はれてゐる名譽職的な後見者は、一般に後見の任務を充分にはたすことが出来ない。後見者が他人の子供をあづかる場合は、彼は本來子供に興味を持たない。母だけが後見者になる場合は、大抵父との間に利害の對立が生ずる。然し、何れの場合においても、きはめて困難な任務をもつ後見の任をはたすための知識と能力とが著しく缺けてゐる。乳兒期においては、先づ、養育者を合理的に選擇し、これを適當に統制することが必要であり、これはたゞ醫師によつてのみ充分に行はれるのである。さらに、私生父に對しては出生後出来るだけ早く、父たるの地位をみとめさせ、扶助料を支拂はせねばならない。この任務をはたすために必要な法律的知識は、他人である後見者には缺けてゐるが、母はこれに對して必要なエネルギーを持つてゐる。何故なら、母は子供の父の婚姻の約束や最初からの扶助料支拂の意志には何べんもだまたれて既に經驗済みであるからである。この點が實際上手まくだまされてゐないといふことは、以下の事實を一

瞥すれば明らかである。即ち、私生父の三分の二は扶助料を全く支拂つてゐないのである。現在の制度のいま一つの缺陷は、後見者の任命があまりおそすぎるといふことであり、このために、父に對する有効な告訴が妨げられるのである。しかし、上述したやうな課題がすべて果されて、私生兒の高い乳兒死亡率が阻止されるやうになつても、猶、私生兒が大きくなつてからの公職の後見制度が、一聯の一層重要な課題としてのこる。即ち、教育期間中の未成年者の肉體的、職業的、道徳的墮落を阻止することである。それ故公職の後見制度は、現在のやうに乳兒期だけに止められるべきではなく、私生兒が成年期に達するまで繼續されねばならない。かうして公職の後見制度は、乳兒死亡率の低下に寄與するばかりでなく、私生母にあたへる助力と忠告、私生兒に與へる職業教育及び一般的な教育の監督によつて、一般的な社會政策的な作用をも及ぼすものである。

公職の後見制度は、このやうな直接的な任務とともに、全ての家族によつて行はれるべき社會政策的な任務を組織的に統一し、之を擴大するといふ使命をもつ。公職の後見制度は、その後見活動、教育活動を私生兒だけにとめず、公生兒の中で、危険な、保護なき、犯罪性ある、教育の困難な子供にまでもおしひろげ、更に其他の家族のない子供及びその家族のための保護施設を組織し、統一し、擴大することによつて（不具兒童收容所、幼稚園、養育者紹介、個人的後見者への忠告、家庭教育等）從來看過されてゐた社會政策の一部門、即ち、人口の再生産と最廣義の教育にたずさる部門を獨立化し完成する爲の機關になるのである。公職の後見制度の偉大な社會政策的使命は、從來専ら行はれてゐた勞働契約に關する社會政策とならんで、家族及び人口生産に關する社會政策を完成することである。

オトマール・シュパン著「私生兒の状態とその運命」

このやうな觀點からするならば、公職の後見制度の意義は、單にそれの直接はたす任務によつて評價されるばかりでなく、さらに、それが間接にはたす任務によつて一層高く評價されねばならないことが明らかとなる。すでにあの浪漫派經濟學の先驅者、アダム・ミユラーは、より大きい富はより大きい財産の存するところにあるのではないと明瞭に論じてゐる。たとへ、より少い財産でも、より力強い手によつて把持されるならば、より弱い手によつて把持され、より劣等な感情によつて評價される大きい財産よりも内面的にも外面的にもより大きい價值をもち、はるかに富となづけられるにあたひするのである。してみれば、公職の後見制度その他の人口再生産のための社會政策的方策は、最も生産的な資本投下であるやうに思はれる。これらの施設が充分な力を發揮するときは、一國の人口中無数の人間と力が保護され向上せしめられることによつて、數千萬の現實的貨幣が齎らされるのである。——即ち、政治家の政治思想、藝術家の創造、哲學者の言葉と同様に、これらの施設が新しい活動の可能性をつくり出すならば、國民の心情と發明力とは無限に豊かならしめられるのである。これはたんに經濟のみならず共同體の幸福の最も生産的な萌芽である。

譯者附記

参考のために、以下に日本(内地)における私生兒に關する統計を掲げる
なら次の如くである。

年次	總數	私生兒	%
昭和九年	二、〇四三、七八三	四五、二七〇	二・二二
昭和一〇年	二、一九〇、七〇四	四四、九一三	二・〇五

昭和十一年	二、一〇一、九六九	四一、八五七	一・九九
昭和十二年	二、一〇八、一一二	三八、六八三	一・八三
昭和十三年	一、九二八、三三一	三三、二二七	一・七二

五、私生兒の出生に對する死産割合

昭和十二年	一一一、四八五	一六、三三八	一四・五七
昭和十三年	九九、五二八	一三、六五一	一三・七二

二、乳兒死亡に對する私生兒の乳兒死亡割合

年次	乳兒死亡	私生兒	%
昭和九年	二五五、〇六三	一三、一八一	五・一七
昭和十一年	二三三、七〇六	一一、一九一	五・二二
昭和十二年	二四五、三五七	一一、二八八	五・〇一
昭和十三年	二二〇、六九五	八、八七一	四・〇二

六、母の職業別私生兒數

年次	私生兒出生	私生兒死産	%
昭和九年	四五、二七〇	一八、二五七	四〇・三三
昭和十一年	四四、九一三	一八、四〇〇	四〇・九七
昭和十二年	四一、八五七	一七、〇一四	四〇・六五
昭和十三年	三三、二一七	一三、六五一	四四・二一

三、私生兒の出生に對する乳兒死亡割合

年次	私生兒出生	私生兒乳兒死亡	%
昭和九年	四五、二七〇	一三、一八一	二九・一二
昭和十一年	四四、九一三	一一、一九一	二七・一四
昭和十二年	四一、八五七	一一、二八八	二九・三六
昭和十三年	三三、二一七	八、八七一	二六・七一

四、死産總數に對する私生兒死産割合

年次	死産總數	私生兒死産	%
昭和九年	一一三、〇四三	一八、二五七	一六・一五
昭和十一年	一一五、五九三	一八、四〇〇	一五・九二
昭和十三年	一一一、〇五六	一七、〇一四	一五・三二

職業	昭和十三年	昭和十二年
總數	三三、二一七	三八、六八三
農業	九、七〇三	一一、五一九
水産業	六四	六二
鑛業	八七	九〇
工業	七一七	八六二
商業	一、二八五	一、六一四
交通業	三七	一九
公務自由業	一五八	一八八
家事使用人	九〇	八八
其の他の有業者	四六九	五〇〇
無業	二〇、六〇七	二三、七四一

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

兒山千秋

(一)

最近に於ける我が國出生率減退の理由の一として、婚姻年齢の遅れて来たことが挙げられて居る。出生増加の一つの方策として、婚姻年齢を早むるといふことは、最も手近な而も最も自然に出生増加を期待出来る方法であるといふことは今更此處に言ふまでもない所である。昨年決定を見た人口政策確立要綱に於ても出生増加の方策として今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦の出生兒數平均五兒に達することを目標として、昭和三十五年内地人口一億實現を期待して居る所である。

此の如く婚姻年齢を早むると出生増加を見るといふことは、常識として當然のことであると考へられる所ではあるが、既に妻の婚姻年齢と出生との關係に就ては幾多の調査資料によりこのことは實證されて居るのである。即ちその一例として人口問題研究所の出生力調査の結果に依れば、

一、妻の婚姻年齢別一夫婦當り出生兒數は、婚姻年齢の高まるに伴ひ次第にその數を減ずる。

一、妻の年齢別出生率は、婚姻年齢が何歳であつたかといふことは妻のこの年齢別出生率に殆ど影響せず大體等しい値をとるのであるが、妻の出生率はその年齢によつて變化し、常識の如く年齢の高まるに伴つ

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

て低減する。

一、一兒も出生せぬ者即ち無子に終る妻の割合は、婚姻年齢が高まる程高

一、婚姻年齢の高い妻程少くとも一回の出生經驗を有しまだ十分妊孕可能期間内に在るにも拘らず出生を止めて了ふ者の割合が高い。

一、無兒の妻、出生を止めて了つた妻を除いて觀察すると妻の年齢別出生率といふものは殆ど一律の値を示す。

以上の如き結果が示されて居るのであるから妻の出生力といふものは、婚姻年齢の高まることによつて阻害せられ、婚姻年齢が若い程出生増加に有利なことは言を要しない所であつて、出生増加は妻の婚姻年齢を早むることによつて期待出来るといふことは、確實に主張され得る所である。

(二)

右の如く、妻の婚姻年齢は出生力に大きな影響をあたへるものであるが、之に反して夫の婚姻年齢は社會的な影響を度外視すれば斯くの如き影響はないといふことも亦理論上からもあらかじめ考へられる所である。併し出生といふものを單に生物學的に婚姻年齢との關係から見る場合に於ても、夫婦の出生力といふものは夫の婚姻年齢には全然無關係に妻の婚姻年齢といふ一方的原因にのみ支配されるとは考へられないのである。

一夫婦當り出生兒數の多少といふことは、夫と妻の兩側よりする原因複合の結果によるのであるから、例へば妻の婚姻年齢が等しい夫婦に在つても夫と妻の婚姻年齢が同じ場合と夫の婚姻年齢が妻のそれよりも數歳高い場合又はその逆に夫の婚姻年齢が妻のそれよりも數歳低い場合に於ては是等三種の夫婦の間の出生力は相等しいとは決斷し得ない。即ち夫の婚姻年齢の相違による妻の出生力に及ぼす影響といふものは何等かの方法によつ

て實證するのてなければ云々するわけには行かないものと考へられるのである。其處で以下に述ぶる所のものは夫の婚姻年齢が妻の出産力に對して如何なる影響を及ぼして居るかの問題である。

(三)

夫の婚姻年齢と出生に關する問題をとらへて、その關係を見やうとするには、種々なる方法がとられるであらうが、夫婦の内で妻の婚姻年齢並に婚姻持続期間を等しくする夫婦を取り出すか又は妊孕期間を經過せる夫婦に就て妻の婚姻年齢を等しくする夫婦を取り出して、夫の婚姻年齢に差同ある爲に出産力に如何なる差同あるかを觀察することもその一つの方法である。この試みの中後者による方法についてはその代表的なものとして既に一九一一年スコットランドの國勢調査に於て調査された家族調査の結果によつて示されて居る。即ち之に依れば、妊孕期間を經過せる夫婦の夫婦當りの平均出生兒數は妻の婚姻年齢を異にするに應じて差異を示し、婚姻年齢の高まるに伴つて減少し、例へば婚姻年齢二十歳の妻に在つては七八六人、同じく二十五歳の妻に在つては五・六六人、同じく三十歳の妻に在つては三・八九人、同じく三十五歳の妻に在つては一・二九人等の如き値を示して居るのであるが、妻の婚姻年齢を同じくする夫婦の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は、夫の婚姻年齢の相違による影響は殆ど示されて居らないのである。例へば妻の婚姻年齢二十歳、二十五歳、三十歳及び三十五歳の夫婦に於ける夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は次の如くである。

第一表 スコットランドに於ける妻の婚姻年齢を同じく

する夫婦の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生

兒數(一九一一年家族調査)

夫の婚姻年齢	妻の婚姻年齢	婚姻年齢	出生兒數
一五歳	二十歳	三十五歳	六・〇〇
一六歳	二十五歳	三十歳	五・五七
一七歳	三〇歳	二十五歳	七・〇〇
一八歳	三五歳	二十歳	六・四四
一九歳	四〇歳	一五歳	八・四三
二〇歳	四五歳	一〇歳	八・一〇
二一歳	五〇歳	五歳	八・一四
二二歳	五五歳	〇歳	八・〇八
二三歳	六〇歳	三十五歳	八・一七
二四歳	六五歳	三十歳	八・〇一
二五歳	七〇歳	二十五歳	七・七〇
二六歳	七五歳	二十歳	七・七六
二七歳	八〇歳	一五歳	七・八三
二八歳	八五歳	一〇歳	七・八四
二九歳	九〇歳	五歳	七・二四
三〇歳	九五歳	〇歳	七・三四
三一歳	一〇〇歳	三十五歳	六・八九
三二歳	一〇五歳	三十歳	六・九五
三三歳	一〇六歳	二十五歳	七・三一
三四歳	一〇七歳	二十歳	六・九〇
三五歳	一〇八歳	一五歳	六・七九
三六歳	一〇九歳	一〇歳	六・二六
三七歳	一一〇歳	五歳	六・八四
三八歳	一一一歳	〇歳	七・〇〇
三九歳	一一二歳	三十五歳	七・三六
四〇歳	一一三歳	三十歳	六・九七
四一歳	一一四歳	二十五歳	六・四七
四二歳	一一五歳	二十歳	六・四七
四三歳	一一六歳	一五歳	六・四七
四四歳	一一七歳	一〇歳	六・四七
四五歳	一一八歳	五歳	六・四七
四六歳	一一九歳	〇歳	六・四七
四七歳	一二〇歳	三十五歳	六・四七
四八歳	一二一歳	三十歳	六・四七
四九歳	一二二歳	二十五歳	六・四七
五〇歳	一二三歳	二十歳	六・四七
五一歳	一二四歳	一五歳	六・四七
五二歳	一二五歳	一〇歳	六・四七
五三歳	一二六歳	五歳	六・四七
五四歳	一二七歳	〇歳	六・四七
五五歳	一二八歳	三十五歳	六・四七
五六歳	一二九歳	三十歳	六・四七
五七歳	一三〇歳	二十五歳	六・四七
五八歳	一三一歳	二十歳	六・四七
五九歳	一三二歳	一五歳	六・四七
六〇歳	一三三歳	一〇歳	六・四七
六一歳	一三四歳	五歳	六・四七
六二歳	一三五歳	〇歳	六・四七
六三歳	一三六歳	三十五歳	六・四七
六四歳	一三七歳	三十歳	六・四七
六五歳	一三八歳	二十五歳	六・四七
六六歳	一三九歳	二十歳	六・四七
六七歳	一四〇歳	一五歳	六・四七
六八歳	一四一歳	一〇歳	六・四七
六九歳	一四二歳	五歳	六・四七
七〇歳	一四三歳	〇歳	六・四七
七一歳	一四四歳	三十五歳	六・四七
七二歳	一四五歳	三十歳	六・四七
七三歳	一四六歳	二十五歳	六・四七
七四歳	一四七歳	二十歳	六・四七
七五歳	一四八歳	一五歳	六・四七
七六歳	一四九歳	一〇歳	六・四七
七七歳	一五〇歳	五歳	六・四七
七八歳	一五一歳	〇歳	六・四七
七九歳	一五二歳	三十五歳	六・四七
八〇歳	一五三歳	三十歳	六・四七
八一歳	一五四歳	二十五歳	六・四七
八二歳	一五五歳	二十歳	六・四七
八三歳	一五六歳	一五歳	六・四七
八四歳	一五七歳	一〇歳	六・四七
八五歳	一五八歳	五歳	六・四七
八六歳	一五九歳	〇歳	六・四七
八七歳	一六〇歳	三十五歳	六・四七
八八歳	一六一歳	三十歳	六・四七
八九歳	一六二歳	二十五歳	六・四七
九〇歳	一六三歳	二十歳	六・四七
九一歳	一六四歳	一五歳	六・四七
九二歳	一六五歳	一〇歳	六・四七
九三歳	一六六歳	五歳	六・四七
九四歳	一六七歳	〇歳	六・四七
九五歳	一六八歳	三十五歳	六・四七
九六歳	一六九歳	三十歳	六・四七
九七歳	一七〇歳	二十五歳	六・四七
九八歳	一七一歳	二十歳	六・四七
九九歳	一七二歳	一五歳	六・四七
一〇〇歳	一七三歳	一〇歳	六・四七

四二歳	七・六七	四・八一	三・六五	二・三九
四三歳	五・五〇	四・一四	三・九一	二・三三
四四歳	四・〇〇	四・七一	三・四九	二・三三
四五歳	二・六七	四・九七	三・五七	二・二一
四六歳	八・四〇	四・七五	三・二七	一・八四
四七歳	八・五〇	五・〇〇	二・九二	三・〇五
四八歳	七・五〇	五・〇〇	二・九〇	二・六五
四九歳	二・三三	五・四〇	二・九三	二・四七
五〇歳	七・〇〇	五・四〇	三・〇〇	一・九〇
五一歳	—	二・四〇	三・七一	一・三六
五二歳	八・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	一・六七
五三歳	五・〇〇	四・二五	五・二五	一・三八
五四歳	—	三・〇〇	一・五〇	一・六七
五五歳	—	四・〇〇	二・七五	一・三五
五六歳	六・〇〇	二・〇〇	一・五〇	二・一三
五七歳	—	—	五・〇〇	二・〇〇
五八歳	—	四・〇〇	三・五〇	一・五〇
五九歳	—	—	三・五〇	一・〇〇
六〇歳	四・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・四〇

するならば平均一兒の出生兒が減少する事になり、之に反して夫がその婚姻を三十年乃至四十年延期する事によつて、はじめて妻と同一程度の減少を示すこととなるといふて居る。

(四)

我國に於ける夫の婚姻年齢と出生との關係に就て、スコットランドの家族調査に於けると全く同じ方法により、人口問題研究所に於て昭和十五年一月現在にて調査した出産力調査結果により妊娠期間を経過せる夫婦に就て、妻の婚姻年齢を同じくする夫婦の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數を觀察すれば次の如き結果を示し、スコットランドの家族調査結果に於けると全く同様出産力に及ぼす夫の婚姻年齢の影響は殆んど見られず、僅かに夫の婚姻年齢が高まるに従つて減少するの傾向が見られるのみである。例へば婚姻年齢十六歳の妻の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は、夫の婚姻年齢が何歳であつたかといふことには關係なく大體六兒前後の値を示し、同じく婚姻年齢二十一歳の妻のそれは大體五兒前後、同じく婚姻年齢二十四歳の妻のそれは大體四兒前後、同じく婚姻年齢二十八歳の妻のそれは大體三兒前後、同じく婚姻年齢三十二歳の妻のそれは大體二兒前後の値を示して居る。但し夫妻婚姻年齢差が大なる場合は觀察數が少くなるので、僅の例外は存在する。

第二表 夫妻の婚姻年齢組合せより見たる一夫婦當り平均出生兒數 (人口問題研究所出産力調査)

夫の婚姻年齢	妻の婚姻年齢	一五歳	一六歳	一七歳	一八歳	一九歳	二〇歳	二三歳	三歳										
一五歳	一五歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一六歳	一六歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七歳	一七歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八歳	一八歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

一	九	歳	六・五	六・三	六・五	六・三	五・四	五・七	四・五	七・六	五・六	五・〇	—	六・〇	七・〇	四・〇	—	三・〇	—	—	—	—
二	〇	歳	六・七	六・五	六・七	五・七	五・八	五・三	五・五	四・九	四・六	四・九	—	三・五	六・〇	四・〇	—	三・〇	—	—	—	—
二	一	歳	五・五	六・五	六・三	五・五	五・八	五・七	四・七	五・〇	四・七	四・七	—	七・〇	—	—	—	—	—	—	—	—
二	二	歳	五・六	六・三	六・八	六・三	五・九	五・八	五・四	五・七	四・六	三・八	—	三・五	—	—	—	—	—	—	—	—
二	三	歳	五・五	六・〇	六・四	五・六	五・七	五・五	四・三	四・三	四・九	四・三	—	三・五	—	—	—	—	—	—	—	—
二	四	歳	六・八	六・〇	六・三	五・九	六・二	五・五	五・一	四・七	四・三	四・一	—	四・二	—	—	—	—	—	—	—	—
二	五	歳	五・七	五・九	五・七	五・八	五・七	五・七	五・一	四・五	四・三	四・一	—	三・五	—	—	—	—	—	—	—	—
二	六	歳	五・七	五・七	五・八	五・六	五・六	四・七	四・四	四・五	四・〇	—	三・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	七	歳	五・七	六・二	六・六	五・九	五・八	五・三	五・〇	四・六	四・五	—	三・九	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	八	歳	六・四	五・八	六・〇	五・六	五・六	五・四	四・八	四・五	四・二	—	三・八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	九	歳	六・三	六・六	五・九	五・八	四・九	五・一	四・八	四・七	四・五	—	三・八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	〇	歳	五・三	五・〇	六・五	七・〇	六・七	五・八	四・九	四・七	四・二	—	三・四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	一	歳	四・三	六・〇	五・五	五・六	四・九	四・三	四・一	五・八	四・七	—	三・六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	二	歳	五・五	五・九	四・〇	四・〇	五・三	五・三	五・九	四・六	四・二	—	三・七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	三	歳	五・〇	五・〇	七・〇	五・五	六・〇	五・四	四・六	四・四	四・九	—	三・八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	四	歳	—	六・三	五・五	六・二	五・〇	四・〇	四・七	四・三	四・八	—	三・八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	五	歳	五・〇	—	六・〇	—	六・〇	—	四・三	五・三	四・三	—	三・六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	六	歳	—	七・〇	—	五・三	—	五・〇	—	三・七	四・五	—	三・六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	七	歳	六・〇	—	五・三	—	五・〇	六・〇	四・〇	四・〇	二・〇	—	三・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	八	歳	—	—	四・〇	四・〇	—	五・〇	六・〇	—	〇・三	—	三・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	九	歳	—	—	—	六・〇	—	五・〇	—	二・〇	一・〇	—	三・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	〇	歳	—	—	—	—	—	—	—	五・〇	五・〇	—	三・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

尙第二表に依れば右に述べたる如く妻の婚姻年齢を同じくする場合の夫の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は夫の婚姻年齢の影響は殆どないといふことが觀察出來たのであるが、之とは全く反對に夫の婚姻年齢を同じくする場合の妻の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數の觀察も出來るのである。例へば夫の婚姻年齢二十五歳の夫婦の妻の婚姻年齢別一夫婦當り平均出生兒數は妻の婚姻年齢十六歳迄の各年齢に於ては五人餘ではあるが、十七歳に於ては六人餘、十八歳から二十一歳迄の各年齢に於ては四人餘、二十六歳から二十八歳迄の各年齢に於ては三人餘となつて居り、二十九歳以上の各年齢に於ては觀察數の少なることに基くと認めらるる僅の例外はあるが二人未滿から年

齡の高まるに伴ひ次第に其の數を減じて居る。

(五)

右に述べたる如く婚姻年齢の高まるに従つて一夫婦當り平均出生兒數の減少する割合は、妻の婚姻年齢を同じくし夫の婚姻年齢が高まる場合には殆ど問題とするほどの減少を示さず、夫の婚姻年齢を同じくし妻の婚姻年齢が高まる場合には著しく減少して居る。従つて一夫婦當りの出生兒數の大小は、夫の婚姻年齢よりも、妻の婚姻年齢により強く支配されるといふ結果になるのであるから、妻の婚姻年齢のみが夫婦の出生力に對して決定的要因をなして居り、出生増加の方策として婚姻年齢を早むる必要性は妻の側に大いに主張される所であつて、夫の側にはその必要殆どなきものやうであるが、併し單にこの結果から夫の婚姻年齢が夫婦の出生力に對して全く重要性がないといふ結論は下し得ない。事實は之に反して居るのである。普通夫の婚姻年齢も亦妻の婚姻年齢に對して決定的である。男子の大多數が婚姻年齢を延期するに於ては、それに對應する丈け女子も亦婚姻年齢を延期しなければならぬ事になるのである。我が國に於ける夫妻の婚姻年の差は統計の示す所に依れば、婚姻年齢が何歳であるかといふことには殆ど無關係に平均四歳乃至五歳である。故に妻の年齢別出生率が年齢の高まるに従つて低下するの狀態が、夫の年齢別出生率に妻のそれとは四歳乃至五歳のずれ方によつて略、合致して年齢の高まるに伴つて低下して見られるといふ結果になるのである。夫の出生力といふものには婚姻年齢によつて影響されることが殆どないので男子の側で婚姻年齢を少々延期する事は、それ自身、出生力に大した影響がないのであるが、それに伴つて女子が婚姻年齢を延期しなければならぬ事になるから、その延期する年數は極く短かくとも、出生力に大なる影響を及ぼすのである。即ち夫の婚

夫の婚姻年齢と出生との關係に就て

姻年齢も亦出生力に大なる影響があるといはねばならない。妻の婚姻年齢は夫婦の出生力に對して生物學的に決定的の影響を及ぼし、夫の婚姻年齢は夫婦の出生力に對して社會的に影響を與へるものである。以上の事實から出生増加の方策によつて婚姻年齢を早めることが極めて肝要であると云ふことは妻のみならず、夫の側にも當然主張出來るのである。(終)

上州沼田藩人口政策史料

達書

(埋め草)

朝廷御維新の折柄に當り、我等不肖藩任の重きを辱なうし、日夜恐懼にたへざる處、幸に管轄する處盡く舊來の封土にして、何れも累世の恩義を相荷なふ。是我等數々思ふ所なり何れも朝廷御布告の儀を奉體し、上下相話して力を職業に盡し、厚聖主の御仁慈を仰戴すべし。隨つて小兒養育の儀は、吾先代獻良院殿初而就行してより以來相繼ぐ所の舊政にして、今猶厚を加ふべき處なれば、重て其教令を示さしむ。何れも厚く相心得合、先代の遺教に基き、永く此地の美俗をかし、戸口繁衍の道を弘むべきもの也。

小兒養育費加金上納帳

それつらく思ふに、有情の六道四生に輪廻して人界に生をうるもの、寔に龜の浮木の縁逢ふが如し、然るに此邊のあしき風俗にて、無慚放逸成ものは出生の子を産所に於て押殺し、或は墮胎の法をなして失ふもの多し。たま／＼人體を受けて生れぬるを、情なくも失ふ事鳥類にも劣れるべし、嗚呼鳥獸すらそれ／＼に子を育ふ道を知る。況や萬物の精靈たる人間として此心なきは人面獸心歎鋪ならずや。然るに退て其根元を按ずるに、偏に貧きより成るものとす。

是において有位の同志と俱に、小兒養育の資財を調へ、疾應に納置、其利倍を以て赤子養育の輩へ申下し、この風俗を變せん事を願ふ。各仁慈の志を發し、僧に俗財を投て此供業を成就せば、歳々早く死を遁れ生を得るもの幾人ぞや。

一人死を救ふ事すら功德廣大、況や永年生を完うするもの計難し。然則喜捨の資財は少しにして、生れる所の功德萬劫にして廣からん。

文化十一年戌年春季春吉且

(社會連帶より)

彙報

臨時家族手当給與令の公布

今昭和十七年一月閣議決定の家族手当支給制度の擴充に關する件については本誌前號本欄所報の如くであるが、特に官廳職員に對する現行臨時家族手当給與制度の改正については昭和十七年三月二十五日付官報を以て昭和十五年勅令第五百二十五號臨時家族手当給與の件中改正勅令の公布を見た。本勅令により勅任官の一部に對しても家族手当の支給を見ることがなつたが、之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手当給與令(昭和十七年三月二十四日勅令第五百二十一號)

奏任官、同待遇者、判任官、同待遇者、嘱託員、雇員、傭人又ハ職工ニ對シ當分ノ内臨時家族手当ヲ給スルコトヲ得

勅任官又ハ同待遇者ニ對シテハ奏任官又ハ同待遇者ニシテ前項ノ手当ヲ受クルモノト給與ノ權衡ヲ得シムル爲必要アル場合ニ限り臨時家族手当ヲ給スルコトヲ得前二項ノ規定ニ依ル手当ヲ給スル者ノ範圍、手当ノ額其ノ他手当ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法の被管理者の範圍限定に關する勅令の公布

昭和十七年度に於ける國民體力法被管理者の範圍については昭和十七年三月二十七日付官報を以て勅令の公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民體力法ノ被管理者ノ範圍限定

ニ關スル件(昭和十七年三月二十六日勅令第四百四十五號)

國民體力法附則第二項ノ規定ニ依リ昭和十七年四月一日ヨリ昭和十八年三月三十一日ニ至ル迄ハ同法ノ被管理者ヲ昭和十七年十一月三十日ニ於テ年齡十五年以上ノ男子タルモノニ限定ス

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業生使用制限令施行規則中改

正

我が國勞務動員體制中の一環を爲す學校卒業生使用制限令の施行規則は今般一部改正を見、昭和十七年三月二十五日付官報を以て公布されたが、之を掲ぐれば次の如くである。

學校卒業生使用制限令施行規則中

改正ノ件(昭和十七年三月二十五日勅令第四百四十二號)

學校卒業生使用制限令施行規則中左ノ通改正ス
第一條 學校卒業生使用制限令(以下令ト稱ス)第二條

ノ認可ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル期間内ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ

第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ當該工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス)ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ、勤務スベキ場所一定セザルトキハ使用者ノ主タル事務所ニ付申請ヲ爲スベシ

第三條ノ二 令第二條ノ認可ヲ受ケタル後ニ於テ特別ノ必要ニ依リ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ヲ變更セントスルトキハ其ノ申請ヲ爲スベシ
様式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

申請書作成上ノ注意

1 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格 A 4 判 (210 mm × 297 mm) トスルコト

2 本申請書ハ學校卒業生ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所別ニ作成スルコト

前項ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成シ、勤務スベキ場所一定セザルトキ例ヘバ土木又ハ建築ノ事業場ニ勤務スル場合ノ如ク勤務ノ性質上其ノ場所ヲ一定スルコト困難ナルトキハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト尙工場、事業場内ニ設置セラレタル研究施設ト雖モ生産部門ト全ク別個ニ經營セルモノニ付テハ別ニ申請書ヲ作成スルコト

3 本申請書ニハ副本二通ヲ作成添付スルコト

4 「使用ノ場所」ノ欄(1)中「名稱」ハ何々會社何々工場、何々會社何々鑛業所等正確ニ記載スルコト

5 「申請人」ノ欄(2)中「氏名又ハ名稱及印」ニハ法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」ニハ其ノ法人ノ所在地ヲ記載スルコト尙工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人又ハ鑛業代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」ニハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト

6 「申請年月日」ノ欄(3)ニハ申請書ヲ提出スル年月日、郵送スル場合ハ發信ノ年月日ヲ記載スルコト

7 「事業ノ種類」ノ欄(4)ニハ使用場所ニ於ケル事業ノ種類ヲ別表事業分類表ノ小分類ニ依リ記載スルコト

8 「創立」ノ欄(5)ニハ當該工場、事業場、事務所等ノ創立年月日ヲ記載スルコト合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

9 月ト合併年月ヲ記載スルコト

學校程度ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト
大學 大學ノ工學部及理工學部、旅順工科大学
專門學校

(イ)工業ニ關スル專門學校、東京物理學校、上田蠶絲專門學校、日本大學大阪專門學校、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校

(ロ)專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモノ

實業學校

(イ)工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ケル學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置ケモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置ケモノヲ含ム)ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ

1 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

2 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ

3 前二號ト同等ノモノ

4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規程第四條ノ規定ニヨリ設ケタル第二部

(ロ)大連工業學校及撫順工業學校

(ハ)實業學校及專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノ

大學ノ研究科(大学院)ヲ卒業シタルモノ(所定ノ年限在學シテ研究ヲ修了シタル者)ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル者ノ氏名、在學大學名、研究題目、之ヲ使用セントスル業務等ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ記載スルコト

10 學科ハ左ノ例ニ依リ區分スルコト

機械—機械工學科、機械學科、工作機械科、鑛山機械科、機關科、航空學科ノ航空發動機分科、計器科、原動機科、化學機械科、紡織機械科、木型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科、金屬工藝科、板金科、仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

造兵、精密應用物理—造兵學科、精密機械科、精密工學科、應用物理學科、應用化學科ノ應用物理分科、理學科ノ應用理學部選擇第一其ノ他之ニ準ズベキ學科

造船—造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)

航空—航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科(機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)

冶金—冶金學科、金屬工學科、金屬學科、金屬

工業科、應用金屬學科、探鑛冶金科ノ治
金分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

(專修ノモノヲ含ム)

電氣—電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他

之ニ準ズベキ學科又ハ分科

應用化學—應用化學科、電氣化學科、化學工學

科、工業化學科、應用理化學科ノ應

用化學分科、理學科ノ應用理學部選

擇第二其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ

分科

色染—染料學科、染色學科、色染科、色染仕上

科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專

修ノモノヲ含ム)

人造纖維—人造纖維科及化學纖維科

窯業—窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

燃料—燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

火藥—火藥學科

探鑛—探鑛學科、鑛山工學科、探炭工學科、探

鑛冶金科ノ探鑛分科其ノ他之ニ準ズベキ

學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

土木—土木工學科、土木科其ノ他之ニ準ズベキ

學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

建築—建築學科、建築科其ノ他之ニ準ズベキ學

科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

大學卒業者ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ専門

ノ事項ヲ修メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ希望ス

ル專攻ノ事項ニ依ル分類ヲ以テ前記ノ分類ニ依ル

員數ノ内譯ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添付スルコト

ヲ得ルコト

11 「既認可員數」ノ欄(7)ニハ學校卒業者使用制限令

施行以後申請ノ年四月一日迄ニ當該工場、事業

場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラレタル學校卒

業者ノ員數ヲ通算シテ記載シ「同上中使用員數」ノ

欄(8)ニハ之ガ使用員數ヲ記載スルコト

12 「總使用員數」ノ欄(9)ニハ指定學校卒業者(本令

施行以前ノモノヲ含ム)ノ總使用員數ヲ記載シ「同

上中入營、應召者ノ員數」ノ欄(10)ニハ指定學校卒

業者(本令施行以前ノモノヲ含ム)ニシテ入營、應

召中ノモノノ員數ヲ記載スルコト

13 「在勤者中夜間授業ノ指定ノ學校ヲ申請ノ年ニ

卒業豫定ノ者ニシテ引續キ勤務ヲ希望シ申請人ニ

於テモ引續キ使用セントスルモノ」ノ欄(11)ニハ現

ニ當該工場、事業場ニ於テ勤務中ノモノニシテ夜

間授業ノ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ申請ノ年

ニ其ノ學校ヲ卒業スベキモノノ卒業後引續キ勤

務ヲ希望シ申請人ニ於テモ引續キ其ノ工場、事業

場ニ於テ使用セントスルモノニ付記載スルコト、

本員數ハ申請員數(6)中ニ含マルベキモノトス

14 「申請ノ年四月一日現在ニ於ケル指定學校卒業

者以外ノ技術者ノ員數」ノ欄(12)ニハ指定外ノ學校

卒業者並ニ學校卒業者ニ非ザル技術者ノ總數ヲ記

載スルコト

15 「申請ノ年四月一日現在ニ於ケル工員又ハ鑛夫

ノ員數」ノ欄(13)ニハ技術者及學校卒業者ヲ除ク從業

者(但シ工場工員、鑛山(鑛夫)數ヲ記載スルコト

者(擴張等ニ依リ新規ニ要スル工員又ハ鑛夫ノ員

數)ノ欄(14)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌

年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル擴張ノ

新規所要員數ニシテ雇入確實ナルモノヲ記載スル

コト尙交替採用ニ伴フ要員等ノ數ヲモ含マシメ

記載スルコト軍需ノ増加ニ依ルモノニ付テハ陸、

海ノ區別ヲ爲シ其ノ旨ヲ、生産力擴充計畫ニ伴フ

モノニ付テハ其ノ旨ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ於テ明

カニスルコト

17 「利用狀況」ノ欄(15)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年

度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ

「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍

ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」ノ

欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記

載スルコト尙左ノ生産品目ニ付テハ「生産」ノ欄ニ

記載スルコト

鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬及金、石油及代

用品、ソーダ及工業鹽、硫酸アンモニア、パル

プ、工作機械、重要機械、鐵道車輛、船舶、自

動車、セメント、電力

18 「主要販賣品目及其ノ額」ノ欄(16)ノ記載ニ付テハ

左ニ依ルコト

(イ) 販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲サザル事業ニ在リテハ

「生産」ノ文字ヲ、生産ノ事業ヲ爲ス事業ニ在リ

テハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

(ロ) 「生産品目」ハ昭和十四年十二月二十三日商工省

告示第三百七十三號ノ生産品名及主要事業分類

ノ生産品名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコ

ト

(ハ) 陸海軍ヨリ直接受託ノモノニシテ生産額ノ記載

困難ナルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ

生産品名(ハロ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト

(ニ) 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト

(ホ) 生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

19 「申請ノ理由」ノ欄(17)ニハ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生産施設擴充計畫、交替採用計畫ノ大要、使用セントスル卒業業者及従前ヨリ使用スル技術者配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト、

研究所、研究施設等ノ申請ナルトキ又ハ其ノ設アルモノナルトキ其ノ特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載スルコト

指定ノ學校卒業業者ニシテ外地、外國ニ轉出セシメタルモノアルトキハ其ノ事情ヲ具體的ニ記載スルコト、尙臨時資金調整法ニ依ル認可其ノ他法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試験研究等ノ命令アリタルモノニ付テハ之ニ關スル事項ヲ當該欄ニ抽出記載スルコト

軍關係ノモノニシテ記載シ難キモノニ付テ其ノ旨記載シテ之ガ記載ヲ省略スルモ差支ナキコト

20 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合其ノ他特ニ斟酌スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ

「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(18)ニ記載スルコト

21 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業業者ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アル

トキハ各工場、事業場別ニ、又勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アル場合ニ在リテハ其ノ

從タル工場、事業場又ハ事務所別ニ申請書様式中(6)(10)及(11)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添附スルコト此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ

其ノ旨ヲ備考欄(19)ニ記載シ右ノ書類ノ添附ヲ要セザルコト

勤務スベキ場所一定セザル場合ノ申請ニ在リテハ一定セザル理由並ニ勤務ノ態様ヲ同欄ニ記載スルコト尙添附書類アルトキハ其ノ名稱及枚數ヲ備考欄ニ記載スルコト

22 ※印ノアル欄ニハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト

23 本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ「軍資祕」其ノ他ニ付テハ「極祕」ノ印ヲ捺捺スルコト

24 本申請書ハ卒業業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長)宛親展取トシテ其ノ封皮ノ表ニハ「學卒申請ト朱書スルコト

〔別表〕

事業分類表

(大分類)

(中分類)

(小分類)

第一、鑛業

一、採鑛業

一、金屬鑛業

二、石炭鑛業

三、石油鑛業

四、其ノ他ノ鑛業

二、土石採取業

五、アルミニウム原礦採取業

六、其ノ他ノ土石採取業

第二、工業

三、金屬工業

七、鐵精鍊業及材料品製造業

八、銅精鍊業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業

九、アルミニウム精鍊業及材料品製造業

一〇、其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業

一一、其ノ他ノ合金材料品製造業

一二、鐵又ハ鋼鑄物業

一三、其ノ他ノ鑄物業

一四、メッキ業

一五、鏈銷、パネ、鋼索製造業

一六、ボルト、ナット、座金及鍔、釘製造業

一七、建築、橋梁、鐵塔等ノ建築材料製造業

一八、火造(鍛冶)業

一九、其ノ他ノ金屬品製造加工業

四、機械器具工業

二〇、內燃機關製造業

二一、其ノ他ノ原動機、原動機部分品及附屬品製造業

造業

二二、電氣機械器具製造業

二三、無線及有線通信機械器具製造業

二四、電線及電纜製造業

- 二五、電池製造業
- 二六、切削研磨用金屬機械製造業
- 二七、其ノ他ノ金屬工作機械製造業
- 二八、工具製造業
- 二九、製材及木工機械金屬工作機械部分品及附屬品製造業
- 三〇、探鑛、選鑛及精鍊機械器具製造業
- 三一、化學工業用、窯業用及製紙用ノ機械器具製造業
- 三二、紡織蠶絲機械器具製造業
- 三三、其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
- 三四、鐵道車輛製造業
- 三五、大型自動車製造業
- 三六、其ノ他ノ自動車製造業
- 三七、自動車部分品及附屬品製造業
- 三八、自轉車其ノ他ノ車輛製造業
- 三九、船舶製造業
- 四〇、航空機製造業
- 四一、航空機部分品及附屬品製造業
- 四二、運搬用機械製造業
- 四三、ポンプ及水壓機製造業
- 四四、送風機及氣體壓縮機製造業
- 四五、農業及土木建築用機械器具製造業
- 四六、電氣計器製造業
- 四七、其ノ他ノ計器類製造業
- 四八、試験及検査機械器具製造業
- 四九、學術用及醫療用機械器具製造業
- 五〇、光學機械器具製造業
- 五一、電球其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 五二、樂器類及蓄音器製造業
- 五三、辨及コック製造業
- 五四、軸受製造業
- 五五、齒車、ベルト車、車輪及車軸製造業
- 五六、前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 五七、其ノ他ノ機械器具製造業
- 五八、銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 五九、機械器具裝置業
- 六〇、製藥業
- 六一、ソーダ製造業
- 六二、硫酸製造業
- 六三、壓縮ガス製造業
- 六四、燐及カーバイト製造業
- 六五、其ノ他ノ工業藥品製造業
- 六六、製鹽業
- 六七、染料及中間物製造業
- 六八、漆液及塗料製造業
- 六九、顔料製造業
- 七〇、マツチ其ノ他ノ發火物製造業
- 七一、コイルタール及コイルタール分溜物製造業
- 七二、石油精製業
- 七三、人造石油製造業
- 七四、植物油脂製造業
- 七五、其ノ他ノ動植物油脂製造業
- 七六、木蠟、蠟燭及加工油製造業
- 七七、ゴム製品製造業
- 七八、再製ゴム素地製造業
- 七九、バルブ製造業
- 八〇、製紙業
- 八一、セロファン紙製造業
- 八二、セルロイド(再生ヲ含ム)素地及セルロイド製品製造業
- 八三、人造絹絲製造業
- 八四、ステープルファイバー及其ノ他ノ化學纖維製造業
- 八五、動植物質、礦物質及配合肥料製造業
- 八六、製革及精製毛皮製造業
- 八七、石鹼及化粧品製造業
- 八八、人造レジン素地及製品製造業
- 八九、バルカナイズドファイバー製造業
- 九〇、防水布、擬革布類製造業
- 九一、フィルム、乾板類製造業
- 九二、研磨材料及研磨用品製造業
- 九三、炭素製品製造業
- 九四、コークス製造業
- 九五、其ノ他ノ化學製品製造業
- 九六、ガス業
- 九七、電氣業
- 九八、水道業
- 九、窯業及土石工業
- 九九、陶磁器製造及繪付業
- 一〇〇、ガラス及ガラス製品製造業
- 一〇一、セメント製造業
- 一〇二、煉瓦及耐火物製造業
- 一〇三、珐瑯鐵器製造業
- 一〇四、其ノ他ノ窯業製品製造業

- 一〇五、セメント製品製造業
- 一〇六、石棉製品製造業
- 一〇七、石工品製造及土石工業

八、紡績工業

- 一〇八、製絲業
- 一〇九、綿絲紡績業
- 一一〇、麻絲及毛絲紡績業
- 一一一、其ノ他ノ紡績業
- 一一二、撚絲業
- 一一三、純綿、混紡綿及交織綿織物製造業
- 一一四、純絹、交織絹織物製造業
- 一一五、麻織物製造業
- 一一六、純毛、混紡毛及交織毛織物製造業
- 一一七、其ノ他ノ織物製造業
- 一一八、編物組物業
- 一一九、綿製造業
- 一二〇、捺染無地染及絞染業
- 一二一、其ノ他ノ染色及整理業
- 一二二、其ノ他ノ紡績工業

九、製材及木製品工業

- 一二三、製材、木材處理及合板製造業
- 一二四、木製品工業
- 一〇、食料品工業
- 一二五、精穀、製粉及澱粉製造業
- 一二六、製糖業
- 一二七、麥酒製造業
- 一二八、和酒及其ノ他ノ酒類製造業
- 一二九、醬油、味噌及食酢製造業
- 一三〇、清涼飲料製造業

- 一三一、菓子、パン、餡類製造業
- 一三二、罐詰及罐詰製造業
- 一三三、畜産食料品製造業
- 一三四、製氷及冷凍食料品製造業
- 一三五、其ノ他ノ食料品工業

第一、印刷業及製本業

- 一三六、印刷業及製本業

第二、土木建築業

- 一三七、土木建築業

第三、其ノ他ノ工業

- 一三八、紙製品製造業
- 一三九、綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
- 一四〇、革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
- 一四一、其ノ他ノ工業

第三、農林業

一四、農林業

- 一四二、耕作農業
- 一四三、園藝農業
- 一四四、雜農業
- 一四五、養蠶業
- 一四六、林業
- 一四七、畜産業
- 一四八、家畜飼料加工業
- 一四九、農林土木事業

第四、水産業

一五、水産業

- 一五〇、沿岸漁業
- 一五一、内地沖合遠洋漁業
- 一五二、工船漁業其ノ他ノ海外漁業

- 一五三、養殖業
- 一五四、鹽田業
- 一五五、其ノ他ノ水産業
- 一五六、水産土木事業

第五、交通業

一六、運輸業

- 一五七、鐵道及軌道
- 一五八、自動車
- 一五九、海運業
- 一六〇、航空業
- 一六一、其ノ他ノ運輸業

一七、電信電話事業

- 一六二、電信電話事業
- 一八、其ノ他ノ交通業

一六三、道路、橋梁ノ經營

一六四、港灣、運河ノ經營

第六、商業

一九、物品販賣業

一六五、百貨店業

一六六、其ノ他ノ物品販賣業

二〇、不動産買賣業

一六七、不動産買賣業

二一、貿易業

一六八、石油輸入業

一六九、其ノ他ノ貿易業

二二、倉庫業

一七〇、農業倉庫

一七一、商業倉庫

一七二、貿易倉庫

- 一七三、其ノ他ノ倉庫業
- 二二、金融業

- 一七四、銀行業

- 一七五、信託業

- 一七六、貸金業

- 一七七、質屋業

- 一七八、其ノ他ノ金融業

- 二四、保險業

- 一七九、保險業

- 二五、其ノ他ノ商業

- 一八〇、仲買、委託販賣及仲立業

- 一八一、取引所

- 一八二、市場業

- 一八三、證券業

- 一八四、小運送業

第七、雜業

- 二六、雜業

- 一八六、土木建築請負業

- 一八七、土地建物賃貸(貸室ヲ含ム)業

- 一八八、物品賃貸業

- 一八九、新聞紙發行及圖書、雜誌出版業

- 一九〇、旅館業

- 一九一、娯樂及興業ニ關スル事業

- 一九二、映畫製作業

- 一九三、料理業

- 一九四、貸席業

- 一九五、理容業
- 一九六、上水道業

- 一九七、埋立及干拓業
- 一九八、其ノ他ノ雜業

第八、研究施設

- 二七、研究施設

- 一九九、研究施設(試作施設ヲ含ム)

第九、其ノ他ノ事業及施設

- 二八、其ノ他ノ事業及施設

- 二〇〇、教育事業

- 二〇一、體育事業

- 二〇二、文化事業

- 二〇三、慈善事業

- 二〇四、社會事業

- 二〇五、醫療施設

- 二〇六、博覽會

- 二〇七、觀光施設

- 二〇八、放送事業

- 二〇九、社交的施設

- 二一〇、其ノ他ノ事業及施設

〔參照〕

昭和十三年八月二日 厚生省令第二十三號 學校卒業
者使用制限令施行規則抄録

第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二
條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ卒業者ノ卒業ノ前年

七月末日迄ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ

第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於
テ使用シ得ベキ卒業者アルトキ其ノ他特別ノ必要

アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ヲ
受ケシムルコトヲ得

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ工場、事業場又ハ

事務所別ニ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ
事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛法
ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス)
ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

健康保險法中改正法律の一部施行期日
の件公布

健康保險法中改正法律は本誌前號本欄に所報の如く
であるが、その一部施行期日に關する法律は昭和十七
年三月三十日付官報を以て公布を見た。之を掲ぐれば
次の如くである。

健康保險法改正法律ノ一部施行期
日ノ件(昭和十七年三月二十八日
勅令第二百九十九號)

昭和十七年法律第三十八號中第四十九條第一項、第五
十六條第一項、第六十一條、第六十二條第二項、第六
十三條、第七十四條第一項(但書中第十五條ノ二ノ規
定ニ依ル被保險者ニ關スル部分ヲ除ク)及第七十六條
ノ改正規定並ニ第八十四條ノ二ノ規定ハ昭和十七年四
月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令中改正

健康保險法施行令中改正の件は昭和十七年三月三十
日付官報を以て公布を見た。之を掲ぐれば次の如くで
ある。

健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月二十八日
勅令第二百九十九號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第八條ノ二ヲ削ル

第九條中「三十日」ヲ「一月」ニ、「六十日」ヲ「二月」ニ改ム

第七十九條ノ二中「療養ノ給付」ノ下ニ「又ハ傷病手當金ノ支給」ヲ加フ

第七十九條ノ三、第八十四條及第八十八條中「百八十八日」ヲ「六月」ニ改ム

第八十七條ノ三第三項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ

世帯員ガ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ世帯員ガ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シテ拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付補給金トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シテ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ補給金ヲ支給シタルモノト看做ス

世帯員ガ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師以外ノ者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於ケル補給金ノ支給方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

第八十九條第二項中「療養費、埋葬料及分娩費」ヲ「療養費、埋葬料、分娩費及補給金」ニ改ム

第九十四條 保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ガ十六日以後ナル場合又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日ガ二日以後十六日以前ナル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料額ハ之ヲ半額トス

被保險者ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ間ニ於ケル保險料額ハ被保險者タリシ日數ガ十六日以上ナルトキハ其ノ月分ノ保險料額ノ全額、十五日以内ナルトキハ其ノ半額トス

第九十四條ノ二 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ被保險者ト爲リタル日ガ十七日以後ナルトキハ其ノ翌月ヨリ、十六日以前ナルトキハ其ノ月ヨリ之ヲ算定ス

前項ノ場合ニ於テ毎月ノ保險料ノ算定方法ハ前條ノ例ニ依ル但シ前項後段ノ場合ニ於テ被保險者ト爲リタル日ガ二日以後十六日以前ナルトキハ其ノ月分ノ保險料額ハ保險料月額ノ半額トス

第九十七條ノ二 被保險者ガ健康保險法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ其ノ日ガ其ノ屬スル月ノ全日數ニ亙ル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料額ノ全額ヲ、其ノ屬スル月ノ全日數ニ亙ラザルモ十五日以上ナル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料額ノ半額ヲ徴收セズ

附則
本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕
大正十五年六月三十日勅令第二百四十三號健康保險法施行令抄錄

第八條ノ二 健康保險法第八十一條ノ規定ニ依リ訴願ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依リ行政廳ト看做ス

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲グル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス但シ第一號ニ

該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九條ノ二 健康保險組合ハ健康保險法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ爲サントスルトキハ規約ヲ以テ其ノ旨ヲ定ムベシ

第七十九條ノ三 健康保險法第四十七條第一項但書ノ規定ニ依ル期間ハ百八十日トス

第八十九條第二項 療養費、埋葬料及分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同ジ

第九十四條 保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

被保險者ノ資格ヲ取得シ（月ノ初日ニ資格ヲ取得シタル場合ヲ除ク）又ハ喪失シタル月ニ於ケル被保險料額ハ各日ニ付標準報酬月額ノ三十分ノ一ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス健康保險法第七十六條ノ規定ニ依リ保險料ヲ徴收セザル期間ガ月ノ全日數ニ亙ラザル場合ニ於ケル保險料額ニ付亦同ジ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ニ關スル保險料額ハ其ノ被保險者ト爲リタル日ヨリ前二項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス

職員健康保險法施行令中改正

職員健康保險法施行令中改正の件は昭和十七年三月十八日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の

職員健康保險法施行令中改正

職員健康保險法施行令中改正

職員健康保險法施行令中改正

職員健康保險法施行令中改正

職員健康保險法施行令中改正

如くである。

職員健康保險法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月十七日 勅令第百七十六號)

職員健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第八條第二項中「電氣供給ノ事業」ノ下ニ「及物ノ配給

(販賣ヲ除ク)ノ事業」ヲ加フ

第七十六條 療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用又ハ療養

ニ要スル費用ヨリ厚生大臣ノ定ムル額ヲ控除シタル

額トス

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル額ハ療養ニ要ス

ル費用ノ十分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ算定ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ前

三項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコト

ヲ得

第七十九條 職員健康保險法第四十七條第三項ノ規定

ニ依リ徴收スル一部負擔金ノ額ハ第七十六條第一項

ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル額トス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ前

項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ

得

第七十九條ノ四 前二條ノ規定ハ職員健康保險法第五

十條第二項ノ規定ニ依ル傷病手当金ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十四年十二月二十 勅令第百五十八號職員健

康保險法施行令抄録

第八條 職員健康保險法第十八條第一項第一號乃至

第五號ニ掲グル事業ノ範圍ハ左ノ如シ

(左記略ス)

同法同條同項第六號ノ規定ニ依リ電氣供給ノ事業

ヲ指定ス

第七十六條 療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ十分

ノ六乃至十分ノ八ノ範圍内ニ於テ厚生大臣ノ定ム

ル割合ヲ標準トシテ算定シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ算定ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ

前項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコ

トヲ得

第七十九條 職員健康保險法第四十七條第三項ノ規

定ニ依リ徴收スル一部負擔金ノ額ハ療養ノ給付ニ

要スル費用ノ十分ノ二乃至十分ノ四ノ範圍内ニ於

テ厚生大臣ノ定ムル割合ヲ標準トシテ算定シタル

額トス

恩給法改正法律の一部施行期日の件

公布

人口政策的考慮を加へた恩給法の改正については既に本誌前號本欄に所報の通りであるが、その一部施行期日の件は昭和十七年二月二十八日及び三月二十七日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

恩給法改正法律の一部施行期日ノ

(件) (昭和十七年二月二十七日 勅令第百一十一號)

昭和十七年法律第三十四號中恩給法第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正十二年四月十四日法律第四十八號恩給法抄録

第七十二條第一項、第三項及第四項

本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡ノ當時之下同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ

戸籍届出ノ委託ヲ爲シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後委託ニ基ク届出ガ受理セラレ又ハ戸籍届書ヲ郵送シタル後届出人死亡シ其ノ死亡後届書ガ受理セラレタルトキ其ノ届出ガ他ノ法令ニ依リ届出人死亡ノ時ニ爲サレタルモノト看做サル場合ニ於テハ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ト同一戸籍内ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹ト爲ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ當該届出ガ届出人ノ死亡後二年内ニ受理セラレタルトキニ限り届出人ノ死亡ノ時ヨリ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子又ハ兄弟姉妹トシテ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡後認知ノ裁判アリテ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ子トシテ認知セラレタル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員

又ハ之ニ準スベキ者ノ死亡ノ時ヨリ之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第七十四條ノ二第一項

第七十二條第三項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ノ受理ノ日ヨリ、同條第四項ノ規定ニ依リ公務員又ハ之ニ準スベキ者ノ遺族ト看做サレタル者ニ給スル扶助料ハ認知届出ノ受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

昭和十七年二月二十日法律第三十四號ハ恩給法中改正ノ件ナリ

恩給法改正法律ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十三號)

昭和十七年法律第三十四號ハ恩給法第七十二條及第七十四條ノ二ノ改正規定ヲ除ク外昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法施行令中改正

農地開發法施行令(本誌第二卷第五號所載)中一部改正ノ件は昭和十七年三月二十七日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。尙、同法施行規則中一部改正ノ件も同日付官報により農林省令第三十二號として公布された。

農地開發法施行令中改正ノ件

(昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十六號)

農地開發法施行令中左ノ通改正ス

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ

掲グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

一 耕地整理法第一條各號ノ耕地整理トシテ行フコトヲ得ル事業

二 前號ニ掲グルモノヲ除ク外農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更

附則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年四月二十日勅令第四百九十五號農地開發法施行令抄録

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ掲グル事業ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス

一 農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更開墾、埋立若ハ干拓又ハ地目變換ニ依ル開田ニ件フモノヲ除ク

二 暗渠排水、床締又ハ客土

米穀生産獎勵金交付規則中改正

米穀生産獎勵金交付規則については本誌第三卷第一號本欄に既報の如くであるが、今般更に同令中一部改正を得て沖繩縣に對しても命令を施行することとなつた。改正條文を掲ぐれば次の如くである。

米穀生産獎勵金交付規則中改正

(昭和十七年三月三日農林省令第二十四號)

米穀生産獎勵金交付規則中左ノ通改正ス

附則第二項ヲ削除ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年五月 農林省令第九十八號米穀生産獎勵金交付規則抄録

附則第二項

本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

厚生省人口局に於ける健民運動實施の決定

厚生省人口局に於いては大東亞國建設の根基たるべき大和民族増強の要請に則して廣く「健民運動」なる名稱の下に其の國民的自覺と實踐とを促進することとなつたが、昭和十七年五月一日より八日までの八日間を選びその第一回の強調週間を實施することとなつた。その實施要綱並に運動に際し厚生省人口局に於いて編輯せるパンフレット「健民運動」の一部を掲ぐれば左の如くである。

健民運動實施要綱

一 趣 旨

大東亞共榮圈を建設し其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり之が目的達成の爲には我が民族の永遠に發展すべき民族にして東亞共榮圈の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要あると共に我が國人口の急激にして永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖るの要緊切なるものあるを以て茲に本運動を展開し聖戰目的完遂の一助たらしめんとす

二 名 稱

健民運動

三 強調期間

五月一日より五月八日 大詔奉戴日に至る八日間

四 目標

皇國の使命達成は國民精神の作興に努むると共に皇國民族の量的及質的の飛躍的増強を基本條件とするの認識を徹底せしむること

五 實施要項

本運動の徹底を圖る爲特に

- 一 皇國民族精神の昂揚
 - 一 出生増加と結婚の奨励
 - 一 母子保健の徹底
 - 一 體力の錬成
 - 一 國民生活の合理化
 - 一 結核及性病の豫防撲滅
- に重點を置き地方の實情に即し右の内適切なる事項を選択し各、其の實踐強調に勉め以て實效を收むること

六 實施方法

- (一) 大政翼贊運動と協力し夫々適切なる實行計畫を樹て本運動を徹底せしむること
- (二) 官廳、學校、會社、工場、産業團體、保健衛生團體、厚生團體、婦人團體等の各種團體と連絡を密にし其の協力の下に本運動の徹底を期すると共に夫々適切なる實行計畫を樹てしむること
- (三) 部落會、町内會等の常會に對し實行計畫を提示し國民全般に本運動を徹底せしむること
- (四) 官廳、學校、會社、工場其の他各種團體に於て本運動第一日を期し昭和十四年四月二十八日 皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する令旨の

捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期すること

- (五) 從來實施し來れる各種の健康増進に關する運動、兒童愛護運動等も本運動の趣旨目標に沿ひ健民運動の一翼として協力せしむること

健民運動具體的事例

皇國民族精神の昂揚

皇國民族の永遠に發展すべき民族たるの自覺を鞏固にすると共に個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立徹底を圖ること

出生増加と結婚の奨励

結婚増加は必ずしも出生増加とならざる過去の事實に鑑み結婚の奨励は家と民族との繁榮を期し出生増加を目標とす尙出生増加に關しては人口政策確立要綱中第四項第一に基き一夫婦の出生数を平均五兒に達することを目標とす

乳幼児の保護育成

- 一 育兒知識及愛育思想の普及宣傳
- 二 乳幼児の健康相談及育兒指導
- 三 乳幼児愛護施設の擴充
- 四 乳幼児の榮養確保

體力の錬成

- 一 體力錬成に關する科學的知識の普及
- 二 ラジオ體操の勵行
- 三 職場各種集會等に於ける大日本厚生體操の實行
- 四 徒歩の奨励
- 五 集團勤勞作業の實施
- 六 武道の奨励

國民生活の合理化

- 一 食生活の合理化
- 二 衣服の改善
- 三 住宅の合理化

結核及性病の豫防撲滅

- 一 結核の豫防撲滅
- 一 結核豫防知識の涵養
- 二 集團檢診の徹底
- 三 患者家族に對する結核豫防の徹底
- 四 採光換氣の改善及外氣生活の奨励
- 一 性病の豫防撲滅
- 一 性病撲滅知識の普及
- 一 血清検査の勵行(殊に婦人に對し)

「健民運動」

第一 趣 旨(健民運動を行ふ理由)

昭和十六年十二月八日宣戰に關して大詔下るや、我

が將兵は陸に海に空に善戰善謀朝に一城を屠り夕に一碧を抜くといふ昔時の語よりも尙赫やかしき武勳を建て大東亞共榮圈の建設も着々と進捗しつゝある。大東亞戰爭の完遂を通じて大東亞共榮圈を建設し我が民族永遠の發展を圖る事は、皇國の進むべき不動の方針であつて、我々は如何なる障礙をも排除して此の大目的達成を期せねばならない。

此の大目的達成の爲には遅しい經濟力の必要な事は今更言を俟たぬ所であるが、戰を飽く迄も勝ち抜き、大東亞共榮圈を建設して之が健全な發達を圖る其の根本は要するに人の問題に歸着する。言ひ換へれば活力に溢れた優良健全な國民が他國に比して壓倒的豊富に存在する事を必要とする。即ち皇國民族が質的に優秀健全であると共に量的にも豊富でなければならぬのである。だから右の大目的を達成する爲には「皇國民族の増強を圖ること」が根本であると言はなければならぬ。皇國民族の量的に未來永劫増殖を續けることと質的に言つて一段々と向上を遂げることは是れ即ち大東亞共榮圈の建設のみならず皇國民族永遠の發展の要諦である。

先づ第一に量の問題であるが大東亞戰爭の完遂並に大東亞共榮圈の建設にどれ程の人を必要とするかは一應適確な數字を示す事も出来るのであるが、此處では之を具體的に指摘する事は差控へなければならぬ。さり乍ら大東亞共榮圈が非常に廣汎な地域に亘り之が防衛の爲には莫大な兵員を必要とする事は容易に想像し得られる所であり、更に直接軍事上の要員のみならず戰爭遂行に必要な産業要員だけを考へて見て之亦夥しき員數を必要とする事も亦當然考へ得られるとこ

ろである。之を前歐洲大戰當時の記録に徴するも少く共國防の第一線に立つ兵員の二倍乃至三倍の産業要員を必要とするのである。而も今後名實共に大東亞共榮圈の指導者として大東亞全地域を打つて一丸とする自給自足圏を建設するが爲には政治・經濟其の他所有ゆる生活部面に亘つて更に多數の人を要する事は今更暇する必要も無い事である。然らば我が國現下の情勢より言つて果して大東亞共榮圈建設に之を通じて皇國民族永遠の發展を圖る上に「人」の點に於て不安が無いと斷言し得るであらうか。

我が國は歐米諸國に比し人口増加率の高い點に於て遙かに他の諸國を壓しヨーロッパの學者などの中には「東洋的な増殖力」と云つた様な表現を用ひ驚異の眼を以て眺めて居る者さへ有つたのである。斯うした氣持が更に嵩じて黃禍論などが飛び出す始末で、而も未だに其の跡を絶たない有様である。此の事は單に歐米人だけの間の問題では無く我が國人中にもかう言つた觀察の仕方を行ふ者が未だに相當根強く存在して居る。而も此の考へ方が樂觀論の根柢を爲すものである事は言ふ迄も無い。

我が國人口の増加率が歐米諸國に比して高い點では右の所論の如く確かに事實である。此の點我々には大いに意を安んじて可なりと思ふのであるが、少しく其の内容に就いて詳細に検討を加へる時は必ずしも樂觀してのみ済まされないのである。今人口の自然増加率に就いて我が國を諸外國と比較して見るのに、次表の如く我が國は斷然頭角を擡んで居るのであつて、佛蘭西の如く逆に死亡數が出生數を凌駕し人口が寧ろ減少する傾向を辿りつゝあるのに

引き較べ皇國の力強さを如實に感ずる事が出来て大いに意を強くする所である。

人口増加率(人口一、〇〇〇ニ付キ)

國名	最近二回ノ人口調査年度	同期間内ニ於ケル毎年平均出生死亡差額率
日本	昭和五	一〇
米國	大正九 昭和五	七・三
伊太利	昭和六	一一
獨逸	大正一四 昭和八	九・六
英吉利	大正一〇 昭和六	六・〇
佛蘭西	昭和六	一一
元來人口の増加と言ふ事は出生數と死亡數との差に依つて生じ此の増加數を其の年の總人口で割つたものが前記の自然増加率と言ふ事に成るのである。而して此の自然増加率を決定する所の出生數及死亡數は戰爭とか或は天災地變等の無い限り必ず一定の傾向を辿るものであるが、併し單に一時期に於ける人口の自然増加率を靜的な状態に於て觀察し之を以て或は喜び或は憂ふる事は早計であると言はなければならぬ。		

そこで先づ出生率に就いて考察して見るのに、明治初年頃から大正九年に至る約五十年の間に於ては年と共に上昇傾向を示して來たのであるが、大正九年の人口千人に對する三六・二を嚆として次第に下り坂に向ふ傾向に成り始めて居る。然るに一方死亡率の方は如何と言ふに之は幸な事に大正七年の人口千に對する二六・八を嚆として減少の傾向を辿り昭和十三年には一七・四と言ふ所まで下り其の後は大體此の邊の率を示して居るのである。故に成る程出生率に於て漸減の傾向に辿り始めた事は確かに戒心を要する現象ではあ

るが幸にして一面に於て死亡率が漸減の傾向を辿つて來て居る故に差引に於て自然増加率にさしたる影響を齎らさず済んで居つたものであつた。併し乍らそれであるからこそ此處に我々は深く考へなければならぬ問題が有るのである。

人口の自然増加を維持し或は更に遞増するが爲には若し出生率にして今のまゝの状態に在ると假定すれば死亡率さへ引き下げれば良いではないかと考へ方を考へる者が有るかも知れない。成る程死亡率さへ引き下げれば出生に對してマイナスに成る方が少くなるのだから其れだけ自然増加に於て餘計プラスになる勘定である。併しこゝで考へなければならぬ事は出生率は右の假定の様に決して何時迄も不動では居らないと言ふ事である。少く共今迄に歐米諸國が辿り來つた例を考へて見れば一度下り始めた出生率は容易に恢復せず寧ろひたすら下降し始め、一方之に伴つて死亡率が何處迄も下つてくれれば良いが之には保健衛生施設を完備する必要が有ると共に國民の日常生活各般に亘つて徹底した施策を行ふ必要が有る上は、而も之とても可成り思ひ切つた程度の施策を行つても其の下降に限度が有るのである。即ち我々は齡百歳を保つ事必ずしも不可能ではないが、所詮一度は死すべき運命を擔つて生れ出でて來た者であつて如何にしても不死の長生を保つわけには行かないから、如何に政府に於て死亡減少を圖つても一定限度以下に死亡率を下げる事は出來ないのである。故に死亡減少方策を如何に徹底して行つても若し出生率低下を防ぐのでなければ終に佛蘭西の如く出生率の曲線と死亡率の曲線が交叉して人口の自然増加どころか逆に人口の自然減少を惹起する事に

成るのである。

故に我が國の出生率が大正九年を界にして一路下降の傾向を辿り始めたと言ふ事は大いに警戒を要する事柄であつて今にして之が對策を講ずるのでなければ將來を嚙んで後悔しても亦如何とも爲す能はざるは火を見るよりも明らかである。而も大東亞共榮圈の建設維持と言ふ大目的を具現する爲には既に述べた様に莫大な人を要し一にも人、二にも人、三にも人であるから今に於て大いに警戒しなければならぬのである。大東亞共榮圈の指導者として皇國民族が嚴然たる地歩を占める爲には、どうしても優秀健全な皇國民族が大東亞各地に配置され而も其の數が他の諸民族に對して相當の比重を持つて居らなければならぬ。然るに各地の出生率は随分高いのであつて例へば最近の推定では人口千に付き支那は約四五、佛印、泰其の他各地は何れも三五以上を示し又ソ聯は約四〇を示して居るのであつて、若し今のまゝの状態で進んだならば、大東亞共榮圈の健全なる發達も一片の夢と化する虞れ無き事を誰が保證し得ようか。

次に質の問題であるが、人口問題に於て量的問題が重要な要素を爲すと共に質の問題も亦甚だ重要な意義を有するものである事を忘れてはならない。普通に人口問題と言へば直ちに量的問題だけであるかの様に考へられ勝ちであるが、今日人口問題を論ずるに當つて質の問題を等閑に附したのでは其の意義が全く失はれたものと云つて差支へが無い。人口の量的増加を圖ると共に質的向上を圖つてこそ初めて皇國民族永遠の發展を庶幾する事が出來て皇國の彌榮を圖る所以であり、質に於て優れた皇國民族が族々増加して行く事は

皇國民族發展の爲に絶対に必要である。而して此處に所謂國民の質とは形態上・職能上其の他所有ゆる肉體上、精神上的の機能を綜合した國民の能力を指稱するものである事は言ふ迄も無い。

今試みに世界の歴史を繙いて幾多の民族の興亡盛衰の跡を尋ねるに悠久二千六百有餘年に亘り一貫した生發展の歴史を有して居るものは獨り我が皇國民族を措いて他に其の例を見ないのである。嘗つて燦爛たる文化を世界に誇つた希臘でも羅馬でも今は國としての跡を絶つて歲月久しき有様である。實に「國破れて山河有り」との言葉の如く昔時の山河は何事をも物語る事無く黙々として今に至るも其の存在を續けて居るに拘はらず其の地に住む民族は嘗て隆盛を極めた彼等の遠祖祖先とは全く質的に異なる者と化し了つて居るのは一體如何なる理由に基づくのであらうか。これは民族の變異乃至は逆淘汰が行はれ悪質の者が次第に良質の者を驅逐して終に民族全體として質的の變化乃至低下が起つたが爲に他ならぬのである。

我が皇國民族は二千六百餘年の間此の大八洲の地に住して生々發展を續け現在の優秀な民族を作り上げて來たのであつて、其の間質的の低下を認める證據の無い事は誠に幸な事ではあるが、將來に對し過去の歴史の如く自然の推移のまゝに放置して置いて果して良いものであるかどうかは慎重の考慮を要する事柄である。

或は我が民族は他民族と異り有史以來其の優秀性を保持し續けて來たのであるから今後と雖國民資質の點については大いに樂觀してよろしく國家としても別段特別の手段を講ずるの必要もあるまいと考へる者が有

るかも知れない。假りに此の様な考へが其のまゝ容されるならば之に越した幸ひな事は無いし、又皇國民たる以上何人たりとも我が民族が未來永劫他民族に劣るやうな質的降下を來すことがあらうと考へる者は居らぬであらう。而も此の國民的確信は單なる抽象的確信乃至は希望に終らしむる事無く飽く迄も現實性を附與して行かなければならない。此の點に我々は強い反省を必要とするのである。

我が國の人口増加は年々大凡百萬人見當にあるが年々出生率は低下の傾向を辿り幸ひにして死亡率が幾分低下して來て居る爲に其の差である自然増加率に變動を生じないで済んで居る事は既に述べた所であるが、此の低下傾向を辿る出生率の中で特に智識階級に於ける産兒數の減少が顯著な傾向として認められるのである。今試みに昭和九年東京市に於て教育程度の差に依つて出生率にどれ位の相違があるかを調査した所を見ると、次表に示す様に教育程度の高い者程子供を持つ數が少いと言ふ甚だ奇異な現象を呈して居る。即ち社會の中で特に教育を多く受け智能的にも優れて居る階級の出生率が低いと言ふ事は何としても國民資質の向上と云ふ立場から見れば喜ぶべき事柄では無い。然るに其の反面に於て廣く一般的に變質者や低腦者や精神病者等の出生は必ずしも低下しないのが通例であつて、最近の統計の示す所を見ると遺憾乍ら我が國も此の傾向の埒外に在るものと斷定する事の出來難い有様である。此の様に優秀健全な國民の減少と悪質遺傳者の増加の傾向は人口の量的な減退と共に質的な低下として大いに憂ふべき問題である。此の點人口政策上優生問題の重要な所以が存すると共に、微毒其の他民族の健

全性其れ自體に悪影響を及ぼす所謂民族毒に對する施策の緊要な理由が存するのである。

教育的程度別出生率

教育程度	總數	夫ノ教育程度				妻ノ教育程度			
		無學	初等	中等	高等	無學	初等	中等	高等
平均子供數	四・四七	五・二六	四・八七	四・五五	四・四一	五・二八	四・八一	四・四四	四・二七

大東亞の指導者として皇國民族が確乎たる地歩を占める爲には之が量的増加を圖るの必要が有ると共に其の質に於て優秀健全を期せなければならぬ事は右に述べた如くであるが、皇國民族として生を享けたからには眞に御國の爲にお役に立ち得るものたらしめるやうに努力しなければならぬ。即ち此處に國民體力の向上に關する諸般の考慮が必要となるのである。而も此の事柄は現に戦を行ひつゝある此の戦時下に於て是非ともやり遂げなければならぬのであつて、更に我々の生活を反省し出來得るだけ現下の情勢にふさはしい生活たらしめ、更に第二第三の障礙を乗り切ることの得られるやうに生活の合理化を必要とするのは勿論である。

第二名 稱(本運動の名稱について)

「健民運動」の「健民」と言ふ言葉であるが要するに第一の「本運動の趣旨」に就いて述べて來た様に大東亞戰爭を勝ち抜く爲にも、又大東亞共榮圏の建設の爲にも、更に又皇國永遠の發展の爲にも要するに其の根本は「人」——言ひ換へれば「國民」に在るのである。如何に物資が豊富であつても、之を活用し之を眞に國家の爲に役立たせ得るものは國民に在るのであつて、此の點に於て皇國民族が國防上・政治上・産業上其他あらゆる部面に亘つて優秀健全である事を必要とすると共に假令個々の國民が如何に優秀健全であつても若し其の總數が僅か計りであるならば大東亞の指導者どころか、國防上の要求をさへ充す事が出來ない。此の意味から言つて優秀健全な皇國民族が豊富に存在する事を必要とするので恰も洪水が堰を切つて奔流する様に未來永遠に亘つて後から後からと續かなければならぬ。即ち民族としての永遠の發展性を持たなければならぬ道理である。之を一口に言へば民族としての永遠の潑刺さ、若さ、健やかさを保持し續けなければならぬ。

昭和十三年五月第一回國民精神總動員健康週間の實

施以來健康増進運動は既に四回行はれ此の間或は結核

豫防撲滅運動、兒童愛護運動、心身鍛鍊運動、花柳病
豫防撲滅運動、齶齒豫防運動等々と少く共我々國民の
保健衛生に關する運動は數多く行はれ而も是等の運動
は夫々皆現下最も重要な皇國民族増強を究極の目的
とする重要な運動であり或る部面に於ては確かに其

の効果を擧げ得たものと見る事が出来るのであるが、
究極の皇國民族の増強に直接寄與した事が割合に少な
かつたのは其の運動自體の目標が餘りに手近かつたが
爲に——又其の故に比較的實踐し易いのであるが

——究極の大目標が兎もすれば一般の者に氣付かれず
に仕舞つた憾みが無いとしないのである。であるから
一般の者には例へば結核の豫防撲滅と心身鍛鍊とは何
等關係の無い別個の運動と考へられ勝ちであつたので
あるがどうして關係の無い所か大いに關係が有るので
之等の總てが皇國民族の増強、言ひ換へれば皇國民族
の健やかさを保持増進すること、即ち「健民」と言ふ大
目的に結び付いて始めて其の個々の運動乃至は實踐の
眞意義を發揮する事が出来るのである。

斯かる意味合から「健民運動」と名付けられたので従
來の單なる個々の國民の健康を保持増進する——此の
事は勿論大事な事に違ひ無いが——程度の小乘的な
ものでは無く、もつと高く更に強い内容を持つた
「健民」である事を時に強く意識しなければならぬ。
此の點から言ふならば今回使用する「健民」は從來より
使ひ慣れて居る「健」・「民」とは大いに意義を異にする
ものと言はなければならぬ。更に繰返して言ふ。
此の場合の「民」とは遠い父祖より現代の皇國民に至り
更に未來永遠に亘る「民」を指して居るのである。

第三 強調期間

本運動の趣旨徹底を圖る爲に強調期間と言ふものが
設けられて居る。即ち五月一日より五月八日の大詔奉
戴日に至る八日間(昭和十七年度に於ては)、併し本運
動の期間はと言へば一年を通じてである。

皇國民族永遠の發展を圖る爲に、又大東亞共榮圏の
建設並に發展を圖る爲には、皇國民族の量的・質的増強
を根本とするので國民の一人残らずが此の運動の趣意
を徹底的に理解すると共に、政府に於ても亦諸般の施
設を行ひ、政府の施設と國民の氣持がびつたりと結び
付いて茲に始めて十分な効果を擧げる事が出来るので
ある。

健民方策乃至は人口政策をして新たに昭和十七年度
より行はれるものとしては、例へば多子家族負擔軽減
の意味合よりする所得税に於ける控除額の増額、官公
吏に對する家族手当金の増額並に支給範圍の擴張(他
の俸給生活者に對しては之に準じて行ふ様に奨められ
て居る)、直接兵力及生産力に關係する年齢の者に對す
る體力管理の擴充並に管理の内容の充實(國民體力法
の改正に依る)、醫療普及及醫療内容の向上を目的と
する國民醫療法の公布、妊婦登録制度實施に依る妊婦
保健指導の徹底、乳兒一齊檢診指導の徹底等諸種の新
しい施策が新年度から一齊に其の運営を開始し、丁度
本運動の強調期間を中心に軌道に乗り始めるのであつ
て國民一般の深い理解と協力の下に是等の施策が其の
期待する十全の効果を發揮し得るのである。此の意味
から特に八日間に亘つて本運動の強調期間が設けられ
たのであるが、此の八日間だけ此の趣旨の下に本運動
を行へば其れで目的を達したと言ふ譯のものでは無

い。假りに右の様な考へ方を採れば結婚の奨励にしる
出生の奨励にしる凡て意味の無いものとならざるを得
ない譯である。さうでは無くて本運動は全一年を通じ
て行はれ實踐に迄押し進められなければ此の運動本來
の目的に合致しない事になるのであつて、特に此の八
日間に於て其の趣旨を強調し國民の一人々々の腹の底
迄ほんとうに之を滲み込ませ將來片時も忘れず實踐せ
しめたい爲の強調期間なのである。

第四 目 標(健民運動の目標)

大東亞戰爭の完遂、大東亞共榮圏の確立並に發展、
更に皇國永遠の發展を圖る爲には、其の根本は要する
に「人」に在る。此の事を國民の一人々々の肝に銘する
様にした——之が健民運動究極の目標である。

既に第一の「趣旨」に於て述べた様に我が國人口の増
加率は歐米諸國に比して相當高率ではあるが、さりと
て必ずしも將來に對して樂觀を許さざるものが有り、
且つ大東亞共榮圏の建設の爲にも又皇國民族永遠の發
展の爲にも更に發展的な形相を具へなければならぬ
事は理解するに難くない所である。此の爲には政府の
所有ゆる施策が此の目標の具現に向つて進めらるべ
きであり、政府の施策が果して妥當なものであるか如
何かは之を人口政策的の立場より見て適當なものであ
るか否かに依つて批判せられるのである。

さり乍ら政府が如何に徹底した施策を行ふとも國民
自らが皇國民族の高遠な理想を理解し此の理想具現に
向つて歩調を揃へて力強く押し進むのでなければ徒に
空念佛に終つて仕舞ふのであつて、要は國民の認識な
り覺悟なりの問題に歸着するのである。此の故に本運
動の究極の目標は國民の總てに此の認識を徹底させ、

更に實踐に迄押し進めて行かうと言ふにある。

近代戦の特色は單なる武力戦だけでは無く國の總力を擧げて戦ふ總力戦であるが故に、究極の勝敗の決する所は要するに國民の質量如何と言ふ事に懸つて居るのである。

十二月八日賜はつた宣戰に就いての大詔にも、

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

と宣はせられて居る。御歴代の英靈が上に在つて守らせ給ひ、下には忠誠なる民草がお仕へ申し上げ、其れに依つて皇祖が國を肇め給ふて以來連綿として代々相承け繼ぎ給ふ大御業を押し進められ、米英其の他の禍を取り除いて東亞永遠の平和を確立し、皇祖の彌榮之に榮えんことを念じさせ給ふ畏き大御心の程を拜することが出来るのである。

我々は此の御聖旨を奉體し、大御心に副ひ奉るやう努力せねばならないのであつて、大東亞共榮圈の確立並に之が發展及皇國の彌榮を期待する上に於て聊かたりとも「人」の點に就いての不安が有つてはならない。

今は尾羽打ち枯らし秋風落葉の體の佛蘭西も嘗ては歐洲に於て勢の之に比肩するもの無き華やかな時代が有つたのであるが其の根本原因は人口の豊富なる爲であつた。即ちナポレオン時代には佛蘭西の人口は全歐洲人口の三分の一を擁し打ち續く戦争にも拘らず其の人口は微動だにもしなかつたのである。其れ程此の時代の佛蘭西の人口増加率は高かつたもので、一八〇七年アイラウの戦の夕佛兵力が少からざる損害を受けた

のを眺めて「パリーの一夜は之を補ふべし」と豪語したナポレオンの言は人のよく知る所である。然るに其の後人口増加率は次第に低下し僅か百年にして前の世界大戦勃發當時には三分の一が六分の一と成り、辛うじて世界大戦を切り抜け得たものゝ此の頃から人口増加の停滞は決定的なものと爲り逆に人口減少の傾向さへ生じ、今次の大戦に於ては獨逸軍の鎧袖一觸に逢ふや忽ち完敗を喫して居る。之に先立つ事僅かの頃佛蘭西政府は此の恐るべき傾向に着目し民族の衰亡を救ふ爲に一九三九年七月所謂家族法典と稱する徹底した人口政策的立法を行つて居るが、此の立法に當つて各國務大臣より大統領に對する報告書中には佛蘭西國民として血の滲む様な痛切な言葉の多くを見出す事が出来る。之は我々にとつても他山の石として大いに參考に資すべき内容を持つて居るが故に次に其の中の一部を抜き出して見よう。

「……前世紀に於ける技術の進歩、社會の變化、經濟的大變動に依つて多大の便益と同時に多大の害悪を受けなかつた國家といふものは不幸にして殆んど無いのである。他國と同様佛蘭西も世界の面目を一新せしめた科學上の諸發見を利用し、右の結果たる物質的福祉の増進は國土の全地域に亘つて又階級の如何を問はず全國民の間に何處に於けるよりも平等に分配せられた。斯かる幸福なる状態を子孫の爲に維持せんとする考慮は佛蘭西人をして其の家族の大きさを縮小する氣を起さしめた。子供の數を殖やして之を新資源の踏査に送るやう國民を勵ますどころか、右の考慮はそつくり保存せられた遺産を子供に残す爲國民をして子供の數を減らすに至らしめたのである。……」即ち物資

的享樂主義乃至は利己主義的な考へ方が民族の衰亡、國家の存立自體をも危殆に瀕せしめた事を明確に指摘してゐる。

報告書は更に續けて言つてゐる。「……嘗ては人口の大きさに於て歐洲第一であつた佛蘭西は、歐洲内の自國民の總數を考ふれば第五位に……降つた。……佛蘭西に於ける出生率の微弱なることの無数の結果の中で、外部的危険の加重は最も大なるものである。佛蘭西の國境に對し人口増加に乗じて野心を逞しうする諸民族が加へる脅威に對して、勞働人口と戰鬥人員が漸減の傾向にある國が如何になし得やうぞ。軍備及經濟力は弱少化せんとし國は次第に衰へて行く。……産業は漸次其の販路を失ひ、其の結果放棄の止むなきに瀕して居る。土地は荒蕪に歸し、海外への膨脹は其の力を失ふ。國境の彼方に於ては我が智的藝術的威信が傷けられる。出生不足の爲我が國が必然的に辿るであらうと思はれる悲惨なる道は正に右の如くである。……」

第五 實施要項並に實施方法

(本運動實施に當つての要點と其のやり方)
健民運動の目的は皇國民族の量的・質的飛躍的増加向上を企圖するに在るのであるが、之を具體的實踐に移すには如何にすればよいかと言ふに、結局現下我國の人口事情からして最も緊切なものを採り上げ之を實踐に推し進めるの必要がある。それで健民運動は具

體的な實施要項として次のものを擧げて居る。即ち、

- 一、皇國民族精神の昂揚
- 一、出生増加と結婚の奨励
- 一、母子保健の徹底
- 一、體力の錬成

一、國民生活の合理化

一、結核及性病の豫防撲滅

政府としては一應右の六項目を採り上げて居るのであるが、本運動の實施は大體各道府縣單位に之を行ふのであるが故に實施に當つては夫々其の地方の特色を取り入れて其の地方の實情に即した方法で行はなければならない。即ちこの事柄の性質と全國畫一的に行はれることは想像して居らないので、寧ろ夫々其の地方の特色を發揮しつゝ展開されるのが容易に想像せられたのである。期間も一年を通じて所有ゆる機會を利用して一般の人々に周知徹底を圖る必要が有ると共に之を實踐する様にしむけなければならない。併し乍ら一應此の趣旨を特に強調する爲に五月一日より八日迄強調期間が設けられてゐるので、此の期間を利用して特に趣旨の強調を圖つて戴き度いのである。

皇后陛下より賜リタル令旨

國民體力ノ向上ハ國本ニ培フ所以ニシテ現下特ニ心ヲ致スヘキ所ナリ而シテ近時結核ノ蔓延甚シク其ノ國力ニ及ホス影響ノ大イナルニ鑒ミ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ茲ニ内帑ヲ頒チ之レカ豫防並ニ治療ニ關ス

ル施設ノ一助ヲシムルモノトス官民克ク力ヲ戮シ之レカ目的ノ達成ニ努メムコトヲ望ム

更に強調期間の最終日たる五月八日の大詔奉戴日には部落會、町内會等の常會に於て健民運動の趣旨に副ふ行事を織り込んで實施することに成つてゐる。

次に實施要項の各項目毎に簡単に説明して見よう。

(一) 皇國民族精神の昂揚 昭和十六年一月二十二

日の閣議に於て「人口政策確立要綱」が決定せられ、我が國人口政策の大本が決定せられたのである。今後我が國の人口政策、換言すれば皇國民族の増強方策はこの要綱を基本として推進せられる事に成るのであつて、同要綱は目標として昭和三十五年内地人口一億突破を目標として居る(外地人口に就いては別途に定められる事に成つてゐる)。而して一億に達する方途としては其の基本的な事項として左の精神を確立する事を先づ第一に必要な問題として掲げて居る。

- 一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること
- 二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること
- 三、東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること

四、皇國の使命達成は内地人口の量的及質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること

有史以來民族興亡の跡は恰も走馬燈の廻るを見る如きであるが、其の中に在つて皇室を中心とし二千六百有餘年の一貫した歴史を有するのは我が皇國民族を措いて他に其の例を見ないのであつて、而も我が民族は未來永劫永遠に亘つて發展を行ふべき民族である。此の認識こそ所有ゆる國力の源泉たるべきものであつ

て、總ての施策は確乎たる此の信念の上に樹立せらるべきである。

我が國人口の推移に就いては既に述べたところであるが、明治初年より大正九年頃迄は出生率は増加の一途を堅實に辿つて來たのであるが、之を味として次第に減退の傾向を兆し始めて居るのである。此の原因は色々の方向から眺める事が出来る。其の根本はやはり國民の精神問題に歸着する事が出来るのであつて、酒滔として時代を風靡した思潮乃至は世界觀が佛蘭西家族法典の報告書の指摘する様に我が國にも影響を及ぼし、之が結局我が國の出生率に大きな影響を與へたものと見ることが出来るのである。即ち個人を中心とする考へ方が纏ては我々と言ふものは遠き祖先から生を享け繼いで更に永遠に亘つて發展する皇國民族の繼の繋りに於ての一環であり、「家は丁度此の過去より自分に至り未來永劫に亘る一つの現世的な表現である事を没却する様な寒心すべき考へ方が擡頭するに至つたのである。子は親に仕へ、兄弟仲よく、夫婦睦じく、多くの子供を健やかに育成し、纏ては其の子が國家に御奉公をする。そしてその子供達が更に健やかな立派な子孫を育成するといふのが我が國古來の「家」の形であつて、結婚したならば夫婦は兩親と別居し、なるべく少い子供で夫婦面白おかしく暮すと言つた様な事は決して我が國柄に即した家ではない。假りに此の様な考へ方が瀾漫したとするならばそれこそ國の前途は危いと言はなければならない。

我々が此の大日本帝國に生を享けて來たのは遠い神代の昔からの祖先のお蔭であつて、此の永い歴史の中で假りに祖先の一人が缺けても現在の自分は存在し得

ないのである。而も永遠に亘つて發展すべき力を此の自らの中に持つてゐるのであつて、或は大君の醜の御權として戦線に立ち或は夫々の職域に於て御奉公申し上げると共に優秀健全な子孫を多數育成し綿々絶ゆる事無くひたすらに聖恩に對へ奉ることを期せねばならない。斯く觀じ來れば我々の身體は我々自らのものであると共に皇國のものであつて、皇國の爲に眞にお役に立ててこそ我々の責務を盡したと言ふ事が出来るのである。であるから自らの健康に留意し、體力向上を圖る事は之亦皇國民たるの當然の責務と言はなければならぬ。斯くする事が皇國民族永遠の發展を期する所以である。

- (二) 出生増加と結婚の奨励 人口政策確立要綱に於て出生増加の目標を今後十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦當り出生兒數を平均五兒に達せしむることとして居る。故に此の目標を達成する爲には差し當り如何にすればよいかと言へば、
- (イ) 結婚年齢の目標は遅くとも男子二十五歳女子二十一歳とすること
 - (ロ) 妊孕年齢(十五歳—四十四歳)女子人口中有配偶率は昭和十年に於ては女子千に對し六五・三なるも之を少くとも大正十四年の六六・八程度に向上せしむること
 - (ハ) 出生率は昭和十三年度に於て人口千に對し二六・七なるも之を少くとも大正十四年の三四・九程度に向上せしむること

我が國の出生率は大正九年以來次第に下降の傾向を辿つて居るが、其の主な原因は女子の妊孕力其のものが衰へたと見るよりも寧ろ其の大きな原因は個人主義

的・物質主義的な考へ方が大いに影響して居ると共に今一つ結婚年齢が遅れて來た爲であると見るべきである。一般に研究の結果は成る可く早く結婚して夫婦生活や営む期間が長ければ長い程子供の數も多い事を證明して居る。

然らば女子の結婚年齢は一體何の程度が適當であるかと言へば母體及出生兒の状況から言つて大體二十歳前後が醫學的に適當であるとされてゐる。故に結婚年齢の現在の平均は男子二十八歳、女子二十四歳であるが之も三年早めて遅くも男子二十五歳、女子二十一歳迄に結婚する様にしなければならぬ。

尙出生率の問題は相當地域的に差が有るのであつて、之は死亡率とも併せて考察しなければならぬのであるが、次の表にも見られる様に大正九年當時は人口千

同府縣別出生率 (人口千ニ付き)

	大正9年	大正12年	昭和11年	昭和14年	昭和17年	昭和19年	昭和21年
道森手	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
海城	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
青森	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
岩手	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
宮城	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
秋田	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
山形	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
福島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
茨城	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
栃木	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
群馬	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
埼玉	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
千葉	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
東京	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
神奈川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
新潟	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
富山	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
石川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
福井	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
山梨	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
長野	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
岐阜	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
三重	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
滋賀	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
京都	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
大阪	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
和歌山	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
奈良	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
愛媛	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高知	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
徳島	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
香川	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	25以下
高松	35以上	30以上	25以上	25以下	25以下	25以下	

(三) 母子保健の徹底 母性は次代の國民を作り上げる本を爲すものであつて優秀健全なる次代の國民を作り上げるには何と云つても母性の力に負ふ所が大きい。然るに年々其の具體的な數こそ判然しないものがあるが、流、早、死産が夥しい數に上つて居り且つ又折角此の美しい大日本帝國に生を享け乍ら満一歳の誕生をも迎へずして死亡し或は幼兒時代にほんの僅かの善導知識の不足から夭折する者の數多くを有する事は如何にしても皇國民族永遠の發展を企圖する上に於て惜しんでも尙餘り有る事柄である。

先づ第一に母性の問題であるが男子が國防の第一戦に或は産業戦線に雄々しい活動を行ふ事は言ふ迄も無いが、其の陰に點々として家を守り優秀健全な國民を數多く産み之を立派な帝國臣民として育成する事は母性の第一の任務である。強い國には強い母が有り強い子供が生れる。心身共に健全なる母にして初めて優秀健全な子供が期待し得られるのである。されば母性の優秀健全なる事を願つて初めて優秀健全な現代の國民を期待する事が出来る。故に母性の保健・保護の徹底は取りも直さず次の時代の國民の健康を考へる所以でも有る。而も妊娠、分娩及育児と云ふ事は何としても母性の一番大きな試練でも有り、責務でもある。而も此の時期こそ母性自身の爲にも子供の爲にも一番重要な時期である。されば母性の此の時期を不安無く切り抜けさせる爲には母性に對する保健並に保護の徹底を圖らなければならぬ。殊に近時女子の産業部門に携はる傾向が益々多くなるのにつれて兎角保健乃至は保護の問題が動もすれば忘れられ勝ちに成る事は餘程注意せねばならぬ事柄である。

次に兒童就中乳幼児の保健、保護の徹底の問題であるが、年々約二百萬から上の者がれ生一方に於て百萬から上の者が死亡し差引百萬内外の人が増加して居るが、此の中で乳幼児時代に死亡する者の率は一體どれ位有るかと言ふに次表の示す如く死亡者總數の約三分の一近くものは〇歳より四歳に至る間に死亡し折角生れて來ても國家に御奉公する事無く、終つて居るので、人口資源の特に貴重な折柄何としても惜しい極みである。子は國の寶と云ふが寶にも勝る、否國として何物にも代へ難い貴重な資源が年々非常に多く失はれて居る事になる譯である。

年齢階級 年齢別死亡率 (昭和十三年) 一、〇〇〇に付

〇—四	二九〇・四
五—九	二九〇
一〇—一四	二一・六
一五—一九	四九・三
二〇—二四	四八・〇
二五—二九	三九・三
三〇—三四	二九・八
三五—三九	二九・五
四〇—四四	二八・八
四五—四九	三一・二
五〇—五四	三八・九
五五—五九	五一・四
六〇—六四	六一・九
六五—六九	六一・二
七〇—七四	二二・五
七五—七九	六一・八
八〇—八四	六一・八
八五—八九	六一・八
九〇歳以上	五・五

然らば此の乳幼児死亡就中特に其の大部分を占める乳兒死亡の原因はと言へば先天性弱質、肺炎、下痢及腸炎(以上の三つを乳兒死亡の三大原因と呼んで居る)であつて其の割合を示せば次表の如くである。

乳兒死亡原因別割合 (昭和十三年死亡) (一、〇〇〇に付*)

先天性弱質	二七・四
肺炎	一九・三
下痢及腸炎	一六・七
其の他	三六・六
合計	六三・四%

元來諸外國に於ても過去に於ては我が國と同様否寧ろ我が國以上に乳兒の死亡率は高率であつたので、例へば明治三十三年の統計を見ると出生一〇〇に付き我が國は一五・五であるのに英國は一五・四、獨逸は二二・六と云ふ様に寧ろ獨逸の如きは我が國よりも成績が悪かつたのである。

然るに之が大正の初期に於て大體我が國と同様に成り更に之が漸次低下して昭和十三年に至つては日本一四・英國五・二、獨逸六・〇と言ふ様に遙かに引き離れて仕舞つて居る。此の原因は何はとも有れ我が國母性に於ける育兒知識の不足を物語つて居るものと考へられる。故に健民方策上換言すれば人口政策上死亡の減少を圖る事は出生の増加を圖る事と共に一つの大きな方途であるが此の中でも乳幼兒死亡率の減少方策は特に考へられなければならない。

人口政策確立要綱も死亡減少の當面目標を乳幼兒死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し三割五分低下する事を企圖して居るが、政府は更に此の實現の手段として特に乳幼兒に關しては先天性弱質を三分の一、下痢及腸炎、疫痢を三分の一、更に此の外に一般の腸炎に就いては之を二分の一、更に結核は之を三分の一と爲し以て全體として三割五分低下の目標達成を圖つて居る。

母子保健の徹底は以上の様に健民方策中最も重要な

ものの一であるが、健民運動實施に當つての具體的な事例としては母性の保護に關しては母性保護知識及母性保護思想の普及宣傳、勤勞女性の健康相談及指導、妊婦に對する奉仕診察、母性の過勞防止及榮養増進等が考へられ、又乳幼児の保護育成に關しては育児知識及愛育思想の普及宣傳、乳幼児の健康相談及育児指導、乳幼児愛護施設の擴充、乳幼児の榮養確保等が考へ得られるであらう。

(四) 體力の鍊成 健民方策を徹底せしめ皇國民族が量的な増加を遂げ得たとしても個々の國民の體質、換言すれば體力が他の諸國に比して劣つて居つたのでは皇國の彌榮、大東亞共榮圈の建設どころか帝國の存立さへ覺束無いと云はなければならぬ。況や廣大なる大東亞の各地域を打つて一丸とした所の廣域自給自足圈を建設し之が防衛は固よりのこと政治に經濟に文化に其の他所有ゆる生活面に亘つて指導的役割を果して行く爲には豊富なる皇國民を必要とすると共に其の個々の國民が精神的・職能的・肉體的其の他所有ゆる機能を綜合した體力が優秀でなければ到底此の大目的の實現並に之が永遠の發展を望む事は困難である。此の皇國に生を享けたからに我々の生れ出でた意義を全ふすることこそ我々の責務を充分に果したものと云ひ得べきである。此の爲には日常我々の體力を鍊磨して各自の職域に於て十二分の役目を果し得るやうに、又一旦緩急有つた場合には御軍に従ひ醜の御楯として義勇の限を盡し得るに充分な用意と覺悟が積まれて居らなければならぬ。此の爲の日頃の鍊成こそ皇國民族の一人たる我々の當然の責務である。

近年智力の向上に對する一般の認識が相當高まつて

居る事は誠に喜ぶべき事柄ではあるが、其の反面に於て兎角精神力及肉體力の鍊成・向上に對する考へが未だ充分であるとは言ひ難い事は均しく識者の憂ふる所である。それか有らぬか兎角近來國民就中青少年の體力低下の聲を耳にする事は健民と言ふ立前から言つても誠に遺憾な事に思ふ。

此處で我々は反省すべき大きな問題に到着する。即ち文化と言ふ事である。我々の遠き祖先是困苦缺乏に耐へて山野を拓き、自然の暴威と闘ひ、飢餓・疾病に抗して今日の文化を形成するに至つた。我々は此の文化の温床の中に手厚く保護せられ育まれて來て居る。それだけに兎角此の文化の温床に馴れて動もすれば體力の低下し勝ちな事は容易に想像し得るところで、我々の遠き祖先是生活する事それ自體が直ちに體力の鍊成を伴つて居り、寧ろ體力の鍊成其の物が生活自體であつたともひ言ひ得るのである。然るに近代文化は生活即體力の鍊成と言ふ關係を全く切り離して仕舞ひ何等體力の鍊成伴はざる生活をも可能とさへして居る。故に若しも此の場合何等かの原因に依つて文化に依る保護手段が切り離され或は其の保護の程度が薄くなる時は生活其れ自體に大きな影響を及ぼし又到底生活を繼續し得ない様な者さへも現れるのである。之は文化の興へる悪い反面である。我々の時代は勿論更に皇國民族が未來永劫に亘つて發展を續けて行く途上に於て、此の文化に依る保護が一時的に斷絶する事は必ずしも無いとは言へぬのであつて、例へば手近い例をとつて見ても戰爭は其の一つの代表的な事例である。此の場合には必ずしも國家的な文化の手厚い保護に依る事が十分に期待し得ない事が多々存するのである。

斯かる際に相手をたはすよりも先に自滅する様な事に成つては何としても由々しい事柄である。此處に體力の鍊成を無視した文化生活の脆弱さが有る。ましてや大東亞共榮圈を建設し世界の全く新しい秩序を切り開かんとする皇國民族は假初にも斯かる状態では到底此の大理想の具現はむつかしいのであつて、政府が特に體力の鍊成を重視する所以も此處に在るのである。

さて健民運動實施に當つては色々な方法が考へ得られるのであらうが、年齢・性・體格・體質・作業環境・生活環境等に應じた體力の鍊成方法に關する科學的知識の普及、ラジオ體操の勵行、各職場・集會等に於ける大日本厚生體操の勵行、徒歩の獎勵等、或は特に精神力の鍊成を中心とした集團勤勞作業の實施、武道の獎勵が擧げられるのである。

(五) 國民生活の合理化 昭和十六年十二月八日と言ふ日は我々皇國民として永久に忘れる事が出来ない。「大本營陸海軍部發表——帝國陸海軍ハ本日未明西太平洋ニオイテ米英軍ト戰鬪狀態ニ入レリ——」噫何と言ふ感激——此の報道は我々國民の魂を眞底からわき立たせた。續いてラジオに依る宣戰につきての大詔の奉讀に國民の一人残らずが尊き大御心の程を一語も漏さじと目に涙さへして謹み拜承したのである。

東亞の安定を確保し以て世界平和に寄與せんが爲列國との交を厚くし萬邦共榮の樂を共にせんことは御歴代天皇の一貫せる施政の御方針であつて、此の爲には我々の記憶する限りに於ても大詔を拜する迄帝國としては忍び得ざるを忍び、堪へ得ざるを堪へ、東亞の安定延いては世界平和の爲に所有ゆる努力に努力を重ねて來たのである。然るに曩に中華民國政府は帝國の眞

意を解せず濫りに事を構へて東亞の平和を攪亂し終に不幸にして帝國と干戈を交へるに至つたのであるが、凶悪なる米英は之に拍車を加へ我が國を疲らしめて東亞の各地域を己が思ひのまゝにすることを自論み東亞諸民族を悲惨な状態に陥れて何等省みないのである。遂に帝國の存立をも脅す様な態勢を整へて來たのである。而も此の間に在つて帝國としては事を平和裡に解決せんものと米英に對し萬策を施したのであるが、如何にせん終に平和的手段は何等我が眞意を理解せしむるの縁とはならずして却つて我を見くびり無理難題をかけて來る原因とさへなるに至つて、驟然起つて戈をとるに至つたのである。

戰爭が始つてからは文字通り連戦連勝誠に我が國民でさへも目を見張る様な華々しい戦果を擧げて國民均しく今更乍ら皇軍の力強さ、皇國の有難さを身に併々と感ずるのであるが、戦は未だ所謂緒戦の域を脱しないのであつて今後我が大理想實現への道程は長い。此處で我々は徒らに戦果に酔ふ事無く眞の戦時生活態勢を整へなければならぬ。先づ生活全體に亘つての問題から言へば、皇國民族として永遠の發展を圖るが爲に何が何でも假令石に噛り付いてでも大東亞戰爭を勝ち抜くといふ信念を固めなければならぬ。古來必勝の信念の無い所に最後の勝利を収めた例はない。皇國は神國である。皇祖皇宗の神靈が天に在して此の皇國を守護し給ふて居られる。如何なる苦難に遭遇しやうとも最後の勝利は我に在るのである。

次に大切な事は我々の生活態度の問題である。近代戦は其の特徴として總力戦であつて或る意味から言へば所謂戦線も銃後も無いのである。如何に第一線の將

兵が善戰善謀して偉大なる戦果を擧げて一般國民の生活が弛緩して居つてはやがては其の戦果も無に歸して仕舞ふ。故に所謂銃後の國民も第一線の將兵も全く同じ様な心構へを以て各其の職域に奉公し、戦線も銃後と全く一つに成つて行つてこそ如何なる苦難の路をも切り拓く事が出来るのである。而も我々は大東亞の指導者として又世界平和の中心勢力として立つて行かなければならない國民であるからには其れにふさはしい生活態度が必要とせられる事も容易に理解し得るところである。

更に戦時には總ての物資が戦争遂行上最も有効に活用せられなければならないので、所謂統制が生活の全般に亘つて相當強化せられることも考へねばならぬ事で、此の場合國民としては國家の諸政策に積極的に協力する事も戦時に必要な生活態度である。

次に生活方法の問題であるが、今や國の總力を擧げて戦を遂行してゐるのであるから、出来るだけ無駄の無い様に合理的な生活を行ひ少しののもも國家目的に有効に生かして使はなければならぬ。此の事は衣食住の全般に亘つて考へられねばならぬ所であつて、必勝の信念を戦時にふさはしい生活態度に依つて裏打ちせられた生活の合理化は健民方策中之亦最も重大なものの一つである。

故に健民運動實施上考へ得られる生活の合理化としては先づ衣服に於ては各家庭に於ける衣料年度計畫の樹立實行、日常被服の簡易化、退藏衣料の活用、衣服の正しい着方等が考へられ、次に住宅の問題では主として衛生上の問題として、整頓・清掃・臺所改善・採光・換氣等が考へられる。最後に食生活の合理化に於ては

國民榮養に關する知識の啓發、食物の完全活用、混食の獎勵、偏食の矯正、咀嚼の勵行、調理方法の工夫研究、郷土食糧の活用、協同献立及協同炊事の普及獎勵等を擧げる事が出来るであらう。

尙此處で一言特に注意すべき重大な事柄が有る。之は健民運動全般に通じての問題であるが特に本項に關係が深い爲此處で言ふのである。現在我々の生活は色んな點に於て確かに支那事變前に比較すると所謂窮屈に成り物資も思ふ存分欲するがまゝに自由自在に得られると言ふ譯には行かない。併し乍ら政府としては一方に於て大戦争を完遂する爲に全力を之に傾注して居るが、更に此の時局にも拘らず健兵健民の實を擧げる爲に百方施策を行ひつゝあるのであつて、國民として此の時局下に於て所有ゆる苦しみ堪へ而も尙皇國民族の力を増強する爲假初にも弱音を上げる事の無い様に固い決心を持たねばならない。

(六) 結核及性病の豫防撲滅 健民方策換言すれば民族力増強方策中死亡減少方策は一つの重要な方策を爲し殊に我が國の様に諸外國に比して死亡率の高い國に於ては此の點に重大な關心が拂はれなければならぬ。故に人口政策確立要綱に於ても民族力増強方策中出生増加方策及資質増強方策と並んで此の死亡減少方策が其の一として採り上げられて居る。

主要國の死亡率 (人口一、〇〇〇名)

國名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
日本(内地)	一八・一	一六・八	一七・五	一七・〇	一七・四
英吉利	一三・〇	一三・〇	一三・三	一三・六	一三・八
佛蘭西	一五・〇	一五・七	一五・三	一五・〇	一五・四
伊太利	一三・三	一三・九	一三・七	一四・〇	一四・〇

獨逸	二〇九	二二八	二二七	二二九
米國	二一〇	二〇九	二二五	二二二
濠洲	九三	九五	九四	九六
新西蘭	八五	八三	八七	九一

而して我が國死亡率中に於て乳幼児の死亡率は特に重要な事項であるが、其れにも増して最も注目すべきは結核性疾患に依るそれである。

元來民族力増強上死亡減少を策する事は確かに重要な事柄ではあるが、併し人間には壽命と言ふものがある以上如何に保健衛生施設を充實し施策を徹底して行つたとしても或る一定限度以上は決して引き下げることが得ないのであつて既に前表に於ても見られる様に世界で最も驚異的に低い新西蘭さへも昭和十年に於て八・二を示し其の後にはむしろ年を逐うて上昇さへして居るのである。即ち新西蘭の場合には直ちに其れとは言ひ得ないが、人口の年齢的な組み合わせ(年齢構成と言ふ)に於て比較的死亡危険の少い若い青壯年層の者が多い場合には死亡率は割合に低いが次第に此の年齢層の者が老年期に入れば年齢構成に於て老年層の者の占める割合が總人口に比して多く成り、其の結果次第に死亡率が高く成らざるを得ないのである。故に天壽を全うせる者の老衰性疾患に就いては如何とも爲し難いけれども未だ皇國の御爲に御奉公をするの暇無く天折する原因と爲る疾患及國民の所有ゆる部面に於ても作業能率の低下の原因を爲す疾患に就いては徹底的な對策を講ずるの必要が存する譯である。

此の意味から言つて結核は我が國に於て最も代表的な疾病であつて、之に因る死亡率は昭和十三年に於て人口一萬に付二〇・六を示し、諸外國の結核死亡率と

比較すれば格段の相違があるのである。例へば獨逸(昭和十年)の七・四、英國(昭和十年)の七・二に比すれば約三倍、米國(昭和十年)の五・五に比べると約四倍近くの高率である事は何としても寒心に耐へないところである。而も昭和七年の一八・〇を最低として爾來逐年増加の傾向を示して居り殊に結核は主として最も働き盛り或は之から存分御奉公をしようと言ふ青壯年層を侵しつゝある事は極めて憂慮に耐へぬところである。殊に都市就中時局柄最も生産擴充を必要とする産業部門に於て蔓延の兆候の見られる事は特に注意を要する所であると共に歸郷者よりする結核の處女地たる農村地帯への傳播も輕視すべからざる傾向に在ると言はなければならぬ。

されば政府としても疾病對策中特に結核の豫防撲滅に主力を注ぎ所有ゆる方策を之に集中し昭和三十五年には現在の三分の一程度即ち獨逸の程度迄引下げべく専ら努力を爲しつゝあるのであつて、昭和十七年度より新たに實施されんとしてゐる國民體力法中の改正國民醫療法、保健所を中心とする保健指導網の擴充、並に各種の社會保險制度の擴充に依つて正に調期的なる綜合的な結核對策に其の第一歩を踏み出す事になつて居る。

結核は成る程恐るべき疾病であるが、併し其の方法さへよろしきを得れば必ず防ぎ得るものであるし又不幸罹患した場合に於ても指導なり療養なりを充分に行へば必ず恢復し得るものである事を知らなければならぬ。世には往々にして結核に罹患した事を非常に恥の様に思ひ徹底した療養を行はないが爲に却つて取り返しのつかぬ結果を惹き起したり、或は他へ傳播せし

めたりする様な不幸な事例が多々有るが、此の點に付き一般の人々が科學的に考へる様指導することが必要である。例へば厚生省に於ては毎年省員の檢診を行ひ疑はしい者に對しては徹底的な指導療養の方法を講じて居るので最近では數多くの省員中唯一人の結核患者も存しない迄に成つて居る。之も結核は防ぎ得るし又直るものだと言ふ事例として敢て掲げた次第である。

次に性病の豫防撲滅であるが、凡そ性病に限らず結核とて同じ様に是等の疾病は己を亡ぼすのみでなく、人にうつし家庭を壊し民族を滅す恐るべき國民病であつて、殊に性病に至つては子孫に與へる國民資質への悪影響と言ふ點から言つて之より甚だしきものは無い。性病の爲に毎年生れる可くして生れない子供が約三十萬人にも達すると推算せられて居るが、更に折角生れても病毒の影響に依る乳幼児の死亡數をも合すれば蓋し夥しい數に上るであらう。之が爲に性病は單に罹患した本人を毒するのみならず民族の發展増殖を妨げ資質に悪影響を及ぼすが故に之を呼んで民族毒と稱する所以である。殊に時局下我々の特に留意せねばならぬ事は戰爭には少く共過去の事實の示す所に依れば性病が影の形に副ふが如く附き纏つて來る事である。此點我々は餘程戒心を要するのである。最近に於ては性病の治療方法も相當進歩し、治療豫防施設も隨分普及して來て居るに拘らず其の蔓延が相當容易ならぬ問題たる事は此の種の疾病の特質上之が對策にも餘程複雑な事情が存するからである。併し乍ら要は國民の自覺認識次第に依る事であつて國民の總てが其の氣に成つて民族毒を驅逐しようの熱意を持ち其の方策とを講ずれば此の問題の解決は必ずしも大して困難な事柄で

無いとも言ひ得るのである。

さて健民運動實施に當つて先づ結核に就いてであるが、畏くも 皇后陛下には之が豫防撲滅に就いて御心を用ひさせられ昭和十四年四月二十八日有難き旨をさへ賜つて居る。それで五月一日を期し各職場に於て捧讀を行ひ擧つて結核の豫防撲滅に關する決意を更に固めると共に、結核豫防知識の普及、集團檢診の徹底、特に患者家族に對する結核豫防の徹底、採光換氣の改善、外氣生活の奨励等に努むべきである。又性病の豫防撲滅に關しては先づ之が知識の普及を圖ると共に血清檢査の勵行、一般人に對する無料相談及檢診、業態者に對する豫防の徹底等に留意して運動を展開すべきであらう。

農林省の昭和十六年米實收高の發表

昭和十六年の米實收高につき農林省が昭和十七年三月二十七日付官報を以て發表せる所を再録すれば以下の如くである。

昭和十六年米實收高

昭和十六年米實收高左の如し

昭和十六年に於ける米實收高は五千五百八萬七千四

増
減(△ハ減)

減(△ハ減)

實收高

第二回豫想
收穫高に比し

前年實收高
に比し

前五箇年平均
均實收高に
比し

總數 五五〇七五五〇石

北海 道 一三九三三〇四石

東北 區 九六二七六石

關東 區 五七三三三石

福 島 一六四三三三石

一六六、六七

△ 四〇、五八〇

△ 四七、三九

△ 四七、三九

△ 四七、三九

百五十石にして之を前年實收高に比すれば五百七千八萬六千八百二石(九分五厘)を、前五箇年平均實收高に比すれば千七百八十八萬六千五百石(一割六分四厘)を減少せり
而して其作付面積は三百八十八萬二千七百八十八町にして全國平均一段歩實收高は一石七斗三升一合に當る蓋し本年の稻作は移植概ね順調に經過せるも移植後ハ六月中旬より七月下旬に互り全國的に低溫、多雨寡照なりしたため稻の發育遅延し生育軟弱の傾向にありしに加へ六月下旬、七月上旬に於ける近畿以西の豪雨及七月中、下旬に於ける東北、關東地方の水害並に北陸、東北地方に於ける稻熱病の發生ありたるも之が被害の輕減に努めたと八月中旬に於ける天候の回復とに因り稻の生育相當挽回を見るを得たり然るに九月に入りて再び概して低溫、多雨、寡照となり一般に其影響少からざるものありしたため九月二十日現在に於ける第一回豫想は五千九百十三萬四千四百三十石となり其後に於ても天候概ね不順にして北海道及東北の一部地方の冷害は益、深刻となり中國、四國及九州地方に於ては十月一日の颱風に因る被害ありしのみならず且一般に稔實不良なりしものありしたため十月三十一日現在に於ける第二回豫

想は第一回豫想に比し三百六十七萬二千二百十石(六分二厘)を減少したり然るに其後は長野以東の地方に於ては幾分の増を見たるも岐阜以西の地方に於ては刈取調製の結果結實不良に因る減を見たるを以て實收高は第二回豫想に比し三十七萬四千七百七十石(七厘)の減少を示すに至れり

尙ほ參考のため最近五箇年間に於ける作付面積及實收高を掲ぐれば左の如し

年	作付面積 町段	實收高 石
昭和十一年	三三〇、九三〇	七、三九、六九
昭和十二年	三三七、〇三三	六、三九、七六
昭和十三年	三三〇、七九四	六、八六、〇九
昭和十四年	三二九、七三〇	六、八九、四六
昭和十五年	三二七、三三〇	六、〇八、四二
自昭和十一年 至昭和十五年 五箇年平均	三三〇、三三四	六、五八、三三
昭和十六年	三二八、七八〇	五、〇八、四〇
同 第一回豫想收穫高		五、一三、四三
同 第二回豫想收穫高		五、四三、三〇

(備考) 本年作付面積に於て畿に發表したるものと相違あるは今川沖繩縣の第二期作分を加へたと其後訂正の地方ありたるに由る

東北區

關東區

茨城	1,560,750	3,820	4,670,100	6,330,350	兵庫	1,875,300	9,920,000	3,335,570	2,371,150
栃木	1,498,198	9,588	1,498,198	1,498,198	奈良	675,820	9,700	1,875,800	4,695,550
群馬	748,350	670	1,880,400	3,351,250	和歌山	770,000	1,693,000	1,991,800	5,375,750
埼玉	1,053,361	291	3,311,240	4,640,450	中國區				
千葉	1,789,552	31,131	1,490,992	4,881,280	鳥取	547,525	10,500	1,955,500	1,755,500
東京	1,300,643	22,567	4,000,340	8,899,900	島根	840,630	1,323,670	1,755,570	1,850,040
神奈川	367,487	17,583	1,000,420	1,566,030	岡山	1,690,491	1,311,649	1,793,850	1,755,450
北陸區					廣島	1,521,321	2,739	2,079,830	1,681,287
新潟	3,655,357	66,787	5,840,740	8,389,950	山口	1,360,427	5,257	4,003,800	4,678,200
富山	1,300,937	28,557	4,484,200	4,716,520	四國區				
石川	980,500	7,641	2,850,040	2,670,970	徳島	450,643	2,578	7,628,100	9,555,550
福井	888,944	6,854	2,037,750	1,066,330	香川	833,295	2,693,550	7,424,270	7,691,000
東山區					愛媛	827,730	1,678	4,756,100	1,007,700
山梨	384,901	1,841	6,840,700	70,930	高知	508,800	1,750,000	2,078,200	2,696,400
長野	1,666,490	24,159	3,351,240	4,991,000	九州區				
岐阜	1,074,520	7,480	3,277,580	3,340,930	福岡	2,046,930	5,745,800	9,255,550	2,860,800
東海區					佐賀	1,359,000	70,481	1,327,330	9,706,600
静岡	1,174,368	31,962	1,010,240	1,681,280	長崎	540,770	3,784,300	1,007,700	6,950,000
愛知	1,638,343	18,968	4,798,830	4,757,790	熊本	1,805,830	7,637	3,340,000	1,540,350
三重	1,166,880	50,160	2,650,440	2,987,780	大分	1,065,500	1,998,100	80,307	2,633,350
近畿區					宮崎	947,855	2,105	2,557,580	1,311,280
滋賀	1,353,408	8,958	1,755,360	1,681,330	鹿兒島	1,390,670	2,993,500	3,606,430	5,800,900
京都	793,657	3,043	9,710	9,710	沖繩	1,131,370	1,540,700	3,416,700	1,091,800
大阪	905,330	8,700	6,234,400	6,075,000					

農林省の主要農産物對策要綱の發表

農林省に於いては大東亞共榮圈内に於ける食糧對策樹立を目的として、同省農林計畫委員會を中心に種々特別委員會を設けて考究しつゝあつたが、その具體的

なる成案を得て昭和十七年四月新聞紙を通じ之を發表した。之を掲ぐれば次の如くである。

主要農産物對策要綱

主要農産物對策については差當り今後十箇年を一期

一、生産計畫

概ね左により計畫を概定するも共榮圈の範圍擴大せる場合においてはこれに對應して計畫を補修するもの

とす

1 内地、朝鮮、臺灣および滿洲を通じ主要食糧自給體制の確立を圖るため擔當すべき物資の種類および十箇年後の生産目標を概定すること左の如し、但し交易事情を勘案し更に期間を細分したる生産計畫を考慮するものとす食糧自給確保は人口および民族政策と不可分の關係ある事項なるに鑑み、これが完遂のため農業生産力の擴充、農産物價格その他に關する各般の政策を樹立實行し以て農業および農家の保護育成に遺憾なきを期すること

イ、内地Ⅱ先づ米麥の生産に主力を注ぎ次いで甘藷、馬鈴薯の生産に努力するものとし

(1) 米に付ては約一二、〇〇〇千石の増産を圖り約八三、〇〇〇千石の生産を期すること

(2) 麥類に付ては大麥、裸麥約二二、〇〇〇千石(裸麥に換算)の増産を圖り約二五、〇〇〇千石(裸麥に換算)小麥を併せ約三三八百萬石の生産を期すること

(3) 甘藷に付ては約二十億貫、馬鈴薯に付ては約十億貫の生産を期すること

ロ、朝鮮および臺灣

(1) 米に付て主力を注ぐこととし兩地域を通じ内地に對する供給を確保するが如く生産を期すること

(2) 朝鮮の大豆に付ては一定數量を内地に供給し得るが如く生産を期すること

(3) 臺灣の砂糖に付ては現状維持に止むるものとし日滿支に對する供給に不足する分に付ては南方に依存すること

ハ、滿洲

(1) 大豆の生産増強に主力を注ぐこと

(2) 米に付ては國內自給を圖るのほか相當の貯藏を確保し得るがごとく生産を期すること

(3) 高粱、粟および包米に付ては國內自給を圖るのほか朝鮮および北支に對する供給を確保し、且つ飼料として一部對日供給を確保し得るが如く生産を期すること

2 支那

北支、蒙疆、中支および南支を通じ食糧の自給度の強化を圖るため各地域の事情に應じそれ〴〵雜穀および小麥の外棉花その他の纖維作物の生産増強を期すること

3 南方諸地域

南方諸地域における生産對策に付ては先づ以て住民在來の生活安定感に無用の刺戟を與へざるを主眼とし技術および經濟兩面に亘り住民の我方指導に對する信頼を失はざる様措置すること

二、其の他

1 平戰兩時に於ける主要食糧の供給確保を期する爲、内外地其の他適當の地に主要食糧の貯藏に關する施設を擴充整備すること

2 本計畫に於いて對象となるものの外重要農産物に關する對策は逐次本計畫を補完する如く策定するものとし

(イ) 蔬菜等青果物に付ては國內人口の増加に即應して國內自給の確保に力を注ぐの外大東亞共榮圈に對する種苗等の供給、技術指導等の對策を考究すること

(ロ) 纖維作物、茶等に付ては東亞共榮圈内の生産、交流、技術指導等の對策を考究すること

3 畜産に付ては農業經營方策と關聯して飼料供給確保を留意しつつその對策を考究すること

4 水産に付ては東亞共榮圈内全水域に亘る生産、配給および加工對策を考究すること

5 食糧の増産確保に不可欠なる肥料に付ては硫酸アソモニア、石灰窯素および過磷酸石灰等の生産擴充を圖ると共に大東亞共榮圈内における加里資源の發見開發に特段の努力を拂ふこと

内閣統計局の生計費指數並に商工省の物價及賃金指數の發表

内閣統計局の調査に係る全國及都市生計費指數、並に商工省の調査に係る都市小賣物價、卸賣物價、及び賃銀概況を昭和十七年三月十日、十六日及十七日官報所載のものより一部再録すれば以下の如くである。

全國及都市別生計費指數

(昭和十七年一月分、内閣統計局調査)

(一) 全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の勞働者、給料生活者の生活に付き昭和十二年七月を一〇〇として比較したる生計費指數なり

勞働者

本 月 前月ヲ百トシタル騰落 前年同月ヲ百トシタル騰落割合

一三六 (+) 一〇 (+) 七

内 譯

三十都市小賣物價概況

(昭和十七年二月分、商工省調査)

(一) 全國小賣物價指數

全國小賣物價指數	本月指數	前年同月指數	騰落率
	一七三・三	一六三・九	五・七%

分類別	本月指數	前年同月指數	騰落率
食料品	一六三・三	一五七・二	三・九%
衣料品及身	一九五・九	一七七・七	一〇・二%
燃料	一三一・〇	一二九・四	一・二%
建築材料	二一五・七	二〇七・五	四・〇%
雜品	一七九・八	一六四・八	九・一%

(二) 都市別小賣物價指數

都市別小賣物價指數	本月指數	前年同月指數	騰落率
東京	一六五・四	一五九・二	三・九%
大阪	一五〇・一	一四七・二	二・〇%
神戶	一八七・五	一七四・六	七・四%
京都	一六二・〇	一四九・六	八・三%
名古屋	一八〇・六	一六九・三	六・七%
横濱	一六〇・三	一五四・五	三・八%
廣島	一六四・八	一六〇・八	二・五%
金澤	一六七・八	一六六・一	一・〇%
仙臺	一八三・八	一七五・一	五・〇%
小樽	一六八・四	一五五・九	八・〇%
福岡	一七七・一	一七二・八	二・五%
新潟	一七一・七	一六八・三	二・〇%
高知	一七二・四	一六二・九	五・八%
札幌	一六三・〇	一五三・九	五・九%
青森	一五九・八	一五二・八	四・六%

(2) 給料生活者

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活者の生活に付き昭和十二年七月を一〇〇として比較したる生計費指數なり

各都市生計費指數	本月	前月ヲ百トシタル騰落割合	前年同月ヲ百トシタル騰落割合
札幌市	一五二・二	(+)	二・三%
仙臺市	一五六・六	(+)	二・三%
山形市	一七三・六	(+)	二・七%
郡山市	一五三・三	(+)	二・三%
前橋市	一五〇・〇	(+)	〇・八%
東京市	一五〇・八	(+)	〇・三%
横濱市	一五二・九	(+)	〇・〇%
新潟市	一五七・七	(+)	〇・一%

各都市生計費指數	本月	前月ヲ百トシタル騰落割合	前年同月ヲ百トシタル騰落割合
金澤市	一四八・八	(+)	〇・九%
松本市	一四九・九	(+)	〇・三%
濱松市	一五九・六	(+)	二・四%
名古屋	一四七・六	(+)	二・四%
京都市	一四九・六	(+)	二・〇%
大阪市	一四九・四	(+)	二・四%
神戸市	一四七・八	(+)	〇・四%
鳥取市	一五五・三	(+)	一・九%
岡山市	一五三・三	(+)	〇・七%
廣島市	一五九・〇	(+)	一・〇%
徳島市	一六〇・〇	(+)	二・〇%
今治市	一五七・四	(+)	〇・六%
八幡市	一四四・五	(+)	二・二%
長崎市	一四九・〇	(+)	〇・三%
熊本市	一五〇・〇	(+)	〇・五%
延岡市	一五二・五	(+)	〇・四%

秋田	一七五・五	一六五・六	(+)	六・〇
前橋	一六五・〇	一五八・二	(+)	四・三
水戸	一八五・八	一六九・一	(+)	九・九
横須賀	一七六・八	一六一・九	(+)	九・二
静岡	一八六・九	一七二・八	(+)	八・二
濱松	一七七・三	一六五・三	(+)	七・三
長野	一七五・四	一六八・九	(+)	三・八
和歌山	一六七・一	一五八・三	(+)	五・六
姫路	一六八・七	一六〇・五	(+)	五・一
岡山	一七七・九	一六六・三	(+)	七・〇
松江	一七四・八	一六六・七	(+)	四・九
小倉	一六七・二	一五八・六	(+)	三・六
長崎	一六一・七	一五七・六	(+)	二・六
鹿児島	一七五・六	一六六・三	(+)	五・六
全 國	一七三・三	一六三・九	(+)	五・七

十三都市卸賣物價概況

(昭和十七年一月分、商工省調査)

(一) 全國卸賣物價指數

全國卸賣物價指數	本月指數	前年同月指數	騰落率	
	一八四・五	一六八・六	(+)	九・四%

(二) 都市別卸賣物價指數

燃 料	一五七・九	一五〇・四	(+)	五・〇
雜 品	一九〇・九	一八五・六	(+)	二・九

(三) 卸賣及小賣物價指數比較

全 國	本月指數	前年同月指數	騰落率	
	一八四・五	一六八・六	(+)	九・四%

(四) 都市別品目別指數

食料品	本月指數	前年同月指數	騰落率	
卸賣物價指數	一八四・五	一六八・六	(+)	九・四%
小賣物價指數	一七一・八	一六三・一	(+)	五・三%

同 (下)	一六八	一五八	(+)	六・九
朝鮮 支米	一七五	一七五	(-)	〇
臺灣 支米	一八五	一八五	(-)	〇
大 麥	一七〇	一七〇	(-)	〇
小 麥	一六〇	一六〇	(-)	〇
小 豆	一五〇	一五〇	(-)	〇
大 豆	一四〇	一四〇	(-)	〇
小 麥	一三〇	一三〇	(-)	〇
小 豆	一二〇	一二〇	(-)	〇
小 麥	一一〇	一一〇	(-)	〇
小 豆	一〇〇	一〇〇	(-)	〇
小 麥	九〇	九〇	(-)	〇
小 豆	八〇	八〇	(-)	〇
小 麥	七〇	七〇	(-)	〇
小 豆	六〇	六〇	(-)	〇
小 麥	五〇	五〇	(-)	〇
小 豆	四〇	四〇	(-)	〇
小 麥	三〇	三〇	(-)	〇
小 豆	二〇	二〇	(-)	〇
小 麥	一〇	一〇	(-)	〇
小 豆	〇	〇	(-)	〇

纖維品

米 國 棉 花	一七〇	一七〇	(-)	〇
印 度 棉 花	一六〇	一六〇	(-)	〇
羊 毛	一五〇	一五〇	(-)	〇
生 絲	一四〇	一四〇	(-)	〇
紡 績 絹 絲	一三〇	一三〇	(-)	〇

大豆

大 豆	一七〇	一七〇	(-)	〇
綠 茶	一六〇	一六〇	(-)	〇
麥 酒	一五〇	一五〇	(-)	〇
清 酒	一四〇	一四〇	(-)	〇
鯉 節	一三〇	一三〇	(-)	〇
精 製 糖	一二〇	一二〇	(-)	〇
味 噌	一一〇	一一〇	(-)	〇
醬 油	一〇〇	一〇〇	(-)	〇
雞 油	九〇	九〇	(-)	〇
鹽 鮭	八〇	八〇	(-)	〇
豚 肉	七〇	七〇	(-)	〇
內 地 牛 肉	六〇	六〇	(-)	〇
澱 粉	五〇	五〇	(-)	〇
小 麥 粉	四〇	四〇	(-)	〇
小 麥	三〇	三〇	(-)	〇
小 豆	二〇	二〇	(-)	〇
大 豆	一〇	一〇	(-)	〇
小 麥	〇	〇	(-)	〇

